



埼玉県報

第 2 6 8 3 号
平成 2 7 年 3 月 3 1 日
火 曜 日

目 次

条例

- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(地域政策課\)](#)
- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例\(地域政策課\)](#)
- [埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例のあらまし\(みどり自然課\)](#)
- [埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例\(みどり自然課\)](#)
- [埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらまし\(高齢介護課\)](#)
- [埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例\(高齢介護課\)](#)

規則

- [埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則\(情報システム課\)](#)
- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則\(地域政策課\)](#)
- [地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則\(人事課\)](#)
- [地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則\(人事課\)](#)
- [埼玉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則\(職員健康支援課\)](#)
- [知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則\(県政情報センター\)](#)
- [埼玉県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則\(消費生活課\)](#)
- [埼玉県防犯のまちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則\(防犯・交通安全課\)](#)
- [埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則\(環境政策課\)](#)
- [埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(資源循環推進課\)](#)
- [埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則\(みどり自然課\)](#)
- [埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則\(みどり自然課\)](#)
- [埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例施行規則の一部を改正する規則\(みどり自然課\)](#)
- [鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則\(みどり自然課\)](#)
- [埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県介護保険審査会規則の一部を改正する規則\(高齢介護課\)](#)
- [身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則\(障害者福祉推進課\)](#)
- [医療法施行細則の一部を改正する規則\(医療整備課\)](#)
- [埼玉県県造林規則の一部を改正する規則\(森づくり課\)](#)

- [土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則\(河川砂防課\)](#)
- [埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)
- [埼玉県財務規則の一部を改正する規則\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則\(薬物銃器対策課\)](#)
- [埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則\(警察・文書課\)](#)
- [管理職手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

訓令

- [埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令\(文書課\)](#)
- [埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会教育長の職務代理に関する訓令を廃止する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令\(警察・文書課\)](#)

管理規程

- [埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程\(公営企業・財務課\)](#)
- [埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [埼玉県環境影響評価技術指針\(環境政策課\)](#)
- [平成14年埼玉県告示第612号の一部を改正する告示\(大気環境課\)](#)
- [埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく自動車排出温室効果ガスを排出せず、又はその排出量が相当程度少ない自動車を定める告示の一部改正\(大気環境課\)](#)

- [県道並木川崎線の区域の変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道並木川崎線の供用の開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道並木川崎線の区域の変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道並木川崎線の供用の開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道東松山鴻巣線の区域の変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道野田岩槻線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道松戸草加線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道松戸草加線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道上笹塚谷口線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道上笹塚谷口線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道松原団地停車場線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道松原団地停車場線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道惣新田幸手線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道並塚幸手線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道惣新田幸手線の供用の開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定\(川越建築安全センター\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報等の保護に関する規程の一部を改正する告示\(選挙管理委員会\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の解除\(選挙管理委員会\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示\(審査調整課\)](#)
- [埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示\(収用委員会事務局\)](#)
- [コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示\(内水面漁場管理委員会\)](#)
- [埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程\(内水面漁場管理委員会\)](#)

雑報

- [さいたま市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告\(住宅課\)](#)
- [熊谷市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告\(住宅課\)](#)
- [越谷市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告\(住宅課\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県
条例第三十一号）（地域政策課）

一 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 指定都市が法令に基づき実施することとなる事務につき、条例別表からの該当する事務の削除

(二) その他法令改正に伴う規定の整備

三 施行期日

平成二十七年四月一日

ただし、(二)の一部については同年五月二十九日

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十一号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第十三項第一号市町村の欄中「さいたま市、」を削り、同項第五号事務の欄1中「（これらの規定を法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号事務の欄1中「（これらの規定を法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法及び施行規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	さいたま市
1 法第四条第一項の規定による承認	
2 法第四条第二項及び第二十九条第五項の規定による意見の聴取	
3 法第十二条の二第一項の規定による報告書の受理	
4 法第十二条の二第二項の規定による報告書の公表	
5 法第二十九条第三項の規定による承認の取消し	
6 法第三十条の規定による弁明の機会の付与（5の取消しに係るものに限る。）	
7 施行規則第六条の二ただし書の規定による承認	

別表第二十二項事務の欄中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同欄1中「及び第二項」を削り、同欄2中「第十九条の十四第四項」を「第十九条の十四第三項」に改める。

別表第三十五項第二号事務の欄中「、歯科技工士法施行令」を「及び歯科技工士法施行令」に改め、「及び歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号。以下この号において「施行規則」という。）」を削り、同欄1中「第一条」を「第一条の二」に改め、「並びに施行令第六条第五項並びに第七条第一項及び第二項の

規定による免許証の返納」を削り、同欄2を次のように改める。

2 施行令第六条第五項並びに第七条第一項及び第二項の規定による免許証の返納

別表第九十三項第一号事務の欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

別表中第百十四項を第百十五項とし、第百項から第百十三項までを一項ずつ繰り下げ、第九十九項の次に次の一項を加える。

<p>食品表示法（平成二十五年法律第七十号。以下この項において「法」という。）に基づく事務（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）第七条の規定により知事が行うこととされているものを除く。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第六条第一項の規定による指示（法第二条第三項第一号に規定する食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一の市町村の区域内のみにあるもの（4から6までにおいて「特定食品関連事業者」という。）に係るものに限る。）</p> <p>2 法第六条第五項の規定による命令（1の指示に係るものに限る。）</p> <p>3 法第七条の規定による公表（1及び2の事務に係るものに限る。）</p> <p>4 法第八条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び立入検査（特定食品関連事業者に係るものに限る。）</p> <p>5 法第十二条第一項の規定による申出の受付（特定食品関連事業者に係るものに限る。）</p> <p>6 法第十二条第三項の規定による調査（特定食品関連事業者に係るものに限る。）</p>	<p>さいたま市、川越市、川口市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、鴻巣市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、</p>
--	---

鳩山町、とき
がわ町、横瀬
町、皆野町、
長瀬町、小鹿
野町、神川町、
上里町、松伏
町

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第九十三項第一号事務の欄の改正規定は、同年五月二十九日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

(埼玉県条例第三十二号)(みどり自然課)

一 趣旨

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正を踏まえ、埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例中で引用する法律名等を変更するための改正

二 内容

(一) 法律名及び省令名の変更

三 施行期日

平成二十七年五月二十九日

条 例

埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十二号

埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十三号）（高齢介護課）

一 趣旨

介護保険法の改正に伴い、当該条例の一部を改正する

二 内容

介護保険法第八条の二中、第二項及び第七項が削除されたことにより、第十八項が第十六項に改正された。これに伴い、当該条例の第二十四条第一項第一号中、「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」と改める。

三 施行期日

平成二十七年四月一日

条 例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十三号

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十五号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「農林総合研究センター」を「農業技術研究センター」に、「第七十四条の三」を「第七十四条」に、「第十四款 花と緑の振興センター（第七十八条・第七十九条）」を「第十四款 花と緑の振興センター（第七十八条・第七十九条）」を「第十四款の二 茶業研究所（第七十九条の二・第七十九条の三）第十四款の三 水産研究所（第七十九条の四・第七十九条の五）」に改める。

第三条の表県民生活部の項中

国際スポーツ課

を

スポーツ振興課

に改め、同表福祉部の項中

高齢

オリンピック・パラリンピック課

介護課

を

高齢者福祉課
地域包括ケア課

に改め、同表

産業労働部の項中

観光課
産業拠点整備課

を

観光

光課に改める。

第七条の二文化振興課の項第四号中「熊谷会館」を削り、同条青少年課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 青少年による国際サッカー大会の開催に関する事。

第七条の二青少年課の項の次に次の一項を加える。

スポーツ振興課

一 生涯スポーツに関する事。

二 競技スポーツに関すること。
三 スポーツによる地域振興に関すること。
四 国際的なスポーツ大会等（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

五 体育大会に関すること。

六 体育施設に関すること。

七 体育関係団体に関すること。

八 県立武道館の管理に関すること。

九 スポーツ局長の庶務に関すること。

十 前各号のほか、体育及びスポーツの振興に関すること。

第七条の二国際スポーツ課の項を次のように改める。

オリンピック・パラリンピック課

第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会の開

催準備（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第七条の三危機管理課の項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 国土強靱化地域計画に関すること。

第七条の四大気環境課の項第五号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同条みどり自然課の項第三号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に

関する法律の施行に関すること。

第八条社会福祉課の項第二十三号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同項中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 生活困窮者自立支援法の施行に関すること。

第八条高齢介護課の項中「高齢介護課」を「高齢者福祉課」に改め、同項第三号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に改め、同項第四号中

「他の機関において所掌するものを除く」を「介護支援専門員並びに事業者及び施設に関することに限る」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同項の次に次の一項を加える。

地域包括ケア課

- 一 地域包括ケアシステム構築の推進（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。
- 二 介護保険法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。
- 三 老人福祉法の施行（後見等に関することに限る。）に関すること。
- 四 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること。

第八条福祉監査課の項に次の一号を加える。

- 五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行（幼保連携型認定こども園の人員、設備及び運営の内容に係る指導及び検査に関することに限る。）に関すること。

第八条少子政策課の項第五号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第九号中「施行」の下に「（他の機関において所掌するものを除く。）」を加え、同項第十一号中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

第九条保健医療政策課の項第五号中「歯科技工士及び」を削り、同条医療整備課の項第四号を次のように改める。

- 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、歯科衛生士法、診療放射線技師法（診療エックス線技師にあつては、免許に関することを除く。）、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、柔道整復師法、視能訓練士法、臨床工学技士法、義肢装具士法、救急救命士法及び言語聴覚士法の施行に関すること。

第九条医療整備課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条健康長寿課の項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「指導等」を「指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

- 六 食品表示法の施行（栄養成分の量及び熱量その他の県民の健康の増進を図るために必要な表示事項に関することに限る。）に関すること。

第九条疾病対策課の項第五号を次のように改める。

五 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関すること。

第九条食品安全課の項第五号中「栄養表示食品」を「健康保持増進効果等についての表示がされた食品」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 食品表示法の施行（アレルゲンその他の県民の健康の保護を図るために必要な表示事項に関することに限る。）に関すること。

第九条薬務課の項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例の施行に関すること。

第十条産業支援課の項中第十八号を第二十号とし、第十七号を第十九号とし、第十六号の次に次の二号を加える。

十七 東部地域振興ふれあい拠点施設及び西部地域振興ふれあい拠点施設の管理に関すること。

十八 北部地域振興交流拠点施設の整備の検討及び推進に関すること。

第十条金融課の項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「前二号のほか、」を削り、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条産業拠点整備課の項を削り、同条勤労者福祉課の項第二号中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第十一条農業政策課の項第十八号中「農林総合研究センター」を「農業技術研究センター」に改め、同条農産物安全課の項第九号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 食品表示法の施行（原材料その他の食品の生産及び流通の円滑化等を図るために必要な表示事項に関することに限る。）に関すること。

十一 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行に関すること。

第十一条生産振興課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、第十四号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 内水面漁業の振興に関する法律の施行（協議会に関することに限る。）に関すること。

第十一条生産振興課の項中第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十五号と

し、第十八号を第十六号とし、同項第十九号中「花と緑の振興センター」の下に「茶業研究所及び水産研究所」を加え、同号を同項第十七号とする。

第十二条道路政策課の項に次の一号を加える。

八 自動車道事業に関すること。

第十三条建築安全課の項中第十六号を第十七号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行（除却の必要性に係る認定及び容積率の特例に関することに限る。）に関すること。

第十三条住宅課の項第十三号中「高齢介護課」を「高齢者福祉課」に改め、同項第十四号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、「施行」の下に「（建築安全課において所掌するものを除く。）」を加える。

第十九条の三第一項第十三号中「審査」の下に「（建築安全センターにおいて所掌するものを除く。）」を加え、「こと（県土整備事務所において所掌するものを除く。）」を「こと。」に改め、同項第十八号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第十九条の五第一号中「母子及び寡婦福祉法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 生活困窮者の自立支援及び住居確保給付金の支給に関すること。

第十九条の六第一項第六号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第十一号中「埼玉県母子福祉センター条例」を「埼玉県母子・父子福祉センター条例」に、「母子福祉センターの」を「母子・父子福祉センターの」に改める。

第二十五条の表埼玉県春日部保健所の項中「、越谷市」を削る。

第二十五条の二第一項第十五号中「歯科技工士及び」を削り、同項中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 食品表示法に基づく事務（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第二十八条の表埼玉県春日部保健所の項中「、越谷市」を削る。

第二十八条の二に次の一項を加える。

3 埼玉県春日部保健所においては、第二十五条の二第一項に掲げる事務のうち、

越谷市の区域に係る薬事（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事務並びに精神保健及び精神障害者の福祉（精神障害者の措置入院に係る事務及び精神医療審査会に入院の要否に関し審査を求め事務に限る。）に関する事務を所掌する。

第六十七条第一項第二十二号中「農林物資」を「飲食料品以外の農林物資」に改め、同項に次の一号を加える。

三十九 食品表示法に基づく事務（原材料その他の食品の生産及び流通の円滑化等を図るために必要な表示事項に関することに限る。）に関すること。

第三章第二節第十二款の款名を次のように改める。

第十二款 農業技術研究センター

第七十二条第一項中「農林水産業」を「農業」に、「農林総合研究センター」を「農業技術研究センター」に改め、同条第二項の表以外の部分中「農林総合研究センター」を「農業技術研究センター」に改め、同項の表中「埼玉県農林総合研究センター」を「埼玉県農業技術研究センター」に改める。

第七十三条中「埼玉県農林総合研究センター」を「埼玉県農業技術研究センター」に改め、同条第一号及び第二号中「農林水産業」を「農業」に改め、同条第三号中「農産物」の下に「（茶を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第五号を削り、同条第六号中「農林水産業」を「農業」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「農林水産物」を「農産物」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「農林水産物」を「農産物」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 主穀作物の原原種の生産に関すること。

第七十三条第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 農業経営及び農業技術の普及指導を行うこと。

十三 前各号のほか、農業に関する研究開発等を行うこと。

第七十三条第十四号から第十九号までを削る。

第七十四条を次のように改める。

第七十四条 削除

第七十四条の二及び第七十四条の三を削る。

第三章第二節第十四款の次に次の二款を加える。

第十四款の二 茶業研究所

（設置、名称及び位置）

第七十九条の二 茶業の発展及び技術の向上に資する研究開発を行わせるため、茶

業研究所を置く。

2 茶業研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
埼玉県茶業研究所		入	間 市

(事務)

第七十九条の三 埼玉県茶業研究所においては、次の事務を所掌する。

- 一 茶の品種の育成及び選定を行うこと。
- 二 茶の営農技術及び商品化に関する研究開発を行うこと。
- 三 茶業技術の普及指導を行うこと。
- 四 前三号のほか、茶業に関する研究開発等を行うこと。

第十四款の三 水産研究所

(設置、名称及び位置)

第七十九条の四 水産業の発展及び技術の向上に資する研究開発を行わせるため、水産研究所を置く。

2 水産研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
埼玉県水産研究所		加	須 市

(事務)

第七十九条の五 埼玉県水産研究所においては、次の事務を所掌する。

- 一 養殖魚の品種の育成及び選定を行うこと。
 - 二 養殖技術に関する研究開発を行うこと。
 - 三 水産資源の増殖及び漁場環境の保全に関する研究開発及び調査を行うこと。
 - 四 水産技術の普及指導を行うこと。
 - 五 漁業法、水産資源保護法、漁船法、輸出水産業の振興に関する法律、遊漁船業の適正化に関する法律及び持続的養殖生産確保法の施行に関すること。
 - 六 水産業協同組合法に基づく事務（農業政策課において所掌するものを除く。）に関すること。
 - 七 内水面漁業の振興に関する法律に基づく事務（生産振興課において所掌するものを除く。）に関すること。
 - 八 前各号のほか、水産業に関する研究開発等を行うこと。
- 第一百十条に次の九号及び一項を加える。
- 十四 森林の循環利用の促進及び県産木材の安定供給促進に関すること。
 - 十五 森林、林業及び木材産業に関する試験研究情報の収集及び提供を行うこと。
 - 十六 森林の公益的機能の増進に関する研究開発及び調査を行うこと。

- 十七 森林の病虫害の防除技術に関する研究開発を行うこと。
 - 十八 樹苗の品種の育成及び選定を行うこと。
 - 十九 育林の改良に関する研究開発を行うこと。
 - 二十 森林経営に関する研究開発を行うこと。
 - 二十一 林産物の生産及び利活用に関する研究開発を行うこと。
 - 二十二 前各号のほか、森林、林業及び木材産業に関する研究開発等を行うこと。
- 2 前項第十四号に掲げる事務については、前条（所管区域に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 第三百十一条の十五第五号中「及び埼玉県風致地区内における建築等の規制に関する条例」を削る。

第六百六十七条の表埼玉県農業大学校の項中「鶴ヶ島市」を「熊谷市」に改める。

「管理部

「管理・研修部

第六百六十八条中 担い手養成部 を

養成部

」に改める。

県民学習部

第六百八十七条の表埼玉県青少年健全育成審議会の項の次に次のように加える。

埼玉県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法の定めるところにより、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。
ス ポ ー ツ 振 興	

第六百八十七条の表埼玉県介護保険審査会の項中「~~孤~~」を「~~孤~~」に改め、同表埼玉県児童福祉審議会の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、「母子保健に関する事項」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十五条の規定による幼保連携型認定こども園に関する事項の調査審議」を加え、同表中

歯科技工士試験委員	歯科技工士国家試験の実施に関する事務を行う。	課 策 政
埼玉県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	
クリーニング師試験	クリーニング師試験の実施に関する事務を行う。	

製菓衛生師試験委員	製菓衛生師試験の実施に関する事務を行う。	保 健 医 療
埼玉県地方独立行政法人評価委員会	地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関する事務及び同法によりその権限に属させられた事項を処理する事務	

を

埼玉県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法第二十五条第一項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	保 健 医 療 政 策 課
クリーニング師試験委員	クリーニング師試験の実施に関する事務を行う。	
製菓衛生師試験委員	製菓衛生師試験の実施に関する事務を行う。	保 健 医 療
埼玉県地方独立行政法人評価委員会	地方独立行政法人法第十一条第二項の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関する事務及び同法によりその権限に属させられた事項を処理する事務	

に

改める。

第百八十八条第一項の表総務部の項の次に次のように加える。

県民生活部	スポーツ局長	上司の命を受け、スポーツに係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
スポーツ振興課	スポーツ企画幹	上司の命を受け、スポーツに関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第百九十二条第一項の表支所の項中「所長、水田農業研究所、園芸研究所、茶業研究所及び水産研究所にあつては研究所長」を、「所長」に改め、同表埼玉県農林総合研究センターの項を削り、同条第三項の表地域機関の項中「副園長」の下に「埼玉県総合リハビリテーションセンター」を加え、同表支所の項中「（水田農業研究所、園芸研究所、茶業研究所及び水産研究所にあつては副研究所長）」を削り、同表埼玉県農林総合研究センター及び埼玉県立精神保健福祉センターの項中「埼玉県農林総合研究センター」を「埼玉県農業技術研究センター」に改め、同項の次に

次のように加える。

寄居林業事務 所	埼玉県農業技 術研究センタ ー	総務部長 農業革新支援部 長	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、所長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	森林研究室長	上司の命を受け、森林、林業及び木材産業の研究に関する事項を掌理するとともに、当該指定事項について、所長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。	

第百九十二条第三項の表中

埼玉県環境科 学国際センタ ー	埼玉県環境科 学国際センタ ー	研究企画幹 事	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、所長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	埼玉県環境科 学国際センタ ー	副研究所長	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、研究所長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
埼玉県環 境科学国 際センタ ー及び埼 玉県産業 技術総合 センタ ー	埼玉県環 境科学国 際センタ ー及び埼 玉県産業 技術総合 センタ ー	副室長	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、室長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

を

埼玉県環 境科学国 際センタ ー及び埼 玉県産業 技術総合 センタ ー	埼玉県環 境科学国 際センタ ー及び埼 玉県産業 技術総合 センタ ー	副室長	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、室長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
--	--	-----	--

に

改め、同表埼玉県産業技術総合センターの項を次のように改める。

埼玉県産業技術総合センタ	産業技術情報幹	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、所長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
技術・事業化交流支援室長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、北部研究所長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。	

第九十二条第三項の表埼玉県農業大学校の項中「あがら」を「あがら」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第七条の四みどり自然課の項第三号の改正規定及び第十九条の三第一項第十八号の改正規定は、同年五月二十九日から施行する。

2 この規則の施行の際、次の表の上欄に掲げる機関に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

県民生活部国際スポーツ課	県民生活部オリンピック・パラリンピック課
福祉部高齢介護課	福祉部高齢者福祉課
埼玉県農林総合研究センター	埼玉県農業技術研究センター

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十六号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「契約局長」の下に「、スポーツ局長」を加える。

第九条第一項中「主席県民相談員」の下に「、スポーツ企画幹」を加える。

第十二条第三項第一号中「契約局長」の下に「、スポーツ局長」を加える。

別表第一都市整備部建築安全課長の項第二号委任事務の欄4中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同欄8中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第四号知事決裁事項の欄中6を削り、7を6とし、8を7とし、同号部長専決事項の欄中15を19とし、6から14までを10から18までとし、同欄5中「第二百五十二条の二第四項」を「第二百五十二条の二の二第四項」に改め、同欄5を同欄9とし、同欄4の次に次のように加える。

5 法第二百五十一条の三の二第一項の規定に基づき、自治紛争処理委員に市町村の連携協約に係る紛争を処理するための方策（以下この項において「処理方策」という。）を定めさせること。

6 法第二百五十一条の三の二第二項の規定に基づき、処理方策の提示の申請を取り下げることについて同意を与えること。

7 法第二百五十一条の三の二第三項の規定に基づき、自治紛争処理委員から処理方策の通知を受けること。

8 法第二百五十二条の二第五項の規定に基づき、市町村の連携協約の締結について、関係のある市町村に勧告すること。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第四号部長専決事項の欄に次のように加える。

20 施行令第七十四条の八第二項の規定に基づき、処理方策を定めさせることについて、その旨及び自治紛争処理委員の氏名を告示するとともに、当事者である市町村にこれを通知すること。

21 施行令第七十四条の八第三項の規定に基づき、法第二百五十一条の三の二第二項の同意について、その旨を他の当事者である市町村に通知すること。

22 施行令第七十四条の八第四項の規定に基づき、自治紛争処理委員に対し、処理方策を定める経過について報告を求めること。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第七号部長専決事項の欄1中「第二十三条」を「第二十一条」に改め、同表市町村課の項第一号部長専決事項の欄22中「第七十四条の六第一項」を「第七十四条の六第二項」に改め、同欄23中「第七十四条の六第二項」を「第七十四条の六第三項」に改め、同欄24中「第七十四条の六第三項」を「第七十四条の六第五項」に改め、同欄24を同欄25とし、同欄23の次に次のように加える。

24 施行令第七十四条の六第四項の規定に基づき、法第二百五十一条の二第二項の同意について、その旨を他の当事者に通知すること。

別表第四総務部の表人事課の項第三号事務の種類欄中「及び特別職の職員の給与及び旅費に関する条例」を「、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例」に改め、「いう。」の下に「及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十七号。以下この項において「教育長給与等条例」という。）」を加え、同号知事決裁事項の欄2及び3中「第三条第一項」の下に「及び教育長給与等条例第五条」を加え、同欄4中「又は特別職給与等条例」を「、特別職給与等条例」に改め、「第四条第五項」の下に「又は教育長給与等条例第六条第四項」を加え、同欄5及び6中「第七条」の下に「及び教育長給与等条例第六条第六項」を加え、同欄7から11までの規定中「第四条第六項」の下に「及び教育長給与等条例第六条第五項」を加え、同欄13中「第一条第一項第六号」を「第一条第一項第七号」に改める。

別表第四県民生活部の表青少年課の項の次に次のように加える。

<p>課 興 振 ツ 一 ス （平成二十三年法律第七十八号）の 施行に関する事務</p>		<p>スポーツ基本法 第十条第二項 の規定に基づき、地方スポーツ 推進計画を定め、又はこれを変 更することについて、県教育委 員会の意見を聴くこと。</p>
--	--	--

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第一号事務の種類欄中「。以下この項において「法」という。」を削り、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

不当景品類及び不当表示防止法第六条の規定に基づき、事業者に対し、違

反行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずること。

別表第四県民生活部の表防犯・交通安全課の項部長専決事項の欄3中「第九条第二項、第十条第二項及び第十六条第二項」を「第十一条第二項、第十二条第二項及び第十九条第二項」に改める。

別表第四危機管理防災部の表危機管理課の項第四号知事決裁事項の欄10中「医療機器等」を「医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品」に改め、同号部長専決事項の欄1中「又は医療機器」を「、医療機器又は再生医療等製品」に改め、同表化学保安課の項第一号部長専決事項の欄4中「保安統括者又はその代理者」を「保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者又は取扱主任者」に改め、同欄10中「第五十八条の三十の二第二項」を「第五十八条の三十の三第二項」に、「指定保安調査機関」を「指定保安検査機関」に、「保安調査の」を「保安検査の」に改め、同項第三号部長専決事項の欄4中「第三十五条」を「第三十五条の三」に改め、同欄5中「液化石油ガス整備士免状」を「液化石油ガス設備士免状」に改める。

別表第四環境部の表水環境課の項第三号部長専決事項の欄中14を17とし、13を14とし、その次に次のように加える。

15 法第四十二条の規定に基づき、指定調査機関の指定を取り消すこと。

16 法第四十三条の規定に基づき、指定調査機関の指定をしたとき又は指定を取り消したときに、その旨を公示すること。

別表第四環境部の表水環境課の項第三号部長専決事項の欄中12を13とし、1から11までを2から12までとし、同欄に1として次のように加える。

1 法第三条第一項の規定に基づき、指定調査機関を指定すること。

別表第四環境部の表みどり自然課の項第三号事務の種類の中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄1中「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改め、同欄2中「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画」に改め、同欄中29を30とし、3から28までを4から29までとし、2の次に次のように加える。

3 法第七条の二第一項の規定に基づき、第二種特定鳥獣管理計画を定めること。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第一号事務の種類の中「いう。」の下に「及び社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号）」を加え、同号部長専決事項の欄に次のように加える。

17 社会福祉法施行令第九条の規定に基づき、指定養成機関等の指定を取り消すこと。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

一 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の施行に関する事務	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第七条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号及び第三号並びに第三十九条第一号から第三号までの養成施設の指定を取り消すこと。
--	---

別表第四福祉部の表高齢介護課の項機関名の欄中「~~聾唖~~」を「~~聾唖~~」に改め、同項第二号事務の種類の欄中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄2中「第十三条第二項（法第十五条第二項）」を「第十五条第二項（法第十五条第二項）」に改め、同欄2を同欄3とし、同欄1中「第十三条第一項（法第十五条第二項）」を「第十五条第一項（法第十五条第二項）」に改め、同欄1を同欄2とし、同欄に1として次のように加える。

- 1 法第四条第一項及び第五項の規定に基づき、都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画を作成し、厚生労働大臣に提出すること。

別表第四福祉部の表高齢介護課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同項の次に次のように加える。

課 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の施行に関する事務	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二十五条の規定に基づき、措置その他厚生労働省令で定める事項を公表すること。
---	---

別表第四福祉部の表障害者支援課の項第一号部長専決事項の欄10中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改め、同表少子政策課の項第二号部長専決事項の欄8中「第三十五条第七項」を「第三十五条第十二項」に改め、同欄11中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改め、同項第四号事務の種類の欄中「母子及び寡婦

福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同号部長専決事項の欄1中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業」に改め、同欄2中「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改め、同欄2を同欄3とし、同欄1の次に次のように加える。

2 法第三十一条の七第四項において準用する法第二十三条の規定に基づき、父子家庭日常生活支援事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずること。

別表第四福祉部の表少子政策課の項第五号部長専決事項の欄1中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に改め、同欄2を削り、同欄中3を2とし、同欄4中「第十条第一項」を「第七条第一項」に、「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に改め、同欄4を同欄3とし、同欄5及び6を削り、同欄に次のように加える。

4 法第十七条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等を認可すること。

5 法第二十条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は命ずること。

6 法第二十一条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。

7 法第二十二條第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置の認可を取り消すこと。

別表第四福祉部の表こども安全課の項第一号事務の種類欄中「いう。」の下に「及び児童福祉法施行令」を加え、同号部長専決事項の欄2中「第三十五条第七項」を「第三十五条第十二項」に改め、同欄5中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改め、同欄に次のように加える。

7 児童福祉法施行令第三条の二第十項の規定に基づき、指定児童福祉司養成施設等の指定を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表保健医療政策課の項第一号部長専決事項の欄1中「第三十条の四第十一項」を「第三十条の四第十三項」に改め、同欄2中「第三十条の四第十二項」を「第三十条の四第十四項」に改め、「含む。」の下に「及び保険者協議会」を加え、同欄に次のように加える。

3 法第三十条の十三第五項の規定に基づき、病床機能報告対象病院等の開設者に対し、管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずること。

4 法第三十条の十三第六項の規定に基づき、命令に従わなかつた旨を公表する

こと。

別表第四保健医療部の表保健医療政策課の項第三号中「、歯科技工士」を削り、同表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄中19を削り、22を32とし、21を31とし、20を30とし、18を28とし、その次に次のように加える。

29 法第六十六条の三の規定に基づき、医療法人の業務を監督する都道府県知事に意見を述べること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄中17を27とし、7から16までを17から26までとし、6を12とし、その次に次のように加える。

13 法第三十条の十二第一項において準用する法第七条の二第三項の規定に基づき、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとるべきことを要請すること。

14 法第三十条の十二第一項において準用する法第七条の二第四項の規定に基づき、既存の病床数の算定に当たり、必要な補正を行うこと。

15 法第三十条の十二第二項の規定に基づき、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、要請に係る措置をとるべきことを勧告すること。

16 法第三十条の十二第三項の規定に基づき、勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄中5を11とし、4を10とし、3を6とし、その次に次のように加える。

7 法第二十七条の二第一項の規定に基づき、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、期限を定めて、法第七条第五項の規定により許可に付された条件に従うべきことを勧告すること。

8 法第二十七条の二第二項の規定に基づき、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

9 法第二十七条の二第三項の規定に基づき、命令に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄中2を4とし、その次に次のように加える。

5 法第七条の二第七項の規定に基づき、命令に従わなかつた旨を公表すること。
別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄1の次に次のように加える。

2 法第七条第五項の規定に基づき、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請に対する許可に

条件を付すること。

3 法第七条の二第三項の規定に基づき、病院又は診療所の開設者又は管理者に
対し、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとるべき
ことを命ずること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第二号部長専決事項の欄3中「第十六
条」を「第十六条第一項」に改め、同欄3を同欄4とし、同欄2の次に次のように
加える。

3 施行令第十六条第一項の規定に基づき、指定養成所の指定を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第三号事務の種類の欄中「(昭和二十二
年法律第二百十七号)」の下に「及びあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師
等に関する法律施行令(平成四年政令第三百一号)」を加え、同号部長専決事項の
欄を次のように改める。

- 1 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二条の
三第一項の規定に基づき、期間を定めて医業類似行為を業とする者の業務
を停止し、又はその業務の全部若しくは一部を禁止すること。
- 2 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第六
条第一項の規定に基づき、認定養成施設の認定を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項中第九号を第十五号とし、同項第八号事
務の種類の欄中「(昭和四十六年法律第六十四号)」の下に「及び視能訓練士法施
行令(昭和四十六年政令第二百四十六号)」を加え、同号部長専決事項の欄を次の
ように改める。

- 1 視能訓練士法第八条第二項の規定に基づき、視能訓練士の免許を取り消
し、又は期間を定めてその名称の使用を停止する必要があると認めるとき、
その旨を厚生労働大臣に具申すること。
- 2 視能訓練士法施行令第十五条第一項の規定に基づき、指定養成所の指定
を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項中第八号を第十号とし、同号の次に次の
四号を加える。

十一 臨床工学技 士学校養成所指 定規則(昭和六 十三年文部省・ 厚生省令第二号) の施行に関する	臨床工学技士学校養成所指定規則 第七条の規定に基づき、臨床工学技 士法(昭和六十二年法律第六十号) 第十四条第一号から第三号までの臨 床工学技士養成所の指定を取り消す こと。
--	--

事務	十二 義肢装具士 学校養成所指定 規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第三号）の施行に関する事務	義肢装具士学校養成所指定規則第七条の規定に基づき、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号から第三号までの義肢装具士養成所の指定を取り消すこと。
十三 救急救命士 学校養成所指定 規則（平成三年文部省・厚生省令第二号）の施行に関する事務	救急救命士学校養成所指定規則第七条の規定に基づき、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号及び第四号の救急救命士養成所の指定を取り消すこと。	
十四 言語聴覚士 学校養成所指定 規則（平成十年文部省・厚生省令第二号）の施行に関する事務	言語聴覚士学校養成所指定規則第七条の規定に基づき、言語聴覚士法（平成九年法律第三十二号）第十三条第一号から第三号まで及び第五号の言語聴覚士養成所の指定を取り消すこと。	

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第七号事務の種類の欄中「（昭和四十年法律第三百三十七号）」の下に「及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）」を加え、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

<p>1 理学療法士及び作業療法士法第七条第二項の規定に基づき、理学療法士又は作業療法士の免許を取り消し、又は期間を定めてその名称の使用を停止する必要があると認めるとき、その旨を厚生労働大臣に具申すること。</p> <p>2 理学療法士及び作業療法士法施行令第十四条第一項の規定に基づき、指定養成施設の指定を取り消すこと。</p>

別表第四保健医療部の表医療整備課の項中第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>九 柔道整復師法 施行令（平成四十年政令第三百二号）の施行に関</p>	<p>柔道整復師法施行令第七条第一項の規定に基づき、指定養成施設の指定を取り消すこと。</p>
--	---

する事務

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第六号事務の種類「（昭和三十二年）」の下に「及び臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百二十六号）」を加え、同号部長専決事項の欄に次のように加え、同号を同項第七号とする。

4 臨床検査技師等に関する法律施行令第十五条第一項の規定に基づき、指定養成所の指定を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第五号事務の種類「（昭和三十二年法律第六十八号）」の下に「及び歯科技工士法施行令（昭和三十二年政令第二百二十八号）」を加え、同号部長専決事項の欄を次のように改め、同号を同項第六号とする。

- 1 歯科技工士法第八条第二項の規定に基づき、歯科技工士の免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることが必要であると認めるとき、その旨を厚生労働大臣に具申すること。
- 2 歯科技工士法施行令第十五条第一項の規定に基づき、指定養成所の指定を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第四号事務の種類「（昭和三十二年法律第二百二十六号）」の下に「及び診療放射線技師法施行令（昭和三十二年政令第三百八十五号）」を加え、同号部長専決事項の欄に次のように加え、同号を同項第五号とする。

3 診療放射線技師法施行令第十二条第一項の規定に基づき、指定養成所の指定を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第三号の次に次の一号を加える。

四 歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号）の施行に関する事務	歯科衛生士法施行令第八条第一項の規定に基づき、指定養成所の指定を取り消すこと。
-------------------------------------	---

別表第四保健医療部の表健康長寿課の項第三号事務の種類「（昭和三十二年）」の下に「及び調理師法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十六号）」を加え、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 調理師法第六条の規定に基づき、調理師の免許を取り消すこと。
- 2 調理師法施行規則第十一条の規定に基づき、指定養成施設の指定を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表健康長寿課の項第七号事務の種類の欄中「児童福祉法」の下に「（以下この項において「法」という。）及び児童福祉法施行規則」を加え、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第十九条の十六第一項の規定に基づき、指定小児慢性特定疾病医療機関等に対し報告等を命じ、指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定小児慢性特定疾病医療機関について設備等を検査させること。
- 2 法第十九条の十六第四項の規定に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支払を一時差し止めること。
- 3 法第十九条の十七第一項の規定に基づき、指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者に対し、期限を定めて、法第十九条の十一又は第十九条の十二の規定を遵守すべきことを勧告すること。
- 4 法第十九条の十七第三項の規定に基づき、指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置を取るべきことを命ずること。
- 5 法第十九条の十八の規定に基づき、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めて指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- 6 法第五十七条の三第二項の規定に基づき、小児慢性特定疾病児童等の保護者等に対し報告等を命じ、又は当該職員に質問させること。
- 7 児童福祉法施行規則第七条の十六の規定に基づき、指定医の指定を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表健康長寿課の項に次の一号を加える。

<p>九 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の施行に関する事務（栄養成分の量及び熱量その他の県民の健康の増進を図るために必要な表示事項に係るものに限る。）</p>		<p>食品表示法第七条の規定に基づき、同法第六条の規定による指示又は命令をした旨を公表すること。</p>
---	--	--

別表第四保健医療部の表疾病対策課の項第三号事務の種類の欄中「平成六年法律第百十七号」の下に「。以下この項において「法」という。」を加え、同号部長専決事項の欄を次のように改める。

- 1 法第十二条第三項の規定に基づき、指定医療機関の指定を取り消すこと。
- 2 法第十九条第三項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関の指定を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表疾病対策課の項第六号知事決裁事項の欄12中「又は医療機器」を「、医療機器又は再生医療等製品」に改め、同欄13中「医療機器等」を「医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品」に改め、同号部長専決事項の欄1中「又は医療機器」を「、医療機器又は再生医療等製品」に改め、同項に次の二号を加える。

<p>七 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）の施行に関する事務</p>		<p>精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第九条の規定に基づき、精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）第七条第二号及び第三号の養成施設の指定を取り消すこと。</p>
<p>八 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下この項において「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号。以下この項</p>		<p>1 法第二十一条第一項の規定に基づき、指定医療機関等に対し報告等を命じ、指定医療機関の開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定医療機関について設備等を検査させること。</p> <p>2 法第二十一条第四項の規定に基づき、特定医療費の支払を一時差し止めること。</p> <p>3 法第二十二条第一項の規定に基づき、指定医療機関の開設者に対し、期限を定めて、法第十六条又は第十七条の規定を遵守すべきこ</p>

において「施行規則」という。）の施行に関する事務

とを勧告すること。

4 法第二十二條第三項の規定に基づき、指定医療機関の開設者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

5 法第二十三條の規定に基づき、指定医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

6 法第三十五條第一項の規定に基づき、指定難病の患者等に対し、報告等を命じ、又は当該職員に質問させること。

7 施行規則第二十条第二項の規定に基づき、指定医の指定を取り消すこと。

8 施行規則第二十条第三項の規定に基づき、指定医の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその指定の効力を停止すること。

別表第四保健医療部の表生活衛生課の項中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同項第八号事務の種類の欄中「いう。」の下に「及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号。以下この項において「施行令」という。）」を加え、同号部長専決事項の欄中18を19とし、13から17までを14から18までとし、12の次に次のように加える。

13 法第五十六條の三第一項の規定に基づき、振興計画を認定すること。

別表第四保健医療部の表生活衛生課の項第八号部長専決事項の欄に次のように加え、同号を同項第十号とする。

20 施行令第六條第一項の規定に基づき、振興計画の変更を認定すること。

21 施行令第六條第二項の規定に基づき、振興計画の認定を取り消すこと。

別表第四保健医療部の表生活衛生課の項中第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>九 美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）の施行に関する事務</p>		<p>美容師養成施設指定規則第十二条第一項の規定に基づき、指定養成施設の指定を取り消すこと。</p>
--	--	--

別表第四保健医療部の表生活衛生課の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

<p>四 理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）の施行に関する事務</p>		<p>理容師養成施設指定規則第十三条第一項の規定に基づき、指定養成施設の指定を取り消すこと。</p>
--	--	--

別表第四保健医療部の表食品安全課の項第一号事務の種類欄中「いう。」の下に「及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下この項において「施行令」という。）」を加え、同号部長専決事項の欄に次のように加える。

- 9 施行令第十八条の規定に基づき、登録養成施設の登録を取り消すこと。
- 10 施行令第三十条の規定に基づき、登録講習会の登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習会に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

別表第四保健医療部の表食品安全課の項第五号事務の種類欄中「（平成二年法律第七十号）」の下に「及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号。以下この項において「施行令」という。）」を加え、同号部長専決事項の欄を次のように改め、同号を同項第六号とする。

- 1 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第八条又は第九条の規定に基づき、食鳥処理の事業の許可を取り消すこと。
- 2 施行令第五条の規定に基づき、登録養成施設の登録を取り消すこと。
- 3 施行令第十七条の規定に基づき、登録講習会の登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習会に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

別表第四保健医療部の表食品安全課の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

<p>二 食品表示法の施行に関する事務（アレルゲンその他の県民の健康の保護を図</p>		<p>食品表示法第七条の規定に基づき、同法第六条の規定による指示又は命令をした旨を公表すること。</p>
---	--	--

るために必要な表示事項に係るものに限る。)

別表第四保健医療部の表食品安全課の項に次の一号を加える。

<p>七 製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）の施行に関する事務</p>	<p>製菓衛生師法施行令第二十三条の規定に基づき、指定養成施設の指定を取り消すこと。</p>
--	--

別表第四保健医療部の表薬務課の項第一号部長専決事項の欄1中「9」を「10」に、「14」を「15」に改め、同欄5中「14」を「15」に改め、同欄中19を20とし、18を19とし、17を18とし、同欄16中「当該物品を貯蔵している者等」を「指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を貯蔵している者等」に、「どうか」を「どうか等」に改め、同欄16を同欄17とし、同欄中15を16とし、12から14までを13から15までとし、同欄11中「12及び13」を「13及び14」に改め、同欄11を同欄12とし、同欄中10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加える。

9 法第七十二条の五第一項の規定に基づき、法第六十八条の規定に違反した者（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売業者及び製造業者、配置販売業者並びに医療機器の修理業者に限る。）に対し、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずること。

別表第四保健医療部の表薬務課の項第一号部長専決事項の欄に次のように加える。

21 法第七十六条の七の二第一項の規定に基づき、法第七十六条の五の規定に違反した者に対し、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずること。

22 法第七十六条の七の二第二項の規定に基づき、法第七十六条の六の二第一項の規定による禁止に違反した者に対し、同条第二項の規定により当該禁止が解除されるまでの間、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずること。

別表第四保健医療部の表薬務課の項に次の一号を加える。

<p>八 埼玉県薬物の</p>	<p>1 条例第十一条第一項の規定に基</p>
-----------------	-------------------------

濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務

づき、知事指定薬物を指定すること。

2 条例第十六条第一項の規定に基づき、条例第十五条第一項の規定による警告に従わない者に対し、知事指定薬物の製造等の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを命ずること。

3 条例第十六条第二項の規定に基づき、条例第十三条第一項の規定に違反した者に対し、知事指定薬物の製造等の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを命ずること。

別表第四産業労働部の表産業労働政策課の項第五号部長専決事項の欄1中「第五条第一項」を「第七条第一項」に改め、同欄2中「第六条第一項」を「第八条第一項」に改め、同欄3中「第六条第二項」を「第八条第二項」に改め、同欄4から6までを削り、同欄7中「又は連携事業」を削り、同欄7を同欄4とし、同表商業・サービス産業支援課の項第一号部長専決事項の欄中「第九条第十二項」を「第九条第十五項」に改め、同表金融課の項第二号事務の種類の欄中「埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則」を「埼玉県中小企業高度化資金貸付規則」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号部長専決事項の欄2及び4中「（設備共同廃棄事業に係るものを除く。）」を削り、同号を同項第四号とする。

別表第四農林部の表農産物安全課の項第五号事務の種類の欄中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄1中「及び第二項」を削り、同欄2中「第十九条の十四第四項」を「第十九条の十四第三項」に改め、「及び第二項」を削り、同欄3中「及び第二項」を削り、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 食品表示法（以下この項において「法」とい

1 法第六条第一項の規定に基づき、食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守す

<p>う。)の施行に 関する事務(原 材料その他の食 品の生産及び流 通の円滑化等を 図るために必要 な表示事項に係 るものに限る。)</p>		<p>べき旨の指示をすること。 2 法第六条第五項の規定に基づき、 同条第一項の規定による指示に係 る措置をとるべきことを命ずるこ と。 3 法第七条の規定に基づき、法第 六条第一項又は第五項の規定によ る指示又は命令をした旨を公表す ること。</p>
---	--	--

別表第四農林部の表農産物安全課の項に次の一号を加える。

<p>九 持続性の高い 農業生産方式の 導入の促進に関 する法律(平成 十一年法律第百 十号)の施行に 関する事務</p>		<p>持続性の高い農業生産方式の導入 の促進に関する法律第三条第一項、 第四項及び第五項の規定に基づき、 導入指針を定め、又は変更し、これ を公表すること。</p>
---	--	--

別表第四農林部の表生産振興課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

<p>十三 内水面漁業 の振興に関する 法律(平成二十 六年法律第百三 号)の施行に関 する事務</p>		<p>内水面漁業の振興に関する法律第 十条第一項の規定に基づき、計画を 定め、又は変更すること。</p>
--	--	--

別表第四県土整備部の表道路環境課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

<p>六 災害対策基本 法(以下この項 において「法」 という。)及び 災害対策基本法 施行令の施行に 関する事務</p>	<p>1 法第七十六条の 六第一項の規定に 基づき、管理する 道路の区間を指定 すること。 2 法第七十六条の 七の規定に基づき、</p>	<p>1 法第七十六条の六第二項の規定 に基づき、指定道路区間内に在る 者に対し、当該指定道路区間を周 知させる措置をとること。 2 災害対策基本法施行令第三十三 条の三第一項の規定に基づき、県 公安委員会に指定をしようとする</p>
---	---	---

	<p>市町村道の道路管理者に対し、指定若しくは命令をし、又は措置をとるべきことを指示すること。</p>	<p>道路の区間及びその理由を通知すること。</p>
--	---	----------------------------

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第十一号を次のように改める。

<p>十一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第七条第一項の規定に基づき、土砂災害警戒区域の指定又はその解除をすること。</p> <p>2 法第九条第一項の規定に基づき、土砂災害特別警戒区域の指定又はその解除をすること。</p> <p>3 法第二十七条第一項の規定に基づき、危険降雨量を設定し、土砂災害警戒情報に関係のある市町村の長に通知し、及び一般に周知させるため必要な措置を講ずること。</p>	
--	--	--

別表第四都市整備部の表都市計画課の項第九号部長専決事項の欄中「第十一条第一項」を「第十四条第二項」に改め、同表建築安全課の項第一号知事決裁事項の欄中「第七十七条の三十五の十三第一項」を「第七十七条の三十五の十八第一項」に改め、同欄9中「第七十七条の三十五の十四第二項」を「第七十七条の三十五の十九第二項」に改め、同号部長専決事項の欄10中「第十八条第二十三項」を「第十八条第二十五項」に改め、同欄中86を88とし、77から85までを79から87までとし、同欄76中「第七十七条の三十五の十四第一項」を「第七十七条の三十五の十九第一

項」に改め、同欄76を同欄78とし、同欄75中「第七十七条の三十五の十二第一項」を「第七十七条の三十五の十七第一項」に改め、同欄75を同欄77とし、同欄74中「第七十七条の三十五の十一」を「第七十七条の三十五の十六第一項」に改め、同欄74を同欄76とし、同欄73中「第七十七条の三十五の九第三項」を「第七十七条の三十五の十二第三項」に改め、同欄73を同欄75とし、同欄72中「第七十七条の三五の九第一項」を「第七十七条の三十五の十二第一項」に改め、同欄72を同欄74とし、同欄71中「第七十七条の三十五の七第四項」を「第七十七条の三五の九第四項」に改め、同欄71を同欄73とし、同欄70中「第七十七条の三五の六第一項」を「第七十七条の三五の七第一項」に改め、同欄70を同欄72とし、同欄69を70とし、その次に次のように加える。

71 法第七十七条の三五の六第一項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関が業務区域を増加し、又は減少することについて認可すること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号部長専決事項の欄中68を69とし、51から67までを52から68までとし、同欄50中「第六十七条の二第九項第二号」を「第六十七条の三第九項第二号」に改め、同欄50を同欄51とし、同欄49中「第六十七号」に改め、同欄48を同欄49とし、同欄47を48とし、23から46までを24から47までとし、同欄22中「第五十二条第一項第六号」を「第五十二条第一項第七号」に改め、同欄22を同欄23とし、同欄中21を22とし、11から20までを12から21までとし、10の次に次のように加える。

11 法第十八条の二第一項の規定に基づき、国土交通大臣が指定する者に、構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせること。

別表第四都市整備部の表建築安全課の項第九号部長専決事項の欄1中「宅地建物取引主任者資格試験事務」を「宅地建物取引士資格試験事務」に改め、同欄4中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同欄5中「取引主任者資格」を「宅地建物取引士資格」に改め、同項に次の一号を加える。

<p>十三 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の施行に関する事務</p>		<p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律第五十一条第一項の規定に基づき、マンションの容積率の特例に係る許可をすること。</p>
---	--	--

別表第四都市整備部の表住宅課の項第九号事務の種類の欄中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、「平成十四年法律第七十八号。」を削り、同号部長専決事項の欄1及び3中「組合」を「マンション建替組合」に改め、同欄10中「組合」を「マンション建替組合」に、「勧告する」を「対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をする」に改め、同欄11から13までの規定中「組合」を「マンション建替組合」に改め、同欄に次のように加える。

- 20 法第九条第一項の規定に基づき、買受計画について認定すること。
- 21 法第一百一十一条第一項の規定に基づき、買受計画の変更について認定すること。
- 22 法第二百十条第一項の規定に基づき、マンション敷地売却組合の設立について認可すること。
- 23 法第三十四条第一項の規定に基づき、定款又は資金計画の変更について認可すること。
- 24 法第三十七条第四項の規定に基づき、マンション敷地売却組合の解散について認可すること。
- 25 法第四十一条第一項の規定に基づき、分配金取得計画について認可すること。
- 26 法第六十条第一項の規定に基づき、マンション敷地売却組合に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすること。
- 27 法第六十条第二項の規定に基づき、マンション敷地売却組合に対し、マンション敷地売却事業の促進を図るため必要な措置を命ずること。
- 28 法第六十一条第一項及び第二項の規定に基づき、マンション敷地売却組合の事業又は会計の状況を検査すること。
- 29 法第六十一条第三項の規定に基づき、マンション敷地売却組合のした処分
の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずること。
- 30 法第六十一条第四項の規定に基づき、設立の認可を取り消すこと。
- 31 法第六十一条第五項の規定に基づき、総会又は総代会を招集すること。
- 32 法第六十一条第六項の規定に基づき、理事若しくは監事の解任又は総代の
解任を投票に付すこと。
- 33 法第六十一条第七項の規定に基づき、議決、選挙、当選又は解任の投票を
取り消すこと。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第十号部長専決事項の欄中「第十三条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第四保健医療部の表薬務課の項に一号を加える改正規定（部長専決事項の欄2及び3に係る部分に限る。） 平成二十七年五月一日

二 別表第四環境部の表みどり自然課の項第三号の改正規定 平成二十七年五月二十九日

三 別表第四都市整備部の表建築安全課の項第一号の改正規定 平成二十七年六月一日

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長がなお従前の例により在職する場合においては、改正後の別表第四総務部の表人事課の項第三号知事決裁事項の欄2から11までの規定は適用せず、改正前の別表第四総務部の表人事課の項第三号知事決裁事項の欄2から11までの規定は、なおその効力を有する。

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十七号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「畜産研究所長、森林・緑化研究所長」を削り、「副研究所長、研究企画幹」を「総務部長、農業革新支援部長、森林研究室長」に改め、「化学検査室長」の下に「産業技術情報幹」を加える。

別表第二地方行政機関の表地域振興センター所長の項第五号専決事項の欄3中「第四十六条第二項」を「第四十六条第五項」に、「を認可する」を「の届出を受理する」に改め、同表東部地域振興センター所長、県央地域振興センター所長、川越比企地域振興センター所長、西部地域振興センター所長、利根地域振興センター所長、北部地域振興センター所長及び秩父地域振興センター所長の項第二号専決事項の欄中13を14とし、6から12までを7から13までとし、5の次に次のように加える。

6 法第十二条の二第一項の規定に基づき、旅行業約款を認可すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号委任事務の欄2中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同欄3中「第三条第四項」を「第三条第五項」に改め、同欄4中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改め、同号専決事項の欄1中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同欄14中「第五十条第六項」を「第五十四条第七項」に改め、同項第十三号事務の種類「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同号委任事務の欄1中「第四十三条」を「第九十一条」に改め、「基づき」の下に「第一種特定製品の管理者」を、「第一種特定製品整備者」の下に「情報処理センター」を加え、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「フロン類の引渡し又は回収」を「特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化」に改め、同欄2中「第四十四条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、「職員に」の下に「第一種特定製品の管理者」を加え、「第一種フロン類回収

業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「検査させる」を「検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させる」に改め、同号専決事項の欄26を削り、同欄25中「第四十四条第二項」を「第九十二条第二項」に改め、同欄25を同欄34とし、同欄24中「第二十四条第五項」を「第四十九条第七項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄24を同欄33とし、同欄23中「第二十四条第四項」を「第四十九条第六項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「第二十三条」を「第四十八条」に改め、「フロン類の」の下に「充填の委託、」を加え、同欄23を同欄32とし、同欄22中「第二十四条第三項」を「第四十九条第五項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄22を同欄31とし、同欄21中「第二十四条第二項」を「第四十九条第四項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄21を同欄30とし、同欄20中「第二十四条第一項」を「第四十九条第三項」に改め、同欄20を同欄29とし、同欄19中「第二十三条」を「第四十八条」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、「フロン類の」の下に「充填の委託、」を加え、同欄19を同欄26とし、その次に次のように加える。

27 法第四十九条第一項の規定に基づき、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

28 法第四十九条第二項の規定に基づき、第一種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十三号専決事項の欄18中「第二十二条第三項」を「第四十七条第三項」に改め、同欄18を同欄25とし、同欄17中「第二十条の二第四項」を「第四十五条第四項」に改め、同欄17を同欄24とし、同欄16中「第十七条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第十一条第二項」を「第二十九条第二項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄16を同欄23とし、同欄15中「第十七条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄15を同欄22とし、同欄14中「第十六条」を「第三十四条」に改め、「基づき、」の下に「第一種フロン類充填回収業者の」を加え、同欄14を同欄21とし、同欄13中「第十五条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同欄13を同欄20とし、同欄12中「第十三条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第十一条第二項」を「第二十九条第二項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄12を同欄19とし、同欄11中

「第十三条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第十条第二項」を「第二十八条第二項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄11を同欄17とし、その次に次のように加える。

18 法第三十一条第二項において準用する法第二十九条第一項の規定に基づき、第一種フロン類充填回収業者の登録の変更を拒否すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十三号専決事項の欄10中「第十三条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第十条第一項」を「第二十八条第一項」に、「第一種フロン類回収業者登録簿」を「第一種フロン類充填回収業者登録簿」に改め、同欄10を同欄16とし、同欄9中「第十三条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同欄9を同欄15とし、同欄8中「第十二条第二項」を「第三十条第二項」に、「第十一条第二項」を「第二十九条第二項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄8を同欄14とし、同欄7中「第十二条第二項」を「第三十条第二項」に、「第十条第二項」を「第二十八条第二項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄7を同欄12とし、その次に次のように加える。

13 法第三十条第二項において準用する法第二十九条第一項の規定に基づき、第一種フロン類充填回収業者の登録の更新を拒否すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十三号専決事項の欄6中「第十二条第二項」を「第三十条第二項」に、「第十条第一項」を「第二十八条第一項」に、「第一種フロン類回収業者登録簿」を「第一種フロン類充填回収業者登録簿」に改め、同欄6を同欄11とし、同欄5中「第十二条第二項」を「第三十条第二項」に、「第九条第二項」を「第二十七条第二項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄5を同欄10とし、同欄4中「第十一条第二項」を「第二十九条第二項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄4を同欄9とし、同欄3中「第十条第二項」を「第二十八条第二項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄3を同欄7とし、その次に次のように加える。

8 法第二十九条第一項の規定に基づき、第一種フロン類充填回収業者の登録を拒否すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十三号専決事項の欄2中「第十条第一項」を「第二十八条第一項」に、「第一種フロン類回収業者登録簿」を「第一種フロン類充填回収業者登録簿」に改め、同欄2を同欄6とし、同欄1中「第九条第二項」を「第二十七条第二項」に、「第一種フロン類回収業者

者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同欄1を同欄5とし、同欄に1から4までとして次のように加える。

- 1 法第十七条の規定に基づき、第一種特定製品の管理者に対し、第一種特定製品の使用等について必要な指導及び助言をすること。
- 2 法第十八条第一項の規定に基づき、第一種特定製品の管理者に対し、管理第一種特定製品の使用等に関し必要な措置を取るべき旨の勧告をすること。
- 3 法第十八条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による勧告を受けた第一種特定製品の管理者がその勧告に従わなかつた旨を公表すること。
- 4 法第十八条第三項の規定に基づき、第一種特定製品の管理者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十八号専決事項の欄中6を削り、7を6とし、その次に次のように加える。

- 7 法第二十四条の規定に基づき、採取の廃止の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十八号専決事項の欄8中「及び第三項」を削り、同欄9中「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改め、同項第二十二号事務の種類欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄中31を32とし、19から30までを20から31までとし、18の次に次のように加える。

- 19 法第五十五条の六第一項の規定に基づき、被保護者就労支援事業を実施すること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第二号委任事務の欄5中「第五十六条第八項」を「第五十六条第五項」に改め、同号専決事項の欄3中「第三十五条第六項」を「第三十五条第十一項」に改め、同欄4中「第三十五条第七項」を「第三十五条第十二項」に改め、同項第六号事務の種類欄中「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、同号委任事務の欄1中「又は法第三十二条において準用する法第十三条第一項及び第三項」を「、第三十一条の六第一項から第三項まで又は第三十二条第一項及び第二項」に改め、「母子福祉資金」の下に「、父子福祉資金」を加え、同欄2中「ない者」を「ない女子」に改め、同欄9中「又は」を「、施行令第三十一条の七において準用する施行令第十九条又は」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、

同欄9を同欄10とし、同欄8中「又は」を「、施行令第三十一条の七において準用する施行令第十七条ただし書又は」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同欄8を同欄9とし、同欄7中「又は」を「、施行令第三十一条の七において準用する施行令第十二条又は」に改め、同欄7を同欄8とし、同欄6中「又は施行令第三十八条」を「、施行令第三十一条の七において準用する施行令第十一条又は施行令第三十八条」に改め、同欄6を同欄7とし、同欄5中「又は施行令第三十七条第二項において準用する施行令第八条第五項」を「、第三十一条の六第五項又は第三十七条第五項」に改め、「母子福祉資金」の下に「、父子福祉資金」を加え、同欄5を同欄6とし、同欄4中「若しくは第九条第一項」の下に「、施行令第三十一条の七において準用する施行令第九条第一項若しくは第二項」を加え、同欄4を同欄5とし、同欄中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 法第三十一条の七第一項の規定に基づき、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものにつき、その者の居宅等において日常生活を営むのに必要な便宜を供与し、又は県以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第六号専決事項の欄1中「又は」を「、施行令第三十一条の七において準用する施行令第十三条又は」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同欄2中「又は施行令第三十八条」を「、施行令第三十一条の七において準用する施行令第十六条又は施行令第三十八条」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同欄第十二号事務の種類の中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「平成六年法律第三十号」の下に「。以下この項において「法」という。」を加え、同号委任事務の欄を次のように改める。

- 1 法第十四条第一項及び第三項の規定に基づき、支援給付を行うこと。
- 2 法第十五条第一項の規定に基づき、配偶者支援金の支給を行うこと。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第十三号事務の種類の中「埼玉県母子福祉センター条例」を「埼玉県母子・父子福祉センター条例」に改め、同項に次の一号を加える。

十四 生活困窮者 自立支援法（平成二十五年法律	1 法第五条第一項の規定に基づき、生活困窮者に対し、生活	法第十五条第三項に規定する身分を示す証明書を交付すること。
----------------------------	------------------------------	-------------------------------

第五号。以下
この項において
「法」という。）
の施行に関する
事務

困窮者住居確保給付
金を支給すること。

2 法第十二条第一項
の規定に基づき、偽
りその他不正の手段
により生活困窮者住
居確保給付金の支給
を受けた者から、そ
の金額の全部又は一
部を徴収することを
決定すること。

3 法第十五条第一項
の規定に基づき、生
活困窮者住居確保給
付金の支給を受けた
生活困窮者等に対
し、報告等を命じ、
又は職員に質問させ
ること。

4 法第十六条第一項
の規定に基づき、生
活困窮者等の資産又
は収入の状況につい
て、官公署に対し必
要な文書の閲覧若し
くは資料の提供を求
め、又は銀行等若し
くは生活困窮者の雇
用主等に対し報告を
求めること。

5 法第十六条第二
項の規定に基づき、
生活困窮者住居確保
給付金の支給を受け

る生活困窮者等に対し、住宅の状況について報告を求めると。

別表第二地方行政機関の表児童相談所長の項第一号委任事務の欄26中「第五十六条第八項」を「第五十六条第五項」に改め、同欄27中「第五十七条の三第二項」を「第五十七条の三第三項」に改め、同欄28中「第五十七条の四第二項」を「第五十七条の四第三項」に改め、同表保健所長の項第五号事務の種類の欄中「及び歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）」を削り、同号専決事項の欄を次のように改める。

法第二十七条第一項の規定に基づき、歯科技工所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、歯科技工所に立ち入り、清潔の保持の状況等を検査させること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十三号委任事務の欄中37を40とし、31から36までを34から39までとし、30の次に次のように加える。

31 条例第七条の二第一項の規定に基づき、多数の動物の飼養に係る届出を受理すること。

32 条例第七条の二第二項の規定に基づき、変更の届出を受理すること。

33 条例第七条の二第三項の規定に基づき、廃止の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十号事務の種類の欄中「いう。」の下に「及び児童福祉法施行規則（以下この項において「施行規則」という。）」を加え、同号専決事項の欄を次のように改める。

1 法第十九条の二第一項の規定に基づき、小児慢性特定疾病医療費を支給すること（法第十九条の三十第十項の規定により、指定小児慢性特定疾病医療機関に支払う場合を除く。）。

2 法第十九条の三第一項の規定に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給の申請を受理すること。

3 法第十九条の三第三項の規定に基づき、小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定を受けている者に引き続き当該医療費を支給する旨の認定を行うこと（小児慢性特定疾病の状態が当該疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であることが明白な場合に限る。）。

4 法第十九条の三第七項の規定に基づき、医療受給者証を交付すること。

5 法第十九条の五第一項の規定に基づき、医療費支給認定の変更の申請を受理すること。

- 6 法第十九条の五第二項の規定に基づき、医療費支給認定の変更の認定を行い、及び医療受給者証の提出を求めること（施行規則第七条の二十六第三号に掲げる事項に係るものを除く。）。
- 7 法第十九条の五第三項の規定に基づき、医療受給者証に変更の認定に係る事項を記載し、これを返還すること。
- 8 法第十九条の六第一項の規定に基づき、医療費支給認定を取り消すこと。
- 9 法第十九条の六第二項の規定に基づき、医療受給者証の返還を求めること。
- 10 施行規則第七条の九第三項の規定に基づき、同項に規定する事項の変更の届出を受理すること。
- 11 施行規則第七条の二十三第一項の規定に基づき、医療受給者証を再交付すること。
- 12 施行規則第七条の二十三第四項の規定に基づき、医療受給者証の返還を受けること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十三号専決事項の欄中28を29とし、14から27までを15から28までとし、13の次に次のように加える。

- 14 法第七十二条の五第一項の規定に基づき、法第六十八条の規定に違反した者（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売業者（薬局製造販売医薬品の製造販売業者を除く。）及び製造業者（薬局製造販売医薬品の製造業者を除く。））、配置販売業者並びに医療機器の修理業者を除く。）に対し、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項に次の三号を加える。

<p>四十二 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下この項において「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第六条第一項の規定に基づき、支給認定の申請を受理すること。 2 法第七条第二項の規定に基づき、支給認定をしないこととする（申請の形式上の要件に適合しない場合として施行規則第二十三条に規定する場合に限る。）。 3 法第七条第四項の規定に基
--	---

<p>法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号。以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する事務</p>		<p>4 つき、医療受給者証を交付すること（支給認定を受けたことのある指定難病の患者の当該支給認定に係る指定難病に係るものを除く。）。</p> <p>5 法第十条第一項の規定に基づき、支給認定の変更の申請を受け受理すること。</p> <p>6 法第十条第二項の規定に基づき、支給認定の変更の認定を行い、及び医療受給者証の提出を求めること（施行規則第三十二条第三号に掲げる事項に係るものを除く。）。</p> <p>7 法第十条第三項の規定に基づき、医療受給者証に変更の認定に係る事項を記載し、これを返還すること。</p> <p>8 法第十一条第二項の規定に基づき、医療受給者証の返還を求めること（同条第一項第二号に掲げる場合に限る。）。</p> <p>9 施行規則第十三条第一項の規定に基づき、同項に規定する事項の変更の届出を受け受理すること。</p> <p>10 施行規則第二十六条の規定に基づき、医療受給者証を再交付すること。</p> <p>11 施行規則第二十七条第三項の規定に基づき、医療受給者証の返還を受け受理すること。</p>
<p>四十三 食品表示法（平成二十五</p>	<p>法第八条第一項の規定に基づき、食品関連</p>	<p>1 法第八条第一項の規定に基づき、食品関連事業者等に対</p>

<p>年法律第七十号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務（農林振興センターの所掌に係るものを除く。）</p>	<p>事業者等に対し、必要な報告を求めること。</p>	<p>し、帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、事務所等に立ち入り、食品に関する表示の状況等を検査させ、関係者に質問させ、若しくは食品等を無償で収去させること。</p> <p>2 法第十二条第一項又は第二項の規定に基づき、申出を受理すること。</p> <p>3 法第十二条第三項の規定に基づき、必要な調査を行うこと。</p>
<p>四十四 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）の施行に関する事務</p>		<p>埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第十四条第一項の規定に基づき、指定する職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所等に立入調査等をさせること。</p>

別表第二地方行政機関の表川口保健所長、春日部保健所長、狭山保健所長及び熊谷保健所長の項を次のように改める。

<p>長一 食品衛生法（以下この項において「法」という。）及び食品衛生に関する条例（以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第五十四条（法第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、営業者又は当該職員に、食品等を廃棄させ、その他営業者に対し、食品衛生上の危害を除去するために必要な措置をとることを命ずること（食中毒に係るもの並びに総合衛生管理製造過程の承認を</p>
---	---

受けた施設及び卸売市場（花き、野菜又は果物のみの卸売を行うもの及びと畜場内で食肉の卸売を行うものを除く。）内の施設に係るものを除く。次の2から4までにおいて同じ。）。

2 法第五十五条（法第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、期間を定めて営業を停止すること。

3 法第五十六条（法第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、営業施設の整備改善を命じ、又は期間を定めて営業を停止すること。

4 法第五十五条第一項及び第五十六条（法第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、営業の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止すること。

5 条例第六条の規定に基づき、営業の許可を受けた者に対し、その施設若しくは設備の整備改善を命じ、その許可を取り消

	<p>二 食品表示法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務（農林振興センターの所掌に係るものを除く。）</p>		<p>し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止すること（食中毒に係るもの及び卸売市場（花き、野菜又は果物のみの卸売を行うもの及びと畜場内で食肉の卸売を行うものを除く。）内の施設に係るものを除く。）。</p> <p>1 法第六条第一項又は第三項の規定に基づき、食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること。</p> <p>2 法第六条第五項の規定に基づき、同条第一項又は第三項の規定による指示を受けた者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>3 法第六条第八項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきこと又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること。</p>
<p>五 食品表示法（以下この項において「法」とい</p>	<p>法第八条第一項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、必要</p>	<p>1 法第六条第一項の規定に基づき、食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守</p>	<p>別表第二地方機関の表食肉衛生検査センター所長の項に次の一号を加える。</p>

う。)の施行に
関する事務(農
林振興センタ
の所掌に係るも
のを除く。)

事項を遵守すべき旨の指示を
すること。

2 法第六条第五項の規定に基
づき、同条第一項の規定によ
る指示を受けた者に対し、そ
の指示に係る措置をとるべき
ことを命ずること。

3 法第六条第八項の規定に基
づき、食品関連事業者等に対
し、食品の回収その他必要な
措置をとるべきこと又は期間
を定めてその業務の全部若し
くは一部を停止すべきことを
命ずること。

4 法第八条第一項の規定に基
づき、食品関連事業者等に対
し、帳簿、書類その他の物件
の提出を求め、又はその職員
に、事務所等に立ち入り、食
品に関する表示の状況等を検
査させ、関係者に質問させ、
若しくは食品等は無償で収去
させること。

5 法第十二条第一項の規定に
基づき、申出を受理するこ
と。

6 法第十二条第三項の規定に
基づき、必要な調査を行うこ
と。

別表第二地方機関の表動物指導センター所長の項第二号委任事務の欄中17を20
とし、14から16までを17から19までとし、13の次に次のように加える。

14 条例第七条の二第一項の規定に基づき、多数の動物の飼養に係る届出を受
理すること。

15 条例第七条の二第二項の規定に基づき、変更の届出を受理すること。

16 条例第七条の二第三項の規定に基づき、廃止の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第十二号事務の種類の欄中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同号専決事項の欄1中「報告」の下に「若しくは帳簿、書類その他の物件の提出」を加え、「検査させる」を「検査させ、若しくは関係者に質問させる」に改め、同項中第二十三号を第二十四号とし、第十三号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

<p>十三 食品表示法 (以下この項において「法」という。)の施行に関する事務 (原材料その他の食品の生産及び流通の円滑化等を図るために必要な表示事項に係るものに限る。)</p>		<p>1 法第八条第一項又は第二項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、事務所等に立ち入り、食品に関する表示の状況等を検査させ、若しくは関係者に質問させること。</p> <p>2 法第十二条第一項の規定に基づき、申出を受理すること。</p> <p>3 法第十二条第三項の規定に基づき、必要な調査を行うこと。</p>
---	--	---

別表第二地方機関の表川越農林振興センター所長及び秩父農林振興センター所長の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同表秩父農林振興センター所長の項の次に次のように加える。

<p>長 一 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>		<p>1 法第五条第一項の規定に基づき、共同申請の届出を受理すること。</p> <p>2 法第五条第二項の規定に基づき、同条第一項の届出がないときに代表者を指定すること。</p> <p>3 法第三十六条第一項の規定に基づき、休業期間</p>
---	--	--

-
-
-
- 4 中の漁業を許可すること。
法第三十六条第二項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の意見をきくこと。
 - 5 法第三十九条第六項の規定に基づき、漁業権の変更等によつて生じた損失を補償すること。
 - 6 法第四十一条第一項の規定に基づき、漁業権の取消しをした旨を先取特権者又は抵当権者に通知すること。
 - 7 法第六十七条第三項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会に対し、同条第一項の指示について必要な指示をし、及び農林水産大臣に当該指示の内容を通知すること。
 - 8 法第六十七条第四項の規定に基づき、指示の全部又は一部を取り消すこと。
 - 9 法第六十七条第九項の規定に基づき、申請に係る者に対し、一定の期間内に異議を申し出るべき旨を催告すること。
 - 10 法第六十七条第十一項の規定に基づき、申請に係る者に対し、指示に従うべきことを命ずること。

-
-
-
- 11 法第二百十条の規定に基づき、他人の土地を使用し、又は立木竹若しくは土石の除去を制限することについて許可し、当該土地、立木竹又は土石の所有権等を有する者にその旨を通知し、公告すること。
- 12 法第二百十一条の規定に基づき、他人の土地に立ち入つて漁業を営むことを許可すること。
- 13 法第二百十二条の規定に基づき、他人の土地に立ち入り、又は支障となる木竹を伐採し、その他障害物を除去することを許可すること。
- 14 法第二百二十四条第一項の規定に基づき、使用権の設定に関する協議を求め、（一）することを認可すること。
- 15 法第二百二十四条第二項の規定に基づき、土地の所有者等及び内水面漁場管理委員会の意見をきくこと。
- 16 法第二百二十四条第三項の規定に基づき、同条第一項の認可をした旨を土地の所有者等に通知すること。
- 17 法第二百二十四条第四項

<p>二 水産資源保護 法（昭和二十六年法律第三百十三号。以下この項において「法」</p>	
<p>1 法第十五条第五項の規定に基づき、農林水産大臣が保護水面の指定をしようとするときに意見を述べること。</p>	<p>18 の規定に基づき、土地の形質を変更し、又は定着物に損壊し、若しくは除去することを許可すること。</p> <p>19 法第二百二十四条第五項の規定に基づき、同条第四項の申請について内水面漁場管理委員会の意見をきくこと。</p> <p>20 法第三百三十四条第一項の規定に基づき、漁業に關して必要な報告を徴し、又は職員に漁場等の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。</p> <p>21 法第三百三十七条の二の規定に基づき、農林水産大臣に提出する申請書その他の書類を受理すること。</p> <p>20 法第三百三十四条第二項の規定に基づき、職員に他人の土地に立ち入つて測量させ、検査させ、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させること。</p>

という。)の施行に関する事務

2 法第十五条第六項において準用する同条第三項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の意見を聴くこと。

3 法第十八条第一項の規定に基づき、保護水面の区域内における工事を許可すること。

4 法第十八条第二項の規定に基づき、許可を受けないでされた工事の施行者に対し、当該工事を変更し、又は保護水面を原状に回復すべきことを命ずること。

5 法第十八条第三項の規定に基づき、保護水面の区域内における工事について協議を受けること。

6 法第十八条第四項の規定に基づき、採取計画又は採取計画の変更の認可について協議を受けること。

7 法第十八条第六項の規定に基づき、同条第一項に掲げる工事又はその工事により施設された工作物に関し必要な勧告をすること。

8 法第三十条第一項の規定に基づき、漁業を営み、又はこれに従事する

		<p>者に対し、漁獲の数量等を報告させること。</p> <p>9 法第三十条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定により得た報告の結果を農林水産大臣に報告すること。</p> <p>10 法第三十三条の規定に基づき、水産資源の保護培養に関し協力を求めること。</p>
<p>三 埼玉県漁業調整規則（昭和四十五年埼玉県規則第二十二号。以下この項において「規則」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 規則第四条の規定に基づき、水産動物の採捕を許可すること。</p> <p>2 規則第五条第二項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の意見をきいて、許可の有効期間を短縮すること。</p> <p>3 規則第六条（規則第三十一条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可に条件を付すること。</p> <p>4 規則第七条第一項の規定に基づき、採捕の許可をしないこと。</p> <p>5 規則第七条第二項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の意見を聴き、申請者に許可をしない理由を通知し、意見の聴取を行うこと。</p> <p>6 規則第七条第四項の規</p>

定に基づき、採捕の許可をしないことについて内水面漁場管理委員会の意見をきくこと。

7 規則第八条第一項の規定に基づき、許可の申請書を受理すること。

8 規則第八条第二項（規則第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可又は許可の内容の変更の判断に必要な書類の提出を求めること。

9 規則第九条の規定に基づき、許可証を交付すること。

10 規則第十三条第一項の規定に基づき、許可の内容の変更を許可すること。

11 規則第十四条の規定に基づき、許可証の書換交付の申請を受理すること。

12 規則第十五条（規則第三十一条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可証の再交付の申請を受理すること。

13 規則第十六条の規定に基づき、許可証を書換交付し、又は再交付すること。

14 規則第十七条第一項

(規則第三十一条第八項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、許可証の返納を受理すること。

15 規則第十八条第一項の規定に基づき、許可を取り消すこと。

16 規則第十九条第一項の規定に基づき、許可を取り消すこと。

17 規則第二十条第一項又は第二項の規定に基づき、許可の内容を変更し、若しくは制限し、条件を付け、採捕を停止し、又は取り消すこと。

18 規則第二十二條第二項の規定に基づき、同条第一項の規定に違反する者に対し、除害に必要な設備の設置又は除害設備の変更を命ずること。

19 規則第三十一条第一項の規定に基づき、試験研究等を行うための採捕を許可すること。

20 規則第三十一条第三項の規定に基づき、許可証を交付すること。

21 規則第三十一条第四項の規定に基づき、知事のできる事項の報告を受理すること。

<p>四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下この項において「法」という。）</p>		<p>22 規則第三十一条第六項の規定に基づき、許可証に記載された事項の変更を許可すること。</p> <p>23 規則第三十二条の規定に基づき、命じられた方法により標識を建設し、又は設置した旨の届出を受理すること。</p>
<p>水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）、水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号。以下この項において「施行規則」という。）及び水産業協同組合法施行細則（平成二十六年埼玉県規則第四十六号。以下この項において「施行細則」という。）の施行に関する</p>		<p>1 法第十一条の二第一項（法第九十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、資源管理規程の制定又は変更について認可すること。</p> <p>2 法第十一条の四第一項又は第三項（法第九十二条第一項及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、信用事業規程の制定又は変更若しくは廃止について認可すること。</p> <p>3 法第十一条の四の二（法第九十二条第一項及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国銀行代理事業について認可すること。</p> <p>4 法第十一条の五（法第九十二条第一項及び第九十六条第一項において準</p>

用する場合を含む。)の規定に基づき、組合が行う貸付けの総額の最高限度について認可すること。

5 法第十一条の十一第一項ただし書(法第九十二条第一項及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、信用の供与等の額の変更について承認すること。

6 法第十一条の十二ただし書(法第九十二条第一項及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、特定関係者等との取引等を承認すること。

7 法第十五条の二第一項又は第二項(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、共済規程の制定又は変更若しくは廃止について認可すること。

8 法第十五条の十二第一項ただし書又は第二項ただし書(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、価格変動準備金の全部若しくは一部について積立てをしないこと又

は当該準備金を取り崩す
ことについて認可するこ
と。

9 法第十七条の二第一項
及び第三項（法第九十六
条第一項において準用す
る場合を含む。）の規定
に基づき、契約条件の変
更を行う旨の申出を受理
し、当該申出を承認する
こと。

10 法第十七条の八第一項
及び第二項（法第九十六
条第一項において準用す
る場合を含む。）の規定
に基づき、共済調査人を
選任し、契約条件の変更
の内容等を調査させるこ
と。

11 法第十七条の八第三項
（法第九十六条第一項に
おいて準用する場合を含
む。）の規定に基づき、
共済調査人を解任するこ
と。

12 法第十七条の八第四項
（法第九十六条第一項に
おいて準用する場合を含
む。）において準用する
民事再生法（平成十一年
法律第二百二十五号）第
六十一条第一項の規定に
基づき、共済調査人の報
酬を定めること。

13 法第十七条の十五第二項ただし書（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基準議決権数を超える議決権を保有することについて承認すること。

14 法第三十四条の五第一項ただし書（法第九十二条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、役員等が他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営むことについて認可すること。

15 法第四十三条第三項（法第九十二条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一時代表理事の職務を行うべき者を選任すること。

16 法第四十八条第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、定款の変更を認可すること。

17 法第四十八条第三項（法第八十六条第二項、

第九十二条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第六十三条第二項の規定に基づき、組合に対し、定款の変更に関する報告書の提出を求めること。

18 法第四十八条第三項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第六十五条第一項及び第四項の規定に基づき、定款の変更の認可又は不認可の通知をすること及び不認可の理由を通知書に記載すること。

19 法第四十八条第四項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産省令で定める事項に係る定款の変更の届出を受け受理すること。

20 法第五十四条の二第三項（法第九十二条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、

信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについて認可すること。

21 法第五十八条の二第一項（法第九十二条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、業務報告書を受理すること。

22 法第六十三条第一項（法第八十六条第三項、第九十二条第四項及び第九十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、設立の認可の申請を受理すること。

23 法第六十二条第二項（法第八十六条第三項、第九十一条第三項、第九十二条第四項及び第九十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、組合に対し、設立に関する報告書の提出を求めること。

24 法第六十五条第一項及び第四項（法第八十六条第三項、第九十一条第三項、第九十二条第四項及び第九十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、

設立の認可又は不認可の通知をすること及び不認可の理由を通知書に記載すること。

25 法第六十八条第二項（法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、組合の解散の決議を認可すること。

26 法第六十八条第五項（法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、組合の解散の届出を受理すること。

27 法第九十一条第二項の規定に基づき、連合会の解散の決議を認可すること。

28 法第二百二十二条第一項の規定に基づき、組合から必要な報告を徴し、又は組合に対し、必要な資料の提出を命ずること。

29 法第二百二十三条の二第一項の規定に基づき、組合に対し、改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずること。

30 法第二百二十三条の二第

二項の規定に基づき、組合に対し、定款等の変更若しくは業務の全部若しくは一部の停止等を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令を行うこと。

31 法第二百二十四条の三第一項の規定に基づき、解散命令の通知に代えてその要旨を告示すること。

32 法第二百二十六条の二の規定に基づき、同条各号のいずれかに該当する旨の届出を受理すること。

33 水産業協同組合法施行令第三十条第三項の規定に基づき、報告の徴収等を行った場合において、その結果を主務大臣に報告すること。

34 施行規則第二百五条第七項の規定に基づき、業務報告書を提出することができない組合について提出を延期することを承認すること。

35 施行規則第二百九条第二項、第三項及び第四項の規定に基づき、承認申請書を受理し、理由を審査し、及び縦覧の開始を延期することを承認する

-
-
-
- 36 施行細則第二条第一項又は第三項の規定に基づき、役員経歴書等を受理すること。
- 37 施行細則第二条第四項の規定に基づき、組合の役員、参事又は会計主任の退任の届出を受理すること。
- 38 施行細則第四条の規定に基づき、出資一口の金額の減少の議決に関する書類を受理すること。
- 39 施行細則第五条第一項又は第二項の規定に基づき、設立準備会の開催に関する書類又は設立準備会の決議事項に関する書類を受理すること。
- 40 施行細則第八条第一項又は第二項の規定に基づき、合併認可申請書等を受理すること。
- 41 施行細則第九条の規定に基づき、登記をした旨を記載した書類等を受理すること。
- 42 施行細則第十条の規定に基づき、総会の招集の通知に関する書類を受理すること。
- 43 施行細則第十一条の規定に基づき、総会が終了

<p>五 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五百四号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>			
<p>六 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号。以下この項において「法」という。）の施</p>		<p>した旨を記載した書類等を受理すること。</p> <p>44 施行細則第十二条の規定に基づき、議決事項を記載した書類等を受理すること。</p>	<p>1 法第三条第一項の規定に基づき、事業場の登録をすること。</p> <p>2 法第三条の二第一項の規定に基づき、事業場の登録の申請書を受理すること。</p> <p>3 法第三条の四第一項から第四項までの規定に基づき、登録事項の変更、相続若しくは法人の合併、輸出水産業の廃止又は法人の解散の届出を受理すること。</p> <p>4 法第二十一条第一項の規定に基づき、輸出水産業者、製造受託者又は組合に対し、必要な報告をさせ、又は職員に事業所等に立ち入り、業務の状況等を検査させること。</p> <p>1 法第三条第一項又は第二項の規定に基づき、遊漁船業者の登録又は登録の更新をすること。</p> <p>2 法第四条第一項の規定に基づき、遊漁船業者の登録又は登録の更新の申</p>

- 3 請書を受理すること。
法第五条第一項及び第二項の規定に基づき、遊漁船業者登録簿に登録し、その旨を通知すること。
- 4 法第六条第一項及び第二項の規定に基づき、遊漁船業者の登録を拒否し、その理由を通知すること。
- 5 法第七条第一項の規定に基づき、法第四条第一項各号に掲げる事項の変更の届出を受理すること。
- 6 法第七条第二項の規定に基づき、変更事項を遊漁船業者登録簿に登録すること。
- 7 法第八条の規定に基づき、遊漁船業者登録簿を一般の閲覧に供すること。
- 8 法第九条第一項の規定に基づき、遊漁船業者の廃業等の届出を受理すること。
- 9 法第十条の規定に基づき、遊漁船業者の登録を抹消すること。
- 10 法第十一条第一項の規定に基づき、業務規程の届出又は変更の届出を受理すること。
- 11 法第二十四条第一項の

<p>七 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>規定に基づき、遊漁船業を営む者又は遊漁船業団体に対し、業務に関し報告をさせ、又は職員に営業所等に立ち入り、業務の状況等を検査させること。</p>
		<p>1 法第四条第一項の規定に基づき、漁場改善計画を認定すること。</p>
		<p>2 法第四条第四項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係都道府県知事に協議すること。</p>
		<p>3 法第五条第一項の規定に基づき、漁場改善計画の変更を認定すること。</p>
		<p>4 法第七条第四項の規定に基づき、漁業権に制限又は条件を付けること。</p>
		<p>5 法第七条の二第一項の規定に基づき、養殖水産動植物の特定疾病に係る届出を受理すること。</p>
		<p>6 法第七条の二第三項の規定に基づき、特定疾病について農林水産大臣に報告し、関係都道府県知事に通報すること。</p>
		<p>7 法第九条第二項の規定に基づき、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を受理すること。</p>

<p>八 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号。以下この項において「法」という。）及び漁船法施行規則（昭</p>	
<p>1 法第四条第一項又は第二項の規定に基づき、動力漁船を建造し、又は船舶を動力漁船に改造すること等を許可すること。</p> <p>2 法第四条第三項の規定に基づき、許可の申請書</p>	<p>8 法第九条の三の規定に基づき、検査等を行った旨の証明書を交付すること。</p> <p>9 法第十条第一項の規定に基づき、職員に養殖漁場等に立ち入り、養殖水産動植物等を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な限度において、集取させること。</p> <p>10 法第十一条の規定に基づき、養殖水産動植物を所有する者等に対し、必要な事項の報告を求めること。</p> <p>11 法第十二条の規定に基づき、新疾病が発生した旨を農林水産大臣に届け出ること。</p> <p>12 法第十三条第二項の規定に基づき、魚類防疫協力員を委嘱すること。</p> <p>13 法第十五条の規定に基づき、漁業協同組合等に対し、必要な指導及び助言を行うこと。</p>

和二十五年農林
省令第九十五号。
以下この項にお
いて「施行規則」
という。）の施
行に関する事務

- 3 法第四条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、必要な書類を提出させること。
- 4 法第四条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可又は不許可の通知を発すること。
- 5 法第四条第六項の規定に基づき、許可に係る事項の変更を許可すること。
- 6 法第四条第七項の規定に基づき、動力漁船を建造し、又は船舶を動力漁船に改造すること等を新たに許可すること。
- 7 法第四条第九項の規定に基づき、許可に係る事項の変更の報告を受理すること。
- 8 法第六条第二項の規定に基づき、許可の期間を延長すること。
- 9 法第七条第一項の規定に基づき、許可を取り消すこと。
- 10 法第八条の規定に基づき、漁船が許可の要件及び性能の基準と一致しているかどうかについて認定すること。

-
-
-
- 11 法第九条第一項の規定に基づき、指定認定機関を指定し、当該指定認定機関に認定の全部又は一部を行わせること。
- 12 法第十条第一項の規定に基づき、漁船の登録をすること。
- 13 法第十条第二項の規定に基づき、登録の申請書を受理すること。
- 14 法第十条第三項の規定に基づき、登録に関し必要な書類を提出させること。
- 15 法第十二条第一項の規定に基づき、登録票を交付すること。
- 16 法第十二条第三項の規定に基づき、再交付の登録票を交付すること。
- 17 法第十三条の規定に基づき、登録をした漁船及び登録票の検認を行うこと。
- 18 法第十四条第一項の規定に基づき、指定検認機関を指定し、当該指定検認機関に検認の全部又は一部を行わせること。
- 19 法第十七条第一項の規定に基づき、変更の登録の申請を受理すること。
- 20 法第十七条第三項の規定

定に基づき、変更の登録をし、登録票を書き換え
て交付すること。

21 法第十九条の規定に基づき、漁船の登録を取り
消すこと。

22 法第二十条第一項の規定に基づき、登録票の返
納又は登録票の返納がで
きない旨の届出を受理す
ること。

23 法第二十一条の規定に
基づき、漁船の登録の謄
本を交付すること。

24 法第二十三条の規定に
基づき、農林水産大臣に
漁船原簿の副本を提出し、
及び必要な事項を報告す
ること。

25 法第三十二条第一項
（法第四十七条において
準用する場合を含む。）
の規定に基づき、指定認
定機関又は指定検認機関
の名称及び住所並びに事
務所の所在地を公示する
こと。

26 法第三十二条第二項及
び第三項（法第四十七条
において準用する場合を
含む。）の規定に基づき、
指定認定機関又は指定検
認機関の変更の届出を受
理し、その旨を公示する

こと。

27 法第三十三条第一項

(法第四十七条において
準用する場合を含む。)

の規定に基づき、指定認
定機関又は指定検認機関
の指定の更新をすること。

28 法第三十六条(法第四

十七条において準用する
場合を含む。)の規定に
基づき、認定又は検認の
報告を受理すること。

29 法第三十七条第一項

(法第四十七条において
準用する場合を含む。)

の規定に基づき、業務規
程の制定又は変更を認可
すること。

30 法第三十七条第三項

(法第四十七条において
準用する場合を含む。)

の規定に基づき、不適當
となつた業務規程を変更
すべきことを命ずること。

31 法第三十九条の規定に

基づき、照会をした指定
認定機関に対して、照会
に係る事項の通知その他
必要な措置を講ずること。

32 法第四十条第一項及び

第二項(法第四十七条に
おいて準用する場合を含
む。)の規定に基づき、
指定認定機関又は指定検

認機関から認定又は検認の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出を受理し、その旨を公示すること。

33 法第四十一条（法第四十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定認定機関又は指定検認機関に対し、法第三十一条第一号に規定する者を解任すべきことを命ずること。

34 法第四十三条（法第四十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定認定機関又は指定検認機関に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。

35 法第四十四条第一項及び第二項（法第四十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定認定機関又は指定検認機関の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その旨を公示すること。

36 法第四十五条第一項及び第二項（法第四十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定認定機関又は指定検

認機関の業務の全部又は一部を自ら行い、その旨等を公示すること。

37 法第四十九条第一項又は第二項の規定に基づき、指定認定機関又は指定検認機関に対し、その業務又は経理の状況を報告させること。

38 法第五十条第一項の規定に基づき、職員に、漁船の所有者等の事務所等に立ち入り、漁船等を検査させること。

39 法第五十条第二項又は第三項の規定に基づき、職員に、指定認定機関又は指定検認機関の事務所に立ち入り、業務の状況等を検査させること。

40 施行規則第九条第三項の規定に基づき、船舶の総トン数の測度に関する証明書を添付させること。

41 施行規則第十一条の二第一項の規定に基づき、検認の場所及び期日を指定すること。

42 施行規則第十一条の二第二項の規定に基づき、検認を受けようとする場所及び期日の届出を受理すること。

43 施行規則第十一条の二

		<p>第四項の規定に基づき、登録票に検認証印を押すこと。</p> <p>44 施行規則第十三条の二第三項の規定に基づき、船舶の総トン数の測度に関する証明書を添付させること。</p> <p>45 施行規則第十四条第二項の規定に基づき、漁船の統計表を農林水産大臣に提出すること。</p>
<p>九 内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第三百三号）の施行に関する事務</p>		<p>内水面漁業の振興に関する法律第三十二条の規定に基づき、農林水産大臣に提出する申請書その他の書類を受理すること。</p>

別表第二地方機関の表寄居林業事務所長の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同表県土整備事務所長の項中第三十一号を第三十二号とし、第十七号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号委任事務の欄1中「通知する」を「通知し、公表する」に改め、同欄4中「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同欄5中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同欄6中「第十四条」を「第十五条」に改め、同欄7中「第十六条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同欄8中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同欄9中「第十九条」を「第二十条」に改め、同欄10中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同欄11中「第二十条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同欄12中「第二十一条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同欄13中「第二十二条」を「第二十三条」に改め、同欄14中「第二十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同号専決事項の欄1中「第六条第三項」を「第七条第三項」に、「第八条第三項」を「第九条第三項」に改め、同欄2中「第六条第五項」を「第七条第五項」に、「第八条第五項」を「第九条第五項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十五号を第十六号とし、第十二号か

ら第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十一号専決事項の欄9中「第三十四条第二項及び第三項」を「第三十四条第四項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

<p>七 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第七十六条の六第一項の規定に基づき、車両等の占有者等に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること等を命ずること。</p> <p>2 法第七十六条の六第三項の規定に基づき、自ら同条第一項の規定による措置をとること。</p> <p>3 法第七十六条の六第四項の規定に基づき、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。</p>	
---	---	--

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第二条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第六号委任事務の欄1中「第六条の二第十項」を「第六条の二第五項」に改め、同欄2中「第六条の二第十項」を「第六条の二第六項」に改め、同欄5中「第十八条第二十二項第一号」を「第十八条第二十四項第一号」に、「承認」を「認定」に改め、同欄中53を56とし、43から52までを46から55までとし、42を44とし、その次に次のように加える。

45 施行令第三百三十七条の十六第一項第二号の規定に基づき、移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと認

めること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第六号委任事務の欄中41を43とし、6から40までを8から42までとし、5の次に次のように加える。

6 法第七条の六第三項（法第八十七条の二及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた者から仮使用認定報告書（施行令第四百四十六条第一項第一号及び施行細則第三条第一項第一号から第三号までに規定する建築設備並びに施行令第三百三十八条第二項各号に規定する工作物に係るものを除く。）を受理すること。

7 法第七条の六第四項（法第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、仮使用認定通知書（施行令第四百四十六条第一項第一号及び施行細則第三条第一項第一号から第三号までに規定する建築設備並びに施行令第三百三十八条第二項各号に規定する工作物に係るものを除く。）の交付を受けた建築物が法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合しないと認める旨を建築主及び指定を受けた者に通知すること。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第二十二号の改正規定は同年五月二十九日から、第二条の規定は同年六月一日から施行する。

規 則

知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十八号

知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に改正前の第二号口及び八に規定する規定により埼玉県教育委員会がした承認は、施行日以後においては、これらの規定により知事がした承認とみなす。

規 則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十九号

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則（平成八年埼玉県規則第三十五号）の項中「埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則」を「埼玉県中小企業高度化資金貸付規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する

事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十四項、第五十九項2、第六十二項第八号3、第九十三項17、第九十七項9、第九十八項9、第一百項第二号3及び第五号2、第一百一項2、第一百三項7並びに第一百七項第十一号9」を「第五十五項第二号、第六十項2、第六十三項第八号3、第九十四項17、第一百二項9、第一百三項9、第一百五項第二号3及び第五号2、第六六項4、第八八項7並びに第一百二項第十一号9」に改め、同条の表第六号上欄中「別表第五十四項」を「別表第五十五項第二号」に改め、同表第七号上欄中「別表第五十九項2」を「別表第六十項2」に改め、同表第八号上欄中「別表第六十二項第八号3」を「別表第六十三項第八号3」に改め、同表第九号上欄中「別表第九十三項17」を「別表第九十四項17」に改め、同表第十号上欄中「別表第九十七項9」を「別表第一百二項9」に改め、同表第十一号上欄中「別表第一百三項9」を「別表第一百三項9」に改め、同表第十二号上欄中「別表第一百五項第二号3」を「別表第一百五項第二号3」に改め、同表第十三号上欄中「別表第一百項第五号2」を「別表第一百五項第五号2」に改め、同表第十四号上欄中「別表第一百一項2」を「別表第一百六項4」に改め、同表第十五号上欄中「別表第一百三項7」を「別表第八項7」に改め、同表第十六号上欄中「別表第一百七項第十一号9」を「別表第十二項第十一号9」に改め、同表第十七号上欄中「別表第一百七項第十二号11」を「別表第十二項第十二号11」に改める。

第四条中「別表第一百七項第一号6及び7、」を「別表第十二項第一号6及び7、」に改め、同条の表第一号上欄中「別表第一百七項第一号6」を「別表第十二項第一号6」に改め、同表第二号上欄中「別表第一百七項第二号6」を「別表第十二項第二号6」に改め、同表第三号上欄中「別表第一百七項第三号7」を「別表第十二項第三号7」に改め、同表第四号上欄中「別表第一百七項第四号7」を「別表第十二項第四号7」に改め、同表第五号上欄中「別表第一百七項第五号6」を「別表第十二

二項第五号6」に改め、同表第六号上欄中「別表第一百七項第六号6」を「別表第一百十二項第六号6」に改め、同表第七号上欄中「別表第一百七項第七号13」を「別表第一百十二項第七号13」に改め、同表第八号上欄中「別表第一百七項第十三号」を「別表第一百十二項第十三号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

規 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十一号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則（昭和四十年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一号中「、企画参事」を削り、第四号中「地域連携・相談支援センター長」の下に「、緩和ケアセンター長」を、「通院治療部長」の下に「、参事」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

規 則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十二号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則（平成十四年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「うち病院長」の下に「、参事」を、「地域連携・相談支援センター長」の下に「、緩和ケアセンター長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十二号

埼玉県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

埼玉県職員住宅管理規則（昭和五十年埼玉県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

4 承認権者は、各職員住宅の入居の状況を勘案して入居承認期間（この項の規定により延長された入居承認期間を含む。以下この項、第十二条第一項第四号及び様式第二号の二において同じ。）を一年を超えない範囲内で延長することができるとし、入居承認期間を延長したときは、様式第二号の二の職員住宅入居承認期間延長通知書を所属長を経て職員住宅に入居している職員（以下「入居者」という。）に交付するものとする。

第七条中「職員住宅に入居している職員（以下「入居者」という。）」を「入居者」に改める。

様式第二号の次に次の一様式を加える。

職員住宅入居承認期間延長通知書

第 号

所 属

氏 名

下記のとおり職員住宅の入居承認期間を延長したので通知します。
なお、入居承認期間以外の承認事項について変更はありません。

年 月 日

承認権者職氏名



記

- 1 入居職員住宅 (所在地) 号室)
- 2 現在の入居承認期間
年 月 日 ~ 年 月 日
- 3 延長した期間
年 月 日 ~ 年 月 日

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

規 則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十四号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

別表製菓衛生師試験の項からクリーニング師試験の項まで、歯科技工士国家試験の項及び登録販売者試験の項中「総得点」を「科目別得点及び総得点」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条第一項第一号イの改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十五号

埼玉県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県消費生活協同組合法施行細則（昭和二十三年埼玉県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号を記す。

様式第一号中「あて先」を「宛先」と改め、同様式の添付書類に次のように加える。

7 発起人がその代表者を定めたときは、その権限を証する書類

様式第一号の注欄一中「署名押印」を「署名又は記名押印」と改め、同様式の注欄二中「氏名及び」を「氏名、経歴及び」と改める。

様式第三号中「あて先」を「宛先」と改め、同様式の添付書類5④中「担保を供し、又は信託した」を「若しくは、担保を供し、若しくは信託したこと又は出資一口の金額を減少してもその債権者を害するおそれがない」と改める。

様式第四号中「あて先」を「宛先」と、「」について、年月日の第 回通常（臨時）総会（総代会）において決議しましたので、消費生活協同組合法第 6 2 条第 2 項の認可を、を「の認可を受けたので、消費生活協同組合法第 6 2 条第 2 項の規定により」と改め、同様式の添付書類中 3 及び 4 を記す。

様式第七号を記す。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県防犯のまちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十六号

埼玉県防犯のまちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県防犯のまちづくり推進条例施行規則（平成十六年埼玉県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

「第十五条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十七号

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第三十一条の三第三項」を「第三十一条の三第四項」に改める。

別表第一の備考第一号及び別表第三第二号の二イ中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

規 則

埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十八号

埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行規則（平成元年埼玉県規則
第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「産業廃棄物又は建設残土」を「廃棄物等」に改める。

様式第一号及び様式第三号を次のように改める。

様式第1号(第1条関係)

廃棄物等処分依頼書

年 月 日

(宛先)

埼玉県環境整備センター所長

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり廃棄物等の処分を依頼します。

排出事業場の所在地、名称等	所在地			コード番号等記入欄			
	名称						
	廃棄物等の処理責任者	職氏名					
	電話番号						
運搬者等	運搬者	・依頼者本人 ・委託業者 (名称)					
	車両番号						
	運転者氏名						
廃棄物等の種類							
廃棄物等積載車両総重量	出発の際の総重量						
廃棄物等重量							
搬入月日	月 日			月		日	
出発時刻	時 分			時		分	
				予約日時		月 日 時 分	
				予約者氏名			

様式第3号(第2条関係)

受 入 証	
様	
埼玉県環境整備センター所長 印	
次のとおり受け入れました。	
年 月 日	
計 量 番 号	
時刻	センター着
	センター発
車 両 コ ー ド	
廃棄物等コード	
事 業 場 コ ー ド	
運 転 者 コ ー ド	
廃 棄 物 等 積 載 車 両 総 重 量	
kg	
空 車 重 量	
kg	
廃棄物等受入重量(100kg未満切上げ)	
kg	
備考 料金は、後日、納入通知書を送付しますので、納入期限までに納入してください。	

(1 2 7 mm × 8 9 mm)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十九号

埼玉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立自然公園条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二十号の十四中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「行う」を「実施する」に改め、同条第三十八号の三中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

規 則

埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十号

埼玉県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号八(ハ)中「施設」の下に「（樹林帯を除く。）」を加える。

第十五条第三号中「河川管理施設」の下に「（樹林帯を除く。）」を加え、同条第七号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「行う」を「実施する」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。ただし、第十三条第一号八(ハ)及び第十五条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十一号

埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第四号備考第二号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「特定鳥獣」を「第二種特定鳥獣」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

規 則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

第一条第一項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第二条第四号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に改める。

第三条第一項中「法律第六十一条第四項並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、「第十一条の二第九項」の下に「第十三条の九第五項及び第六項」を、「第十五条第六項」の下に「第十九条の九第五項」を加え、「並びに第四十二条第五項」を「第四十二条第五項並びに第四十六条の二第五項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する届出は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類を添付して行うものとする。

省令第七条第十一項の規定による届出	法律第九条第七項の許可証
省令第七条第十二項の規定による届出	法律第九条第八項の従事者証
省令第十一条の二第九項の規定による届出	省令第十一条の二第五項の承認証
省令第十三条の九第六項の規定による届出	法律第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法律第九条第八項の従事者証
省令第十五条第六項の規定による届出	法律第十五条第十一項において読み替えて準用する法律第九条第七項の指定猟法許可証

届出	省令第十九条の九第五項の規定による届出	省令第十九条の九第一項の認定証
出	省令第二十四条第五項の規定による届出	法律第二十四条第五項の販売許可証
出	省令第四十二条第五項の規定による届出	法律第三十五条第十二項において読み替えて準用する法律第二十四条第五項の承認証
届出	省令第四十六条の二第五項の規定による届出	法律第三十八条の二第六項の麻醉銃猟許可証

第四条第一項中「第十一条の二第八項」の下に「第十三条の九第四項」を、「第十五条第五項」の下に「第十九条の九第四項」を加え、「及び第四十二条第四項」を、「第四十二条第四項及び第四十六条の二第四項」に改め、同条第二項中「従事者証」の下に「承認証」を、「指定猟法許可証」の下に「認定証」を加え、「又は承認証」を「又は麻醉銃猟許可証」に改める。

第五条中「第十一条の二第十項」の下に「第十三条の九第七項」を、「第十五条第七項」の下に「第十九条の九第六項」を、「第四十二条第六項」の下に「第四十六条の二第六項」を加える。

第六条の見出し中「狩猟免状」を「狩猟免状等」に改め、同条第一項中「第四十八条第四項」の下に「及び第六十五条第八項」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の届出書の提出は、変更に係る狩猟免状又は狩猟者登録証を添付して行うものとする。

第七条第一項中「及び第六十五条第九項」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 省令第六十五条第九項の申請書の様式は、様式第六号のとおりとする。

第八条中「申請書の」を「申請書等の」に改め、同条第十一号中「様式第十六号」を「様式第二十五号」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十号中「様式第十五号」を「様式第二十四号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第九号中「様式第十四号」を「様式第二十三号」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第八号中「様式第十三号」を「様式第二十一号」に改め、同号を同条第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 省令第十九条の十二第一項の届出書 様式第二十二号

第八条第七号中「様式第十二号」を「様式第十七号」に改め、同号を同条第十一

号とし、同号の次に次の三号を加える。

十二 省令第十三条の四第一項の申請書 様式第十八号

十三 省令第十三条の八第一項の申請書 様式第十九号

十四 省令第十三条の九第一項の申請書 様式第二十号

第八条第六号中「様式第十一号」を「様式第十六号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号中「様式第十号」を「様式第十五号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第四号中「様式第九号」を「様式第十四号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号中「様式第八号」を「様式第十三号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第二号中「様式第七号」を「様式第十二号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第一号中「様式第六号」を「様式第十一号」に改め、同号を同条第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一 法律第十八条の三第一項の申請書 様式第七号

二 法律第十八条の七第二項において準用する法律第十八条の三第一項の申請書
様式第八号

三 法律第十八条の七第四項の規定による届出書 様式第九号

四 法律第十八条の八第六項において準用する法律第十八条の三第一項の申請書
様式第十号

第八条に次の一号を加える。

二十 省令第四十六条の二第一項の申請書 様式第二十六号
様式第一号から様式第五号までを次のように改める。

様式第1号 (第3条関係)

許可証等に係る住所等変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事
環境管理事務所長

届出者

住所 氏名 (自署又は記名押印)

[法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

生年月日

年 月 日

電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 条第 項の
規定により、住所等を変更したので、次のとおり届け出ます。

1 許可証等	種類 (該当する番号を ○で囲むこと。)	(1) 許可証 (2) 従事者証 (捕獲等又は採取等) (3) 承認証 (対象狩猟鳥獣の捕獲等) (4) 従事者証 (指定管理鳥獣捕獲等事業) (5) 指定猟法許可証 (6) 販売許可証 (7) 承認証 (特定猟具使用制限区域における捕獲等) (8) 麻醉銃猟許可証
	番号	
	交付年月日	
2 変更内容	変更事項 (該当する番号を ○で囲むこと。)	(1) 住所 (所在地) (2) 氏名 (名称又は代表者の氏名) (3) その他 ()
	変更前	
	変更後	
3	変更の年月日	

(注)

- 1 変更に係る証票を添付すること。
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第12項又は第13条の9第6項の規定による届出の場合にあっては、従事者に係る変更内容を記入すること。
- 3 その他の変更事項については、具体的に記入すること。

許可証等再交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者

住所

氏名 (自署又は記名押印)

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

職業

生年月日

電話番号

年 月 日

〔鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則〕 第 条第 項
の規定により、許可証等を (亡失・滅失) したので、次のとおり申請します。

1 許可証等	種類 (該当する番号を ○で囲むこと。)	(1) 許可証 (2) 従事者証 (捕獲等又は採取等) (3) 承認証 (対象狩猟鳥獣の捕獲等) (4) 従事者証 (指定管理鳥獣捕獲等事業) (5) 指定猟法許可証 (6) 認定証 (7) 販売許可証 (8) 承認証 (特定猟具使用制限区域における捕獲等) (9) 麻酔銃猟許可証
	番号	
交付年月日		
2 亡失・滅失の事情		

(注) 許可証等の種類が (4) 又は (6) の場合は、「職業」欄は記入しないこと。

許可証等亡失届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事
埼玉県環境管理事務所長

届出者

住所氏名 (自署又は記名押印)

[法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

生年月日

年 月

日

電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 条第 項の規定により、許可証等を亡失したので、次のとおり届け出ます。

1 許可証等	種類 (該当する番号を ○で囲むこと。)	(1) 許可証 (2) 従事者証 (捕獲等又は採取等) (3) 承認証 (対象狩猟鳥獣の捕獲等) (4) 従事者証 (指定管理鳥獣捕獲等事業) (5) 指定猟法許可証 (6) 認定証 (7) 販売許可証 (8) 承認証 (特定猟具使用制限区域における捕獲等) (9) 麻醉銃猟許可証 (10) 狩猟免状 (11) 狩猟者登録証 (12) 狩猟者記章
	番号	
2 亡失年月日	交付年月日	
3 亡失の事情		

様式第4号 (第6条関係)

狩 猟 免 状 記載事項変更届出書
狩 猟 者 登 録 証

年 月 日

(宛先)

埼玉県 環境管理事務所長

届出者

住 所 (自署又は記名押印)
氏 名

職 業

生年月日

電話番号

年 月 日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 条第 項の規定により、記載事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

1 変更前の住所、氏名、職業及び生年月日	住 所	
	氏 名	
	職 業	
	生年月日	
2 狩 猟 免 許 の 種 類		
3 狩 猟 免 状	番 号	
	交付年月日	
4 狩 猟 者 登 録	番 号	
	交付年月日	
5 変 更 に 係 る 事 項		
6 変 更 の 年 月 日		
7 変 更 の 理 由		

- (注) 1 変更に係る狩猟免許又は狩猟者登録証を添付すること。
2 住所等の変更が確認できる書類(住民票、運転免許証の写し等)を提示すること。
3 狩猟免許の記載事項の変更の場合にあっては、届出者の「職業」欄及び「4 狩猟者登録」欄は記入しないこと。
4 狩猟者登録証の記載事項の変更の場合にあっては、「2 狩猟免許の種類」及び「3 狩猟免許」欄は記入しないこと。

狩猟免許再交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者

住 所 (自署又は記名押印)
氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第46条第2項(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第4項の規定により同法第46条第2項の規定を適用する場合を含む。)の規定により、狩猟免許を亡失等したので、次のとおり申請します。

1 狩 猟 免 状 の 番 号	
2 狩 猟 免 状 の 交 付 年 月 日	
3 狩 猟 免 状 の 交 付 数	
4 申請の理由 (該当する番号を○で囲むこと。)	(1) 亡失・滅失・汚損・破損 (2) 他の都道府県知事の登録
5 亡失等の事情 (4 (1)の場合に限る。)	

(注) 汚損・破損による場合は、狩猟免許を返納すること。

収入証紙

収入証紙

様式第十六号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び狩猟並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式を様式第二十五号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

麻酔銃猟許可申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住所 (自署又は記名押印)
 氏名 職業
 生年月日 電話番号
 年 月 日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項の規定により、住居集合地域等における麻酔銃猟の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1	使用する麻酔薬の名称及び量	
2	住居集合地域等において麻酔銃猟をしなければならぬ理由	
3	捕獲等の期間	
4	捕獲等の区域	
5	捕獲等をする鳥獣の種類及び数量	
6	危害の防止のための措置	
7	麻酔銃の所持許可証の番号及び交付年月日	番号
		交付年月日

(注) 麻酔銃の所持の許可を受けた者以外が実施する場合は、「7 麻酔銃の所持許可証の番号及び交付年月日」の欄に、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項の規定による人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日についても記入すること。

第百四十四号中「あて先」を「宛先」とし、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第8項」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

第29条第8項」	「 <table border="1"><tr><td>1 鳥獣保護区</td><td>の名称</td></tr></table> 」	1 鳥獣保護区	の名称	を	「 <table border="1"><tr><td>1 特別保</td></tr></table> 」	1 特別保
1 鳥獣保護区	の名称					
1 特別保						
護地区の名称	」	とし	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を			

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」とし、同令の附則第10号を削除する。

第百四十四号中「あて先」を「宛先」とし、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」とし、同法の附則第11号を削除する。

第百四十四号中「あて先」を「宛先」とし、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第4項」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第4項ただし書」とし、同法の附則第11号を削除する。

鳥獣捕獲等事業変更事項届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者 住所
名 称
代表者氏名 (自署又は記名押印)
電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第3項の規定により、名称等を変更したので、次のとおり届け出ます。

1	変更前の名称	
2	変更前の住所	
3	変更前の代表者の氏名	
4	認定証の番号	
5	認定証の交付年月日	

変更の内容	変更前	変更後
	変更の内容	
変更の理由		
変更の年月日		

- (注)
- 1から3までの欄は、変更のある欄のみ記入すること。
 - 当該変更が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の2第2項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付すること。

様式第十二号中「あて先」を「宛先」とし、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同様式を様式第十七号とし、同様式の次に次の三様式を加える。

国の機関による指定管理鳥獣捕獲等事業の確認申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 (自署又は記名押印)
電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 14 条の 2 第 5 項の規定による確認を受けたいので申請します。

1	指定管理鳥獣の種類	
2	実施期間	
3	実施区域	
4	目 標	
5	捕獲方法の概要	
6	捕獲の規模	
7	捕獲した指定管理鳥獣の処分方法	
8	実施体制	
9	住民の安全確保等に 必要な事項	
10	備 考	

- (注) 1 捕獲等をした指定管理鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置する場合又は夜間銃猟をする場合にあつては、その旨を記入すること。
2 実施区域を明らかにした図面を添付すること。

夜間銃猟確認申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 認定証番号
住所 名称
代表者氏名 (自署又は記名押印)
電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 14 条の 2 第 8 項第 2 号の規定による確認を受けたいので申請します。

1	夜間銃猟の実施日時	
2	夜間銃猟の実施区域	
3	夜間銃猟の実施方法	
4	夜間銃猟の実施体制	
5	夜間銃猟をする者	
6	住民の安全の確保のための措置・周辺地域への注意喚起の方法	

- (注) 1 夜間銃猟をしようとする区域を明らかにした図面を添付すること。
2 射撃場所、射撃方向その他夜間銃猟の安全性を確認するために必要な事項を明らかにした図面を添付すること。

従事者証 (指定管理鳥獣捕獲等事業) 交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 所在地
 名 称
 代表者氏名 (自署又は記名押印)
 電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する同法第9条第8項の規定により、従事者証の交付を受けたので、次のとおり申請します。

指定管理鳥獣捕獲等事業	
実施期間	
実施区域	

従事者		
住所		
氏名		
職業		
生年月日		
狩猟免許	種類	
	交付した知事の都道府県名	都・道・府・県 知事
	番号	
猟銃・空気銃所持許可証	交付年月日	
	番号	
交付年月日		

- (注) 1 「猟銃・空気銃所持許可証」の欄は、銃器を使用して捕獲等をする場合に限り記入すること。
- 2 従事者が複数である場合にあつては、「従事者」欄に「別紙のとおり」と記入し、従事者全員について別紙を添付すること。

様式第八号（表面）中「※対象鳥獣捕獲員に該当の有無」や「※軽減税率適用の有無」並びに「あて先」や「宛先」並びに「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」並びに「回覧」（第四）を次のように改め、回覧を第三十三号とする。

(裏面)

2 狩猟をしようとする場所 (該当する番号を○で囲むこと。)															
(1) 埼玉県の区域全部	(2) 放鳥獣猟区の区域														
3 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかを○で囲むこと。有の場合は、その停止の期間を記入すること。)															
免許効力の停止の有無	有・無	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで												
4 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合)		猟銃・空気銃所持許可証の番号	交付年月日												
		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>									<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>				
5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条第2項の要件に関する事項															
共 済 事 業	法 人 名	対 象 損 害	給 付 額												
			被 共 済 者 期 間												
損害保険契約	保 險 会 社 名	対 象 損 害	保 險 金 額												
			被 保 險 期 間												
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日												
資 産 保 有															
6 職 業															
(1) 専門的・技術的職業従事者	(2) 管理的職業従事者	(3) 事務従事者													
(4) 販売従事者	(5) 農林業作業者	(6) 漁業作業者													
(7) 探鉱・採石作業者	(8) 運輸・通信従事者	(9) 技能工・生産工程作業者													
(10) 単純労働者	(11) 保安職業従事者	(12) サービス職業従事者													
(13) 分類不能の職業	(14) 無職														
7 軽減税率の適用の確認 (軽減税率の適用を受ける場合は、該当する番号を○で囲むこと。なお、(2)の場合は、括弧内に、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称も記入すること。)															
(1) 県民税の所得割額の納付を要しないもので、次のいずれかに該当する (□に△印を付すこと。)															
<input type="checkbox"/> 控除対象配偶者又は扶養の親族に該当しない。 <input type="checkbox"/> 農業水産業に従事する控除対象配偶者又は扶養親族である。 <input type="checkbox"/> 県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族である。															
(2) 対象鳥獣捕獲員である。()															
記入上の注意事項															
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。															
2 文字は、楷書で明瞭に記入すること。															
3 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。															
4 「6 職業」の欄には、職業を具体的に記入し、さらに該当する職業分類の番号を○で囲むこと。															
5 ※印欄には、記入しないこと。															

様式第七号を次のように改め、同様式を様式第十二号とする。

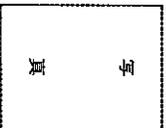
様式第12号 (第8条関係)

(表面)

事務所	※	申込番号	※	※	※																		
(宛先)		狩猟免許更新申請書			年 月 日																		
埼玉県知事																							
住所	〒	収入証紙																					
電話番号																							
ふりがな																							
氏名	(自署又は記名押印)					(男・女)																	
生年月日	年 月 日																						
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により、狩猟免許の更新を受けたいので、次のとおり申請します。																							
1 希望する受検年月日及び受検場所																							
受検年月日 年 月 日																							
受検場所																							
2 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び狩猟免許の番号等																							
免許の種類	交付した知事の都道府県名	狩猟免許の番号	狩猟免許の交付年月日	原交付年月日																			
網 猟 免 許	知事	号	年 月 日	年 月 日																			
わ な 猟 免 許	知事	号	年 月 日	年 月 日																			
第一種銃猟免許	知事	号	年 月 日	年 月 日																			
第二種銃猟免許	知事	号	年 月 日	年 月 日																			
3 使用する銃砲の種類並びに猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日(第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の更新を受けようとする場合であつて、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による所持許可を現に受けている者に限る。)																							
使用する銃砲の種類(番号を○で囲むこと。)	猟銃・空気銃所持許可証の番号			交付年月日																			
(1) ライフル銃	<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																					号 年 月 日	
(2) 散 弾 銃																							
(3) 空 気 銃 (圧縮ガスを) 使用する場合)																							
4 本登録年度において他の狩猟免許申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類及び受検年月日																							
免許の種類	受検年月日	年	月	日																			
5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第2項ただし書の規定による認定鳥獣捕獲等事業に従事する者に該当することの有無																							
有 ・ 無																							

本枠内は、必ず記入してください。

※ 事務所				有・無
認定鳥獣捕獲等事業に従事する者に該当することの有無				
申込番号	※	※	※	※



ふりがな
氏名 (自署又は記名押印)

受検票 A

1 免許の種類と交付年月日				
免許の種類	網猟免許	わな猟免許	第一種銃猟免許	第二種銃猟免許
交付年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

- 2 受検日 年 月 日
- 3 受検場所

※ 講習の受講				
※ 適性検査		視力	聴力	運動能力
		受付番号	※	
			※	
		備考	※	
			※	

大枠内は、必ず記入してください。

(切り離さないこと。)

※ 事務所				有・無
認定鳥獣捕獲等事業に従事する者に該当することの有無				
申込番号	※	※	※	※

ふりがな
氏名

受検票 B

- 1 免許の種類
網 猟 免 許
わ な 猟 免 許
第一種銃猟免許
第二種銃猟免許

- 2 受検日 年 月 日
- 3 受検場所

※ 講習の受講				
※ 適性検査		視力	聴力	運動能力
		受付番号	※	
			※	
		備考	※	
			※	

大枠内は、必ず記入してください。

(切り離さないこと。)

(裏面)

注 意

- 1 申請書中3の銃砲の所持許可を現に受けている場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日を記入し、当該許可に係る許可証の写しを添付すること。
- 2 申請書中3の銃砲の所持許可を現に受けていない場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに掲げる者（下記参照）に該当しないことを証明する医師の診断書を添付すること。

記

- (1) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある次の病気にかかっている者
 - ア 統合失調症
 - イ そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）
 - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病氣
- (2) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (3) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 3 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。
- 4 文字は、楷書で明瞭に記入すること。
- 5 ※印欄には、申請者は記入しないこと。

様式第六号を次のように改め、同様式を様式第十一号とする。

様式第11号 (第8条関係)

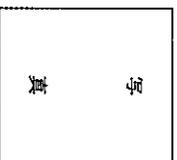
(表面)

事務所	※	申込番号	※	1 新規	※	2 一部免除															
(宛先)		埼玉県知事			狩猟免許申請書																
住所	〒																				
電話番号																					
ふりがな																					
氏名	(自署又は記名押印)			(男・女)																	
生年月日		年	月	日	収入証紙																
<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により、狩猟免許を受けたいので、次のとおり申請します。</p>																					
<p>1 受けようとする狩猟免許の種類 (該当する種類を○で囲むこと。)</p> <p>網猟免許 わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許</p>																					
<p>2 希望する受験年月日及び受験場所</p> <p>受験年月日 年 月 日</p> <p>受験場所</p>																					
<p>3 使用する銃砲の種類並びに猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日 (第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を受けようとする場合であって、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による所持許可を現に受けている者に限る。)</p>																					
使用する銃砲の種類 (番号を○で囲むこと。)	猟銃・空気銃所持許可証の番号				交付年月日																
(1) ライフル銃																					
(2) 散弾銃																					
(3) 空気銃					号 年 月 日																
<p>(注) 圧縮ガスを(使用するもの)を含む。</p>																					
<p>4 本登録年度において他の狩猟免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類及び受験(受検)年月日</p> <p>年 月 日</p>																					
<p>5 現に他種の狩猟免許を受けている場合は、その種類及び狩猟免許の番号等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>交付した知事名</th> <th>狩猟免許の番号</th> <th>狩猟免許の交付年月日</th> <th>本登録年度の更新の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免許</td> <td>都道府県名</td> <td>号</td> <td>年 月 日</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>免許</td> <td>知事</td> <td>号</td> <td>年 月 日</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>							種 類	交付した知事名	狩猟免許の番号	狩猟免許の交付年月日	本登録年度の更新の有無	免許	都道府県名	号	年 月 日	有・無	免許	知事	号	年 月 日	有・無
種 類	交付した知事名	狩猟免許の番号	狩猟免許の交付年月日	本登録年度の更新の有無																	
免許	都道府県名	号	年 月 日	有・無																	
免許	知事	号	年 月 日	有・無																	
<p>6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法の規定に基づく命令に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無</p> <p>有 (: 刑の執行が終わり、又は受けることがなくなった年月日) ・ 無 (: 処分の内容)</p> <p>年 月 日 年 月 日</p>																					
<p>7 狩猟免許を取り消されたことの有無</p> <p>有 (: 取消年月日) ・ 無 (: 免許を取り消した都道府県知事名) ・ 無 (: 無)</p> <p>年 月 日 年 月 日</p>																					

太枠内は、必ず記入してください。

※ 1	新規	※ 2	一部免除
事務所	※	申込番号	※

受験票 A



ふりがな
氏名 (自署又は記名押印)

- 1 免許の種類
網漁免許 わな漁免許 第一種統漁免許 第二種統漁免許
- 2 受験日
年 月 日
- 3 受験場所

(切り離さないこと。)

※	試験の結果				
※	視力	聴力	運動能力	知能	技能
※	※			※	
※	受付番号	※	備考	※	

本枠内は、必ず記入してください。

※ 1	新規	※ 2	一部免除
事務所	※	申込番号	※

受験票 B

ふりがな
氏名

- 1 免許の種類
網漁免許
わな漁免許
第一種統漁免許
第二種統漁免許
- 2 受験日
年 月 日
- 3 受験場所

(切り離さないこと。)

※	受付番号	※	
※	備考	※	

本枠内は、必ず記入してください。

(裏面)

注 意

- 1 申請書中3の銃砲の所持許可を現に受けている場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日を記入し、当該許可に係る許可証の写しを添付すること。
- 2 申請書中3の銃砲の所持許可を現に受けていない場合は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに掲げる者（下記参照）に該当しないことを証明する医師の診断書を添付すること。

記

- (1) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある次の病気にかかっている者
 - ア 統合失調症
 - イ そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）
 - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
 - (2) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (3) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 3 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。
 - 4 文字は、楷書で明瞭に記入すること。
 - 5 2種類の狩猟免許を受けようとする場合は、受験票を免許の種類ごとに作成すること。
 - 6 ※印欄には、申請者は記入しないこと。

様式第五号の次に次の五様式を加える。

狩猟者登録証等再交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住所 (自署又は記名押印)
 氏名
 職業
 生年月日
 電話番号
 年 月 日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の規定により、狩猟者登録証等を亡失等したので、次のとおり申請します。

1 狩猟者登録証等の種類 (該当する番号を○で囲むこと。)	(1) 狩猟者登録証 (2) 狩猟者記章
2 狩猟者登録を受けた狩猟免許の種類	
3 狩猟者登録証の番号	
4 交付年月日	
5 亡失等の事情	

- (注) 1 狩猟者登録証の番号は、狩猟者記章の再交付を申請する場合であっても記入すること。
 2 汚損・破損による場合は、狩猟者登録証又は狩猟者記章を返納すること。

収入証紙

--

鳥獣捕獲等事業認定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住所 名称
 代表者氏名 (自署又は記名押印)
 電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の2の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	空気銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	事業管理責任者の役職・氏名	
	捕獲従事者	
2 鳥獣捕獲等事業の実施体制	安全管理体制	
	夜間銃猟の実施	有 ・ 無
3 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
4 鳥獣捕獲等事業に対する研修の実施		

(注) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の2第2項に掲げる書類(法人の定款、登記事項証明書等)を添付すること。

鳥獣捕獲等事業変更認定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住所
名 称
代表者氏名 (自署又は記名押印)
電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第1項の規定により、変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。

認定証の番号	
認定証の交付年月日	

1 変更の内容	変更前	変更後
2 変更の理由		
3 変更予定年月日		

(注) 変更の内容に係る鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の2第2項に掲げる書類(法人の定款、登記事項証明書等)を添付すること。

様式第9号 (第8条関係)

認定鳥獣捕獲等事業廃止届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者

住所
名称
代表者氏名 (自署又は記名押印)
電話番号

認定鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	認定証の番号	
2	認定証の交付年月日	
3	事業廃止年月日	

鳥獣捕獲等事業認定の有効期間更新申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住所
 名 称
 代表者氏名 (自署又は記名押印)
 電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第2項の規定により、鳥獣捕獲等事業認定の有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

認定証の番号	
認定証の交付年月日	
認定をした知事の都道府県名	都・道・府・県 知事

1 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	空気銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	事業管理責任者の役職・氏名	
2 鳥獣捕獲等事業の実施体制	捕獲従事者	
	安全管理体制	
	夜間銃猟の実施	有 ・ 無
3 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
4 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		
5 研修の実施状況		

(注) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の13第3項に規定する書類(法人の定款、登記事項証明書等)を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。
- 2 この規則による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十三号

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則（昭和五十六年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「貸与期間」の下に「（条例第四条第二項に規定する修学資金にあつては、貸与する月）」を加える。

第三条中「修学資金」を「条例第四条第一項に規定する修学資金」に、「毎月当月分」を「四半期ごとに三月分」に改め、同条ただし書中「あらかじめ二月分又は三月分を」を「さらに三月分を限度として合わせて」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第五条の規定により修学資金の貸与を行わないものとした場合において、既に条例第四条第一項に規定する修学資金を交付しているときは、知事は、当該修学資金を復学した日の属する月の翌月以降に交付すべき修学資金として交付したものとすることができる。

第五条中「知事は、」の下に「条例第四条第一項に規定する」を、「まで」の下に「当該」を加える。

第六条第一項中「起算して」の下に「条例第四条第一項に規定する修学資金の」を加える。

第七条第一項中「八十四（）」の下に「当該理学療法業務等が介護福祉士の行う業務である場合には、六十（）」を加える。

様式第一号表中「貸与申請期間	年	月	日から		
年	月	日まで」を	「貸与申請期間		
年	月	日まで」を	年	月	日から
年	月	日まで	」を	「宛先」に改め、同様式表の注1を	

次のように改める。

注 1 申請者が未成年者である場合には、保証人のうち少なくとも1人は、当該申請者の法定代理人とする。ただし、法定代理人が保証能力を有しない

場合は、保証能力を有する者を別途保証人としなければならない。

電話番号 | 郵便番号

住所

「
」

住所・連絡先

」

電話

」

貸与額		年	月
年	月	年	月
総額	円	年	月

「 」		「 」		「 」	
から	月	年	月	から	月
まで	額	円	円	まで	額
から	月	年	月	から	月
まで	額	円	円	まで	額
貸与額				総額	
円				円	
				条	

「 」		「 」		「 」	
年	月	年	月	年	月
から	月	円	円	から	月
まで	額	円	円	まで	額
年	月	年	月	年	月
から	月	円	円	から	月
まで	額	円	円	まで	額
例第4条第2項修学資金（入学時）					
円				円	
」					

電話番号 | 郵便番号 | 「あて先」 | 「宛先」 | 「住所」 | 「申請者住所」

「貸与申請期間」 | 「養成施設の名称及び学年」 | 「貸与」 | 「条

申請期間 年 月 日から 年 月 日まで

第4条第2項に規定する修学資金 円 「貸与施設の名称及び学年」

「貸与を受けた額」 | 「貸与を受けた額」 | 「貸与を受けた額」 | 「貸与を受けた額」

電話番号 | 郵便番号 | 「あて先」 | 「宛先」 | 「貸与決定番号」 | 「貸与番号」 | 「貸

与を受けた修学資金の額 金 円」 | 「貸与を受けた額」 | 「貸与を受けた額」

（既に猶予を受けた期間）

円 する修学資金 円 年 月 日から 年 月 日まで」

を「」 田「」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に修学資金の貸与を受けた者に係る修学資金の返還の債務の裁量免除については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県介護保険審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十四号

埼玉県介護保険審査会規則の一部を改正する規則

埼玉県介護保険審査会規則（平成十七年埼玉県規則第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「福祉部高齢介護課」を「福祉部地域包括ケア課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十五号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（二）を次のように改める。

様式第1号(2)(第2条関係)

身体障害者診断書・意見書 聴覚・平衡・音声・言語
又はそしゃく機能障害用

総括表

氏名	年 月 日生	男・女
住所		
障害名(部位を明記)		
原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 疾病、先天性、その他()
疾病・外傷発生年月日 年 月 日 ・ 場所		
参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日		
総合所見		
軽度化による将来再認定 要 ・ 不要 (再認定の時期 年 月後)		
その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 印		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・ 該当する(級相当) ・ 該当しない		
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢まひ、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別紙)を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、埼玉県社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

[はじめに]

この診断書については、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、**✓**を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。
 なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合には、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない。）

- 聴 覚 障 害 「1「聴覚障害」の状態及び所見」に記載すること。
- 平 衡 機 能 障 害 「2「平衡機能障害」の状態及び所見」に記載すること。
- 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 「3「音声・言語機能障害」の状態及び所見」に記載すること。
- そ しゃ く 機 能 障 害 「4「そしゃく機能障害」の状態及び所見」に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）

右	d B
左	d B

(4) 聴力検査の結果（ア、イ 又はイ のいずれかを記載する。）

ア 純音による検査

オーディオメータの型式

500 1000 2000 H z

0			
10			
20			
30			
40			
50			
60			
70			
80			
90			
100			

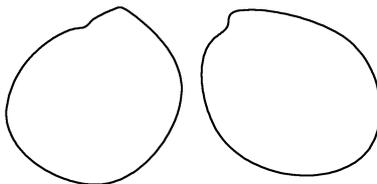
d B

(2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴

(3) 鼓膜の状態

(右) (左)



イ 語音による検査
単語による語音明瞭度

右	%	左	%
---	---	---	---

話言葉による了解度
(純音聴力検査ができない場合のみ)

		右	左
大声	耳介に接して	了 非	了 非
話声	耳介に接して	了 非	了 非
話声	40 c m離れて	了 非	了 非

(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況（有・無）

(注) 1 2級と診断する場合、記載すること。

2 「無」の者に対し、2級と診断する場合には、聴性脳幹反応等の他覚的聴覚検査又はそれに相当する検査を実施し、その結果（実施した検査方法及び検査所見）を記載すること。

3 2の場合、記録データのコピー等を添付すること。

2 「平衡機能障害」の状態及び所見（該当する に^{えん}を入れること。）

(1) 四肢体幹の器質的異常 有 無

(2) 平衡機能の状況

末梢迷路性平衡失調

後迷路性及び小脳性平衡失調

外傷又は薬物による平衡失調

中枢性平衡失調

その他（ ）

(3) 眼振等他の平衡機能検査結果

（ ）

(4) 障害の程度

閉眼にて起立不能又は開眼で直線を歩行中10m以内に転倒若しくは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないもの

閉眼で直線を歩行中10m以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないもの

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

(1) 発声・言語の状況

〔 〕

(2) 意思疎通の状況（該当する に^{えん}を入れること。）

家庭において、家族との会話の用をなさない（日常会話は誰が聞いても理解不能）。

家族との会話は可能であるが、家庭周辺において他人にはほとんど用をなさない。

日常の会話が可能であるが、不明瞭で不便がある。

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見（該当する障害の に^{えん}を入れ、必要事項を記述すること。）

そしゃく・嚥下機能の障害 「そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。

咬合異常によるそしゃく機能の障害 「咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。

経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。

経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。

その他

〔 〕

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

（参考）各器官の観察点

・口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常又は病的反射

・舌：形状、運動能力、反射異常

・軟口蓋：挙上運動、反射異常

・声帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯留

所見（上記の枠内の観察点から、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。）

〔 〕

イ 嚥下状態の観察と検査

(参考1) 各器官の観察点

- ・口腔内保持の状態
- ・口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・食道入口部の開大と流動物 (bolus) の送り込み

(参考2) 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・摂取できる食物の内容 (固形物、半固形物、流動食)
- ・誤嚥の程度 (毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

観察・検査の方法

- エックス線検査 ()
- 内視鏡検査 ()
- その他 ()

所見 (上記の枠内の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。)

[]

咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。

その他

[]

b 参考となる検査所見 (咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)

ア 咬合異常の程度 (そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)

[]

イ そしゃく機能 (口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)

[]

(2) その他(今後の見込み等)

[]

(3) 障害程度の等級

(下の該当する障害程度の等級の項目の **△**を入れること。)

「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害(仮性球まひ、血管障害を含む。)及び末梢^{しよう}神経障害によるもの

外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。)口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)咽頭、喉頭の欠損等によるもの

「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能又は咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害(仮性球まひ、血管障害を含む。)及び末梢^{しよう}神経障害によるもの

外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。)口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)咽頭、喉頭の欠損等によるもの

口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

(1) 聴力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオーディオメータで測定すること。

dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合、 $a + \frac{2b + c}{4}$ の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式に計上し、聴力レベルを算定すること。

(2) 話言葉による了解度の認定は、何らかの理由により純音聴力検査ができない場合に適用されるものである。総括表の「参考となる経過・現症」欄等に純音聴力検査ができない理由を明確に記載すること。

(3) 歯科矯正治療等の適応の判断をする症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別紙)の提出を求めるものとする。

(4) 小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

警告振 | 叩 (H) 卅 「5 ペースメーカー (有
人工弁移植、弁置換 (有

「5 ペースメーカー (有 (年 月 日) ・
人工弁移植、弁置換 (有 (年 月 日) ・
体内植込み型除細動器 (有 (年 月 日) ・
無) 他
無) 卍
(注)「有」の場合、手術年月日を記載すること。

無) 卍 「6 ペースメーカーの適応度」他 「6 ペースメーカー等の適応度」 卍
無) 卍 「6 ペースメーカーの適応度」他 「6 ペースメーカー等の適応度」 卍
無) 卍
」
「7 身

「7 身体活動能力(運動強度) (マッツ) 他 8 そ
ア
イ

体活動能力(運動強度) (マッツ)
他の手術の状況 卍
手術の種類 () 卍
手術年月日 (年 月 日 実施済 ・ 予定) 卍

警告振 | 叩 (K) 卅 「(3) 症状に応じて要医療 ークス発作又は狭心
要するもの

「(3) 症状に応じて要医療 ークス発作又は
要するもの

4 ペースメーカー (有 (年 月
人工弁移植、弁置換 (有 (年 月
体内植込み型除細動器 (有 (年 月
(注)「有」の場合、手術年月日を記載すること、

5 その他の手術の状況
ア 手術の種類 ()
イ 手術年月日 (年 月 日 実施済

狭心症発作で継続的治療を

日) ・ 無)
日) ・ 無)
日) ・ 無)

卍
」

)

・ 平成)

「

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則に定める様式による用紙は
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十六号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成十三年埼玉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、厚生労働大臣又は関東信越厚生局長」を削り、同条第二項中「令若しくは」を「令又は」に、「基づき認可若しくは」を「基づき認可又は」に改め、「又は厚生労働大臣若しくは関東信越厚生局長から受理した医療法人に係る認可若しくは選任の通知を送付するとき」を削る。

様式第二十三号中「㊦㊧㊨」を「㊦㊧㊨」に改め、同様式の添付書類1中「（㊦㊧㊨㊩㊪）」「を削り、同様式の添付書類2中「（㊦㊧㊨㊩㊪）」「を削り、同様式の添付書類3中「（㊦㊧㊨㊩㊪㊫）」「を削り、同様式の添付書類4中「（㊦㊧㊨㊩㊪㊫）」「を削り、同様式の添付書類5及び6中「（㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬）」「を削り、同様式の添付書類7及び8中「（㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬）」「を削り、同様式の（別紙様式一）から（別紙様式六）までを削る。

様式第四十一号中「あて先」を「宛先」に、「第57条第4項」を「第57条第5項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県造林規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十七号

埼玉県造林規則の一部を改正する規則

埼玉県造林規則（昭和三十五年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「様式第三号の」を「次に掲げる事項を記載した」に、「行なう」を「行う」に改め、ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 造林地の所在及び面積
 - 二 地上権の存続期間
 - 三 植栽に係る樹木の種類及び本数
 - 四 造林地の管理に関する事項
 - 五 収益の分収割合に関する事項
 - 六 造林木の販売に関する事項
 - 七 契約の失効に関する事項
 - 八 その他必要な事項
- 様式第三号を削る。

別紙中「、第2号、第3号」を「及び第2号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第九条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について、適用する。

規 則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成十六年埼玉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条第二項」を「第二十二条第二項」に改める。

第二条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第四条中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第五条中「第十六条第三項」を「第十七条第三項」に改める。

様式第一号（表面）中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同様式（裏面）中「第21条」を「第22条」に、「第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条」を「第10条第1項、第17条第1項、第18条第2項、第19条」に改める。

様式第四号中「あて先」を「宛先」に、「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

様式第五号中「あて先」を「宛先」に、「第16条第3項」を「第17条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十九号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

十三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域内に居住している者

別表中三一〇の項を三一一の項とし、二一四の項から三〇九の項までを一項ずつ繰り下げ、二二三の項中「四六・四五から六六・一〇まで」を「三八・六四から五九・九二まで」に、「四三八」を「三二八」に改め、同項を同表二一四の項とし、同表中二二二の項を二二三の項とし、七二の項から二一一の項までを一項ずつ繰り下げ、七一の項の次に次のように加える。

七二	アーバンヴェール川越上戸二番館住宅	川越市大字上戸	中層耐火	五二・一五	二〇
----	-------------------	---------	------	-------	----

様式第一号（表面）を次のように改める。

(表面)

県営住宅入居申込書

受付番号

(宛先)

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給会社の理事長)

年 月 日

県営住宅への入居の承認を受けたいので、別記(裏面)の事項を承知の上、埼玉県県営住宅条例第8条の規定により、次のとおり申し込みます。

申込者

住所	郵便番号								1	1							電話番号							
	都・道 府・県										区 市・郡			区 町・村										

勤務先	名称											電話番号								
	所在地	都・道 府・県										区 市・郡			区 町・村					

世帯構成 (現に同居し、又は同居しようとする親族)	続柄	フリガナ		生年月日			年齢	手帳番号等を記入		手帳の等級を記入						
		氏名		年	月	日		手帳の交付を受けている場合は、手帳番号等を記入すること。該当する項目を で囲むこと。								
	本人	男・女						手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害者	精神障害者	知的障害者	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハセ病
		男・女						手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害者	精神障害者	知的障害者	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハセ病
		男・女						手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害者	精神障害者	知的障害者	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハセ病
		男・女						手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害者	精神障害者	知的障害者	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハセ病
		男・女						手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害者	精神障害者	知的障害者	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハセ病
		男・女						手帳番号等()	手帳の等級()	身体障害者	精神障害者	知的障害者	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハセ病

入居を希望する県営住宅	県営住宅名	間取り			住宅番号						

申告事項	次の項目に該当する場合は、 の中の数字を で囲むこと。															
	申込者本人が、離婚、配偶者との死別等により現に婚姻(これと同様の関係を含む。)をせずに20歳未満の児童を養育している女子又は男子である。														1	
	申込者本人がDV被害者であり、婦人相談センター等での保護の終了の日又は裁判所の保護命令が効力を生じた日から5年以内の者である。 (施設又は裁判所名:) (保護の終了の日又は保護命令が効力を生じた日: 年 月 日)														2	
	申込者本人が、犯罪被害者やその家族等で、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となっている。 (被害届提出警察署名:) (被害届日: 年 月 日)														3	
	申込者本人が、今回の入居申込みの前2年間において県営住宅の公募に応じ、落選した回数が4回以上である。 下欄に応募年月及び先頭の抽選番号をいずれか4回分を記入すること。														4	
	応募年月		年 月	年 月	年 月	年 月										
	抽選番号															
	申込者本人が、特別県営住宅等の入居者で、当該住宅等の建替え後の家賃の急激な上昇のため、家賃の負担が困難となる者である。														5	
	難病等の認定を受け、障害福祉サービス受給者証等が交付されている者がいる世帯である。 (受給者証等が交付されている者の氏名:) (難病等の名称:)														6	
	申込者本人が、埼玉県が行う公共事業の施行に伴い住宅が除却される者である。														7	
	災害による住宅の滅失		8	不良住宅の撤去		9	借上県営住宅の契約の終了									10
	県営住宅建替事業による県営住宅の除却				11	都市計画事業等の施行に伴う住宅の除却									12	
	土地収用法等に基づく事業の執行に伴う住宅の除却				13											
	近居により子育てや介護・看護などについて世代間で支え合おうとする者である。														14	
	申込者本人が、土砂災害特別警戒区域内に居住している者である。														15	

備考 1 欄は記入しないこと。
2 単身での申込みの場合も本人欄に記入すること。
3 募集案内の記入例を参照して記入すること。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「契約局長」の下に「、スポーツ局長」を加え、同条第五号中「及び農林総合研究センター」を削り、「総合教育センターの支所」を「総合教育センター江南支所」に改める。

第三条の二第一項中「、副所長」の下に「、政策幹、スポーツ企画幹」を加える。

第五条第一項中「五部」を削る。

第十三条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、「、及び会計管理課長を経て会計管理者に」を削り、同条第二項中「財政課長」を「、財政課長」に改め、「、同項第一号に掲げるもの又は緊急を要するものについては会計管理課長に協議することにより会計管理者への合議を」を削る。

第四十条の二中「指定代理納付者」の下に「（次条及び第四十条の四において「指定代理納付者」という。）」を加える。

第四十条の三第二項中「当該申出」の下に「（第四項の申出を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 前二項の規定にかかわらず、会計管理者、出納員又は分任出納員は、指定代理納付者が提供するインターネットによる歳入の納付をするための当該指定代理納付者の使用に係る電子計算機と納入義務者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して納付しようとする当該納入義務者から、法律第二百三十一条の二第六項の規定による申出があつた場合において、第一項の規定による審査の結果、当該申出を適当と認めて承認したときは、遅滞なく債権管理簿に指定代理納付者による納付である旨及び当該承認をした日その他必要な事項を記載しなければならない。

第四十条の四中「法律第二百三十一条の二第六項の」を削る。

第一百七十条の二後段を削る。

第一百七十九条第三項中「備品」の下に「閲覧又は貸出しに供する」を加える。

第百八十六条第二項ただし書中「（図書を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第百九条第一項の表県民生活部広聴広報課、青少年課、国際スポーツ課、男女共同参画課及び消費生活課の項中「青少年課、国際スポーツ課」を「オリンピック・パラリンピック課」に改め、同表農林部農業政策課及び生産振興課の項中「及び生産振興課」を削り、同表教育局総務課の項の次に次のように加える。

教育局魅力ある高校づくり課	課長があらかじめ指定する管理主幹	同
---------------	------------------	---

第百九条第一項の表教育局財務課、福利課、県立学校人事課、生徒指導課、教職員採用課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課及び人権教育課の項中「、教職員採用課」を削り、「小中学校人事課」の下に「、義務教育指導課、地域連携課」を加え、同表農業大学校の項中「管理部長」を「管理・研修部長」に改め、同表農林総合研究センターの項中「農林総合研究センター」を「農業技術研究センター」に改め、同項の次に次のように加える。

水産研究所	同	同
-------	---	---

第百九条第一項の表農林総合研究センターの支所の項を削り、同表大宮公園事務所の項の次に次のように加える。

川越建築安全センター	同	同
------------	---	---

第百九条第一項の表総合教育センターの支所の項中、総合教育センターの支所「を「総合教育センター江南支所」に、「教育主幹」を「支所長があらかじめ指定す

県立熊谷図書館及び県立久喜図書館並びに県立歴史と民俗の博物館	同
--------------------------------	---

る担当課長」に改め、同表中

所長があらかじめ指定する職員

を

県立熊谷図書館	所長があらかじめ指定する副館長
県立久喜図書館	担当部長
教育主幹	

定	所長があらかじめ指定する職員
同	
同	

に改め、同表県立さきたま史跡の博物館、県立近代

美術館及び県立加須げんきプラザの項中「及び県立加須げんきプラザ」を、「県立加須げんきプラザ及び県立大滝げんきプラザ」に改め、同表県立文書館及び県立大滝げんきプラザの項中「及び県立大滝げんきプラザ」を削り、同条第二項の表所轄所（防災航空センター、東部環境管理事務所、環境整備センター、高等看護学院、花と緑の振興センター、八潮新都市建設事務所、営繕工事事務所、総合教育センターの支所、県立嵐山史跡の博物館、県立の学校（大宮北特別支援学校、川越特別支援学校及び草加かがやき特別支援学校を除く。）及び警察学校並びに次の項から警察署の項までのものを除く。）の項中「総合教育センターの支所」を「総合教育センター江南支所」に改め、同表農林総合研究センターの項中「農林総合研究センター」を「農業技術研究センター」に改め、同表農林総合研究センターの支所の項を削り、同表に次のように加える。

装備技術センター	所長の指定する職員
----------	-----------

第二百九条第三項中「出納総務課、会計管理課及び必要と認める」を「出納員又は分任出納員を置く全ての」に、「当該必要と認める」を「当該」に改め、同条に次の一項を加える。

8 機関の長は、経理員を指定したときは、その旨を会計管理者に報告しなければならない。

第二百二十六条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

別記の表百三十三の項を次のように改める。

133	削除	
-----	----	--

様式第二十四号（四）の備考「中」中「平日前の課程、」及び「及び母攻料」を削る。
様式第二十四号（五）を次のように改める。

様式第24号(5)(第40条関係)

納入書					授業料収納報告票						領収書				
納入者					<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 30px; margin-bottom: 10px;"></div>						納入者様				
年度 月期分 授業料 下記の金額を納入します。					年度 月期分 授業料 この報告票は、直接機械で処理しますので汚したり、曲げたりしないでください。						年度 月期分 授業料 下記の金額を領収しました。				
学校コード			学 年	生徒コード	学校コード		学 年	生徒コード	学校コード			学 年	生徒コード		
課所	課程	学科			課所	課程			学科	課所	課程			学科	
金額 (円)			年度 月期分		1 98	3 8	9	11 14	金額 (円)	19	25	27	年度 月期分		
学校名					学校名						学校名				
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-bottom: 10px;"></div>					<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-bottom: 10px;"></div>						<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-bottom: 10px;"></div>				
学校保管 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>					生徒氏名 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>						<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>				
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>					学校 財務課(保管) <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>						学校 納入者 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>				

- 備考 1 本様式は、高等学校(全日制の課程及び定時制の課程(単位制による課程であるものを除く。))及び専攻科の授業料について使用する。
- 2 この領収書に使用する出納員(分任出納員)の印は、差込式日付印でもよいこと。

様式第百号中

決	裁 標
令	議 標

を

併

に改め、様式第百九号（十八）

裁 標

を次のように改める。

督 促 状										
第 号			年 度			一 般 会 計				
学 校 コ ー ド			学 年	生 徒 コ ー ド						
課 所	課 程	学 科								
納 入 者										
金			額							
納付の目的 納 期 限 年 月 日 (最初の納期限 年 月 日)										
上記のとおり督促します。 年 月 日 債権管理者 印										

- 備考
- 1 本書は、葉書大とする。
 - 2 本書は、高等学校（全日制の課程及び定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。））及び専攻科の授業料に係る債権の督促に使用すること。

様式第三百三十三号（一）を次のように改める。

様式附 133号 別紙

様式第三百三十三号（二）及び様式第三百三十三号（三）を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十六年度に係る改正前の第八十六条第二項の規定による重要物品等の当該年度末における現在高の報告については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に取得した図書に係る改正前の第二百二十六条の規定による図書出納簿の整理については、施行日から起算して九月間は、なお従前の例による。

規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第十九号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第三条の表教育総務部の項中「教育政策課」の下に「魅力ある高校づくり課」を加え、同表市町村支援部の項中「スポーツ振興課」を削る。

第四条の二の次に次の一条を加える。

第四条の三 魅力ある高校づくり課においては、県立高等学校の活性化及び特色ある学校づくりに係る施策の総合的企画、調整及び推進に関する事務を所掌する。

第五条に次の一号を加える。

十五 埼玉県教育環境整備基金に関すること（基金の運用に関することを除く。）。

第八条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条第二十二号中「スポーツ振興課」を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第二十一条第二項の表県立学校人事課、教職員採用課及び小中学校人事課の項組織の欄中「県立学校人事課」を「魅力ある高校づくり課、県立学校人事課」に改め、同表中「スポーツ振興課」を削る。

第二十六条を削る。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長がなお従前の例により在職する場合には、この

規則による改正後の埼玉県教育局組織規則第一条の規定は適用せず、この規則による改正前の埼玉県教育局組織規則第一条及び第二十六条の規定は、なおその効力を有する。

規 則

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

埼玉県公安委員会委員長 山 本 正 士

埼玉県公安委員会規則第6号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年埼玉県条例第19号。以下「条例」という。）に規定する立入調査を行う警察職員、警察職員の携帯する身分証明書及び知事への要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入調査を行う警察職員)

第2条 条例第14条第2項に規定する警察職員は、埼玉県警察本部にあっては刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課長が刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課の職員の中から、警察署にあっては警察署長が警察署の職員の中からそれぞれ指定し、刑事部組織犯罪対策局長の承認を得るものとする。

(身分証明書)

第3条 条例第14条第3項に規定する身分を示す証明書は、立入調査証（別記様式第1号）のとおりとする。

(知事への要請)

第4条 条例第18条に規定する知事への要請は、措置要請書（別記様式第2号）により行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月30日までの間においては、第4条中「条例第18条」とあるのは「条例第18条第2項」と読み替えるものとする。

(表)

第 号	立 入 調 査 証
写真貼付	所属 官職 氏名
	年 月 日生
上記の者は、埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第2項の規定により、立入調査を行い、又は関係者に質問する権限を有する者であることを証明する。	
	年 月 日
	埼玉県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

(裏)

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例(抜粋)

(立入調査等)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、知事指定薬物又はこれに該当する疑いがある物(以下「知事指定薬物等」という。)を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は試験のため、必要な最少分量に限り知事指定薬物等の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査を行う職員は、規則又は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 号
年 月 日

埼玉県知事 殿

埼玉県公安委員会 印

措置要請書

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第18条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

措置要請に係る者の住所及び氏名(法人にあっては、所在地及び名称並びに代表者の氏名及び住所)	
措置要請に係る埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号に掲げる薬物の名称等	知事指定薬物 〔 〕 勧告対象薬物 〔 〕
要 請 事 項	
備 考	

規 則

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

埼玉県公安委員会委員長 山 本 正 士

埼玉県公安委員会規則第 7 号

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則
埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成18年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項第 1 号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七 九七二

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七・一）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

組 織	職	区 分
議会事務局	事務局長	一種
	副事務局長	二種
	参事	二種
	課長	三種
	図書室長	三種
知事部局	副課長	四種
	本庁部長 知事室長 総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。） IT統括幹 会計管理者 参事（人事委員会が定めるものに限る。） 東京事務所長 総合リハビリテーションセンター長 精神保健福祉センター長	一種
	本庁副部長 参事 報道長	二種

<p> 総合調整幹 改革政策局長 地域政策局長 行政監察幹（人事委員会が定めるものに限る。） 税務局長 契約局長 スポーツ局長 少子化対策局長 食品安全局長 雇用労働局長 地域振興センター所長 県税事務所長（さいたま） 自動車税事務所長 パスポートセンター所長 環境管理事務所長（中央、西部） 環境科学国際センター事務局長 環境科学国際センター研究所長 総合リハビリテーションセンター副センター長 総合リハビリテーションセンター局長 児童相談所長（中央） 保健所長（川口、朝霞、春日部、鴻巣、狭山、熊谷） 衛生研究所長 食肉衛生検査センター所長 産業技術総合センター副センター長 農林振興センター所長（川越、東松山、秩父、大里、加須、春日部） 農業技術研究センター所長 農業大学校長 県土整備事務所長（さいたま、川越、秩父、熊谷、越谷） 総合技術センター所長 </p>	<p>三種</p>
<p>本庁課（所）長</p>	

総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。）

政策幹

行政監察幹

技術評価幹

スポーツ企画幹

危機対策幹

先端産業幹

主席協同組合検査員

副参事

東京事務所副所長

地域振興センター副所長

地域振興センター地域防災幹

川越比企地域振興センター東松山事務所長

北部地域振興センター本庄事務所長

県税事務所長

自動車税事務所支所長

県営競技事務所長

パスポートセンター副所長

パスポートセンター支所長

婦人相談センター所長

男女共同参画推進センター所長

消費生活支援センター所長

消防学校長

防災航空センター所長

環境管理事務所長

環境科学国際センター室長

環境整備センター所長

福祉事務所長

総合リハビリテーションセンター医療局副局長

精神保健福祉センター副センター長

児童相談所長

埼玉学園長

保健所長

<p>衛生研究所副所長 高等看護学院長 動物指導センター所長 食肉衛生検査センター北部支所長 計量検定所長 産業技術総合センター室長 産業技術総合センター産業技術情報幹 産業技術総合センター北部研究所長 高等技術専門校長 職業能力開発センター所長 農林振興センター所長（さいたま、本庄） 農林振興センター副所長 農業技術研究センター副所長 病害虫防除所長 家畜保健衛生所長 秩父高原牧場長 花と緑の振興センター所長 茶業研究所長 水産研究所長 寄居林業事務所長 寄居林業事務所森林研究室長 農村整備計画センター所長 県土整備事務所長 総合技術センター技術指導幹 総合技術センター総合技術幹 総合技術センター主席工事検査員 西関東連絡道路建設事務所長 総合治水事務所長 八潮新都市建設事務所長 大宮公園事務所長 建築安全センター所長 営繕工事事務所長</p>	<p>本庁副課（所）長 知事室長付副室長</p>
	<p>四種</p>

副報道長

調整幹

主席県民相談員

出納審査幹

地域振興センター地域調整幹

県税事務所副所長

自動車税事務所副所長

県営競技事務所副所長

パSPORTセンター副支所長

婦人相談センター副所長

男女共同参画推進センター副所長

消費生活支援センター副所長

消費生活支援センター支所長

消防学校副校長

消防学校主席講師

環境管理事務所副所長

環境科学国際センター副室長

環境整備センター副所長

福祉事務所副所長

総合リハビリテーションセンター部長

総合リハビリテーションセンター医療局医療

安全管理幹

精神保健福祉センター社会復帰部長

児童相談所副所長

越谷児童相談所草加支所長

埼玉学園副園長

保健所副所長

衛生研究所地域保健企画室長

衛生研究所精度管理室長

衛生研究所感染症室長

衛生研究所食品微生物検査室長

衛生研究所化学検査室長

動物指導センター南支所長

食肉衛生検査センター副所長

	<p>産業技術総合センター副室長 産業技術総合センター北部研究所技術・事業 化支援室長 高等技術専門校副校長 職業能力開発センター副所長 農林振興センター部長 農業技術研究センター室長 農業技術研究センター部長 家畜保健衛生所副所長 農業大学校副校長 花と緑の振興センター副所長 茶業研究所副所長 水産研究所副所長 寄居林業事務所副所長 寄居林業事務所次長 農村整備計画センター副所長 県土整備事務所副所長 総合技術センター副主査工事検査員 総合治水事務所副所長 八潮新都市建設事務所副所長 大宮公園事務所副所長 建築安全センター副所長 営繕工事事務所副所長</p>	
<p>教育委員会事務局</p>	<p>総合リハビリテーションセンター部長（人事 委員会が定めるものに限る。）</p>	<p>五種</p>
	<p>副教育長 本局部長 参事（人事委員会が定めるものに限る。） 本局副部長 参事 教育事務所長 総合教育センター所長 総合教育センター総合企画長 図書館長</p>	<p>一種 二種</p>

<p>歴史と民俗の博物館長 近代美術館長</p>	<p>本局課長 副参事 報道幹 学校管理幹 学校評価幹 教育指導幹 教育事務所副所長 北部教育事務所支所長 総合教育センター副所長 総合教育センター企画幹 総合教育センター支所長 図書館副館長 歴史と民俗の博物館副館長 さきたま史跡の博物館長 嵐山史跡の博物館長 近代美術館副館長 自然の博物館長 川の博物館長 文書館長 げんきプラザ所長</p>	<p>三種</p>
<p>本局副課長 総務幹 調整幹 管理主幹 主席指導主事 主席社会教育主事 教育事務所室長 主席管理主事 教育主幹 主席司書主幹 主席学芸主幹 さきたま史跡の博物館副館長</p>	<p>四種</p>	

<p>市警察部副部長 市警察部の課長 方面本部副本部長 警察学校副校長 警察署長 警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）</p>	<p>主席調査官（人事委員会が定めるものに限る。） 主席指導官 主席専門官 公安委員会室長 取調べ監督室長 けいさつ総合相談センター所長 音楽隊長 情報セキュリティ対策室長 照会センター所長 留置センター所長 監査室長 装備技術センター所長 採用センター所長 犯罪被害者支援室長 企画調整室長 現任教養推進室長 生活安全指導室長 地域安全対策推進室長 生活安全特別捜査隊長 少年サポートセンター所長 環境犯罪対策室長 地域指導室長</p>
<p>四種</p>	

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七 九七三

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 一六）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「農林総合研究センター」を「農業技術研究センター」に改め、同条中第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

- 五 茶業研究所
- 六 水産研究所
- 七 寄居林業事務所

別表第三保健師の項中「職員健康支援課」を「職員健康支援課
保健医療政策課（市町村に派遣さ

れる者に限る。）に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

規 則

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七 九七四

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 一〇六）の一部を次のように改正する。

別表中「農業大学校」を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七 九七五

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 七二四）の一部を次のように改正する。

第五条第三項及び第八条第二項中「農林総合研究センター」を「農業技術研究センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬橋 隆紀

埼玉県人事委員会規則一―一―二七

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則一―一―六）の一部を次のように改正する。

別表知事及び会計管理者本庁の項職の欄中「契約局長」を「契約局長
スポーツ局長」に、

「技術評価幹」を「技術評価幹
スポーツ企画幹」に改め、「副総合調整幹」を削り、同表知事

及び会計管理者地域機関県営競技事務所を削り、同表知事及び会計管理者地域機関環境科学国際センターの項職の欄中「研究企画幹」及び「副研究所長」を削り、同表知事及び会計管理者地域機関総合リハビリテーションセンターの項職の欄中「センター長」を「センター長
副センター長」に改め、同表知事及び会計管理者地域機関産業

技術総合センターの項職の欄中「北部研究所長」を「産業技術情報幹
北部研究所長」に改め、同

農林総合 研究所長 副所長 畜産研究所長 森林・緑化研究所長 研究所長 総務部長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）	農業技術 研究所長 副所長 事務所
---	----------------------------

所長 副所長 部長及び担当部長（労働関係に関する事務を 所掌するものに限る。）	所長 副所長 森林研究室長
--	---------------------

に改め、同表知事及び会計管理者

地域機関その他の地域機関の項職の欄中「副所長」、「副園長」及び「副校長」の下に「（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）」を加え、同表教育委員会教育局本局の項職の欄中「教育長」「副教育長」を「副教育長」に改め、同表備考第一項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第2号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「契約局長」の下に「、スポーツ局長」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第4号

訓令

本 庁
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表広聴広報課の項の次に次のように加える。

男女共同参画回課	DV対策に 従事する 職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
----------	---------------------	-------	-------	-------	-------

別表花と緑の振興センターの項中「吟舞」を「上に戻。」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第五号

本 庁
地 域 機 関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表中農業大学の項を削り、農林総合研究センターの項を次のように改める。

農業技術研究センター	家畜の飼育の業務に従事する職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
------------	-----------------	-------	-------	-------	-------

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第六号

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表課の文書記号の表青少年課の項の次に次のように加える。

スポーツ振興課

又振

別表課の文書記号の表中、

国際スポーツ課

国ス

を「オリンピック・パラリンピック課

オリパ

高齢介護課

高介

高齢者福祉課
地域包括ケア課

高
地

福
ケ

に改め、同表産業拠点整備課の項を削る。

別表所の文書記号の表埼玉県春日部農林振興センターの項の次に次のように加える。

埼玉県農業技術研究センター

農技研

別表所の文書記号の表埼玉県農林総合研究センターの項を削り、同表埼玉県花と緑の振興センターの項の次に次のように加える。

埼玉県茶業研究所

茶研

埼玉県水産研究所

水研

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第2号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 関根郁夫

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号教育長決裁事項の欄中2を3とし、同欄1中「第二十六条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同欄中1を2とし、同欄に1として次のように加える。

1 地教法第一条の四第四項の規定に基づき、知事に対して総合教育会議の招集を求めること。

別表第四教育総務部の表教職員課の項第四号教育長決裁事項の欄2中「選任」の下に「し、又は解任」を加え、同項第五号教育長決裁事項の欄1中「選任し」の下に「、解任し」を加え、同欄3中「取消」を「取消し」に改める。

別表第四県立学校部の表保健体育課の項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 埼玉県立学校 体育施設開放に 関する事務		体育施設の開放を行う県 立学校を指定すること。
------------------------------	--	----------------------------

別表第四県立学校部の表保健体育課の項中第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 スポーツ基本 法（平成二十三 年法律第七十八 号。以下この項	法第十条第二項の規 定に基づき、地方スポー ツ推進計画を定め、又は これを変更することに	法第三十五条の規定に基 づき、補助金（学校における 体育に関する事務に係るも のに限る。）の交付について、
---	---	--

<p>において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>ついて知事に意見を述べること。</p>	<p>埼玉県スポーツ推進審議会 の意見を求めること。</p>
------------------------------	------------------------	------------------------------------

別表第四市町村支援部の表義務教育指導課の項第二号教育長決裁事項の欄2中「市町村教育委員会の」を「市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う」に改める。

別表第四市町村支援部の表スポーツ振興課の項を削る。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この訓令による改正後の埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程別表第三第一号教育長決裁事項の欄2の規定は適用せず、この訓令による改正前の埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程別表第三第一号教育長決裁事項の欄1の規定は、なおその効力を有する。

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第3号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の職務代理に関する訓令を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 関 根 郁 夫

埼玉県教育委員会教育長の職務代理に関する訓令を廃止する訓令

埼玉県教育委員会教育長の職務代理に関する訓令（昭和六十一年埼玉県教育委員会教育長訓令第2号）は、廃止する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この訓令による廃止前の埼玉県教育委員会教育長の職務代理に関する訓令の規定は、なおその効力を有する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第四号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 関根郁夫

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「及び特定記録郵便物」を「特定記録郵便物、交付記録郵便物及び配達日指定郵便物」に改める。

第十三条見出し中「教育委員会委員長」を「教育長」に、「あて」を「宛て」に改め、同条中「教育委員会委員長、」を削り、「あて」を「宛て」に改める。

第十八条第一項中「教育委員会委員長名」を削る。

別表第一本局の項中

教育政策課	教政
-------	----

を

教育政	魅力ある高校
-----	--------

策課	教政
づくり課	教魅

に、

生涯学習文化財課	教生文
スポーツ振興課	教ス

を

生涯

学習文化財課

教生文

に改め、同表教育機関の項中

県立総合教育セン	県立浦和図書
----------	--------

ター	総セ
館	浦和

を

県立総合教育センター	総セ
------------	----

に改める。

附則

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この訓令による改正後の埼玉県教育局等文書管理規程第十三条（見出しを含む。）及び第十八条第一項の規定は適用せず、この訓令による改正前の埼玉県教育局等文書管理規程第十三条（見出しを含む。）及び第十八条第一項の規定は、なおその効力を有する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第五号

県立学校

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 関根郁夫

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校文書管理・公印規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「及び特定記録郵便物」を「特定記録郵便物、交付記録郵便物及び配達日指定郵便物」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓 令

埼玉県警察本部訓令第19号

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

埼玉県警察本部長 杵 淵 智 行

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令
埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令（平成18年埼玉県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 松岡 進

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表局の部管理部長の項及び水道部長の項を次のように改める。

管理部長	水道部長
上司の命を受け、局の事務の総合的調整、事業の総合企画、工事の監督及び検査、職員の人事、組織、服務、予算決算のその他会計事務、地域整備事業に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、工業用水道事業及び水道事業に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

第三条第二項の表局の部企画参事の項を削る。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第三本庁の項中「企画参事」を削る。

別表第五職の項中「企画参事」を削る。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「企画参事、」を削る。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第六条（見出しを含む。）中「企画参事」を削る。

第八条中「企画参事」を削る。

別表第三管理者決裁事項の欄中「企画参事」を削り、同表局長、企画参事及び参事の専決事項の欄中「企画参事」を削り、同欄8、12、14、16及び19中「技術評価幹」を削り、同欄20中「及び企画参事」を削る。

別表第四中「企画参事」及び「技術評価幹」を削る。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員倫理規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第二号中「企画参事、」を削る。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第六号

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 松岡 進

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県公営企業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 松岡 進

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部

を次のように改正する。

目次中「第四章 たな卸資産会計 第五節 処分（第七十八条―第八十一条の二）」を「第四章 たな卸資産会計 第五節 処分（第七十八条―第八十一条の三）」に改める。

第二十一条中「権限」の下に「（埼玉県債権の適正な管理に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第四号。第二十九条の六第一項において「条例」という。）第七条の規定による債権の放棄に係るものを除く。）」を加える。

第二十九条の五の次に次の一条を加える。

（債権の放棄）

第二十九条の六 条例第七条の規定による債権の放棄をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した伺書に、必要と認められる参考資料を添えて局長の決裁を受けなければならぬ。

一 債権の名称

二 債務者の住所及び氏名（団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）

三 債権金額

四 債権を放棄しようとする理由

五 債権の発生及び徴収に係る履歴

六 その他必要な事項

2 管理者は、前項の規定により債権を放棄したときは、知事に報告するものとする。

第四章第五節中第八十一条の二の次に次の一条を加える。

（たな卸資産以外の物品の所管換え又は所属換えに関する規定の準用）

第八十一条の三 第八十三条の二第一号、第八十三条の七の規定は、たな卸資産の所管換え又は所属換えについて準用する。

第四百四十一条中「部長」を「課長及び所長」に改める。

第四百二十二条第一項、第四百七十七条第一項、第五百二十二条第一項及び第五百三十三条第一項中「部長」を「課長及び所長」に改め、「財務課長」を「所管の部長を経て、局長」に改める。

第四百十三条第一項中「財務課長」を「局長」に改め、「局長の審査を得て」を削る。

第四百十三条第二項中「財務課長」を「局長」に改める。

第四百十四条第一項中「部長」を「課長及び所長」に改める。

第四百十四条第二項を削る。

第四百十五条中「部長」を「課長及び所長」に改め、「第二項」を削り、「財務課長」を「所管の部長を経て、局長」に改める。

第四百十六条の見出し中「配当及び令達」を「配当」に改める。

第四百十六条第一項中「財務課長」を「局長」に改め、「局長の決裁を受けて」を削り、「部長」を「課長及び所長」に改める。

第四百十六条第二項を削る。

第四百七条第二項中「財務課長」を「局長」に改め、「局長の決裁を受け、当該部長」を「課長及び所長」に改める。

第五百十二条第二項、第五百十三条第二項中「財務課長」を「局長」に改める。

第五百十四条中「部長」を「課長及び所長」に改め、「財務課長」の上に「所管の部長を経て、」を加える。

別表第二中

款	項	目	節	備考
長期前受金額	受贈財産評価額 寄附金 工事負担金 国庫補助金 他会計補助金 受贈財産評価額 附担助金 寄工国他 受寄工国他			良、市場受及改しにめ会場の 改良類たを額はこ選た別た益の 又補ら受交す得にのての行繰 は助にけ付る又起償る特つ入 得のれをの当取め金充他をの 与得金又担又助又補 贈額附取事取庫取会 のた他交るに産るの金又入る のの他交るに産るの金又入る のの額償て償資計繰け 産るののけ額償て償資計繰け 資の償て償て償て償て償て 却充金もにた償に企す般かに 償に担る合けび良た要一計合額 償に償に償に償に償に償に

」

工事検査監査委員の調査は、設計、又、理記	1億円以上	5,000万円以上1億円未満	1,000万円以上5,000万円未満	1,000万円未満	△	1,000万円以上	1,000万円以上	
	○				△	○	○	
設計、(場管)の施設管理水持一託)								
の施設、(場管)の施設管理水持一託)								
その他各		1,000万円以上	500万円以上1,000万円未満	500万円未満	△	500万円以上	500万円以上	

に改め、

」

定資取得に費したる等も	2,000万円以上	1,000万円以上2,000万円未満	300万円以上1,000万円未満	300万円未満	△ 100万円 の◎	300万円以上(車両の購入にあっては100万円以上)	300万円以上(車両の購入にあっては100万円以上)	
の係の記外								

」

を、

」

定資取得に費したる等も	2,000万円以上	1,000万円以上2,000万円未満	300万円以上1,000万円未満	300万円未満	△ 100万円 の◎	300万円以上(車両の購入にあっては100万円以上)	300万円以上(車両の購入にあっては100万円以上)	
の係の記外								

」

に改めらる。

別表第七の二の備考中

「 5 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約及び不動産の借入れに係る長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数を乗じて得た額に読み替えてこの表を適用するものとする。」

や

「 5 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約及び不動産の借入れに係る長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数を乗じて得た額に読み替えてこの表を適用するものとする。(リース資産の取得に係る経費を除く。)」

に於ける。

別表第10の2中

「

負担金及び交付金	契約締結のとき又は請求のあったとき。	契約金額又は請求のあった金額	
----------	--------------------	----------------	--

」

や

「

負担金及び交付金	契約締結のとき又は請求のあったとき。	契約金額、請求のあった金額又は交付決定金額	
----------	--------------------	-----------------------	--

」

に於ける。

様式第65号

固定資産取得報告書

登録課所場：

修正課所場：

出力日時：

資産番号：

勘定科目及び資産名	取得年月日	耐用年数及び償却条件	数量、単位及び単価	取得価額	課所場及び所在地	構造規格及び用途	購入先又は製造者
会計		耐用年数	数量	取得総額	課所場	構造規格	購入先
事業名称		償却方法	単価	工事費	所在地	用途又は工事名	
資産名称		償却率		総係費			備考
建設仮勘定名称		月割償却		予定総係率			財産区分
資産区分							
資産取得区分							
予算科目							
勘定科目				当年度末簿価			
款							
項							
目							
節							
細節							

補助金等	保険加入情報		交付金情報
補助金等合計額	保険加入有無	数量	交付金有無
	保険用符号	基率	交付金計算種別
国庫補助 企業債	保険種類	係数	交付金対象資産額
一般会計補助 一般会計出資	保険用資産名称	実損割合	建物、償却資産の償却方法
受贈財産 その他	建物・動産区分	分担金基率	特例率
工事負担	建物・動産	共済責任額	掛け率
寄付	構造	分担金	
	種別		
	等級		

(日本工業規格A列4)

様式第六十五号を次のように改める。

様式第66号

固定資産異動報告書

処理課所場：

出力日時：

異動元の台帳情報		資産番号：					
勘定科目及び資産名	取得年月日	耐用年数及び償却条件	数量、単位及び単価	取得価額	課所場及び所在地	構造規格及び用途	購入先又は製造者
会計		耐用年数	数量	取得総額	課所場	構造規格	購入先
事業名称		償却方法	単価	工事費	所在地	用途又は工事名	備考
資産名称		償却率		総係費			財産区分
建設仮勘定名称		月割償却		当年度末簿価			
資産区分	補助金等		保険加入情報			交付金情報	
資産取得区分	補助金等合計額		保険加入有無	構造	基準	交付金有無	
予算科目	国庫補助	企業債	保険用符号	種別	係数	交付金計算種別	
勘定科目	一般会計補助	一般会計出資	保険種類	等級	実損割合	交付金対象資産額	
款	受贈財産	その他	保険用資産名称	数量	分担金基率	建物、償却資産の償却方法	
項	工事負担		建物・動産区分		共済責任額	特例率	
目	寄付		建物・動産		分担金	掛け率	
節							
細節							

異動先の台帳情報		資産番号：					
勘定科目及び資産名	異動年月日	耐用年数及び償却条件	数量、単位及び単価	取得価額	課所場及び所在地	構造規格及び用途	購入先又は製造者
会計		耐用年数	数量	取得総額	課所場	構造規格	購入先
事業名称		償却方法	単価	工事費	所在地	用途又は工事名	備考
資産名称	異動区分	償却率		総係費			財産区分
建設仮勘定名称	償却額当月分 加算区分	月割償却		当年度末簿価			
資産区分	補助金等		保険加入情報			交付金情報	
資産取得区分	補助金等合計額		保険加入有無	構造	基準	交付金有無	
予算科目	国庫補助	企業債	保険用符号	種別	係数	交付金計算種別	
勘定科目	一般会計補助	一般会計出資	保険種類	等級	実損割合	交付金対象資産額	
款	受贈財産	その他	保険用資産名称	数量	分担金基率	建物、償却資産の償却方法	
項	工事負担		建物・動産区分		共済責任額	特例率	
目	寄付		建物・動産		分担金	掛け率	
節							
細節							

(日本工業規格A列4)

様式第六十六号を次のように改める。

様式第68号

固定資産売却等報告書

処理課所場：

出力日時：

資産番号：

勘定科目及び資産名	取得年月日	耐用年数及び償却条件	数量、単位及び単価	取得価額	課所場及び所在地	構造規格及び用途	購入先又は製造者
会計		耐用年数	数量 (A)	取得総額 (B)	課所場	構造規格	購入先
事業名称		償却方法	単価	工事費 (C)	所在地	用途又は工事名	
資産名称		償却率		総係費 (D)	補助金等合計額 (G)		
資産区分		月割償却		年度当初簿価	国庫補助		
勘定科目				年度当初償却累計額 (E)	一般会計補助		
款				年度当初償却予定額 (F)	受贈財産		
項				当年度末簿価	工事負担		
目					寄付金		
節					企業債		
細節					一般会計出資		
					その他		

除却入力情報			除却後(残存分)の情報		
予定・実績区分	工事名	除却分補助金等合計額 (P)	取得総額 (R)=(B)-(I)	補助金等合計額 (G)-(P)	
除却年月日	売却額又は庫入額		工事費 (C)-(J)		
除却区分	除却分年度途中償却額 (M)=(F)×経過月数/12×(I)/(B)	除却分国庫補助	総係費 (D)-(K)	国庫補助	企業債
年度途中償却		除却分一般会計補助	償却累計額 (S)=(E)-(E)×(I)/(B)	一般会計補助	一般会計出資
除却分取得総額 (I)=(J)+(K)	除却分償却累計額 (N)=[(E)×(I)/(B)]+(M)	除却分受贈財産	帳簿価額 (R)-(S)	受贈財産	その他
除却分工事費 (J)	除却分帳簿価額 (O)=(I)-(N)	除却分工事負担	数量 (A)-(L)	工事負担	
除却分総係費 (K)=(D)×(J)/(C)		除却分寄付金		寄付金	
除却分数量 (L)	除却費 (Q)-(Q)				
備考					

※一部除却においては、除却分取得原価の算出根拠となる資料を添付のこと。

※当該資産の設備調査・建設請負工事精算書及び固定資産台帳の写しを添付すること。

(日本工業規格A列4)

様式第六十八号を次のように改める。

様式第八十七号（二）の次に次の一様式を加える。

様式第87号(3)

変更執行伺

下記のとおりに変更してよいかと伺います。 決裁欄		起案者		
		電話		年 月 日
		起案		年 月 日
		決裁		年 月 日
件名 -----				
(合議)				
	課	所	年度	
		会 計		
実 施 設 計 額 (変 更 前)		実 施 設 計 額 (変 更 後)		
十 兆	千 百 十 億	千 百 十 万	千 百 十 十 円	十 兆
千 百 十 億	千 百 十 万	千 百 十 十 円	千 百 十 十 円	千 百 十 十 円
千 百 十 十 円	千 百 十 十 円	千 百 十 十 円	千 百 十 十 円	千 百 十 十 円
番 号		工 事 場 所		
変 更 理 由				
着工(着手)年月日		変 更 後		
完成(完了)予定年月日		完成(完了)予定年月日		
支払予定年月日		支払予定年月日		
支出負担行為の相手方		住 所		
氏 名				
支出科目		支出負担行為の状況		
当初実施額		配当(合達)予算額		
変更後実施額		支出負担行為済額		
差引増減額		支出負担行為未済額		
細節		今 回 執 行 額		

注1 本様式は、様式第86号(3)により行った執行伺を変更する場合に使用すること。
 注2 この様式により難い場合は、この様式に準じて作成することができる。

様式第八十九号（二）の次に次の一様式を加える。

様式第89号(3)

変更支出負担行為決議書

件名 ----- 本書のとおり支出負担行為を変更します。 決議欄 (合議)										起案者 電話 起案 決裁		年 月 日 年 月 日	
課 所 年度 -----										会社 -----			
支出負担行為額 十兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円					負債号 -----		支出負担行為 予定年月日		* 支出負担行為 年 月 日				
番号 -----					契約 期 間 始 期 終 期		工業 事務 名 名						
支出負担行為額(変更後契約額) 十兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円										着工(着手)年月日 -----			
-----										完成(完了)予定年月日 -----			
-----										支払予定年月日 -----			
支出負担行為の 相手方 住 所 氏 名										支出負担行為の状況 配当(令違)予算額 千円			
支出科目 当初実施額 円										支出負担行為済額 千円			
項目 変更後実施額 円										支出負担行為未済額 千円			
節 -----										今 回 執 行 額 千円			
細節 -----										差引増減額 円			

注1 本様式は、様式第88号(3)により行った支出負担行為を変更する場合に使用すること。

2 *印については、契約年月日を記入する。

3 年度欄は、契約を行った年度を記入する。

4 この様式により難い場合は、この様式に準じて作成することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規程による別表第二及び別表第三の規定は、平成二十六年度決算から適用する。

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

名称	組織	
	部 科 室 及 び セ ン タ ー 名	担 当 名
循環器・呼吸器病センター	循環器内科 心臓外科 血管外科 放射線科 呼吸器内科 呼吸器外科 脳神経外科 消化器外科 リハビリテーション科 麻酔科 病理診断科 放射線技術部 検査技術部 薬剤部 栄養部 実験検査部 リハビリテーション部 臨床工学部	

	<p>がんセンター</p>								
	<p>血液内科 乳腺腫瘍内科 緩和ケア科 精神腫瘍科 消化器内科 内視鏡科 消化器外科 呼吸器内科 胸部外科 乳腺外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 婦人科 頭頸部外科 皮膚科 泌尿器科 歯科口腔外科 麻酔科 放射線治療科 放射線診断科 病理診断科 腫瘍診断・予防科 放射線技術部 検査技術部</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2027 805 2094 1157">看護部</td> <td data-bbox="1966 805 2027 1157">地域医療連携室</td> <td data-bbox="1680 805 1966 1157"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1680 981 1966 1157">業務部</td> <td data-bbox="1624 805 1680 1157">事務局</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1680 1157 1966 1508"> 総務・職員担当 管財担当 会計担当 医事・経営担当 用度担当 </td> <td data-bbox="1624 1157 1680 1508"> 管理部 新館等準備担当 </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	看護部	地域医療連携室	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1680 981 1966 1157">業務部</td> <td data-bbox="1624 805 1680 1157">事務局</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1680 1157 1966 1508"> 総務・職員担当 管財担当 会計担当 医事・経営担当 用度担当 </td> <td data-bbox="1624 1157 1680 1508"> 管理部 新館等準備担当 </td> </tr> </table>	業務部	事務局	総務・職員担当 管財担当 会計担当 医事・経営担当 用度担当	管理部 新館等準備担当
看護部	地域医療連携室	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1680 981 1966 1157">業務部</td> <td data-bbox="1624 805 1680 1157">事務局</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1680 1157 1966 1508"> 総務・職員担当 管財担当 会計担当 医事・経営担当 用度担当 </td> <td data-bbox="1624 1157 1680 1508"> 管理部 新館等準備担当 </td> </tr> </table>	業務部	事務局	総務・職員担当 管財担当 会計担当 医事・経営担当 用度担当	管理部 新館等準備担当			
業務部	事務局								
総務・職員担当 管財担当 会計担当 医事・経営担当 用度担当	管理部 新館等準備担当								

	<p>臨床工学部 薬剤部 栄養部 看護部 治験管理室 地域連携・相談支援センター 緩和ケアセンター 臨床腫瘍研究所 図書館</p>	
<p>小児医療センター</p>	<p>事務局 管理 業務部</p>	<p>総務・職員担当 管財担当 会計担当 医事・経営担当 用度担当</p>
<p>総合診療科 未熟児・新生児科 代謝・内分泌科 腎臓科 感染免疫・アレルギー科 血液・腫瘍科 遺伝科 精神科 神経科 循環器科 放射線科 外科 整形外科・リハビリテーション科 形成外科 脳神経外科 心臓血管外科</p>		

		精神医療センター																									
薬剤部	検査部	療養援助部	外来・地域支援科	依存症治療研究部	第七精神科	第六精神科	第五精神科	第二精神科	第一精神科	業務部	事務局	地域連携・相談支援センター	治験管理室	看護部	臨床工学部	栄養部	薬剤部	検査技術部	放射線技術部	保健発達部	病理診断科	麻酔科	歯科	耳鼻咽喉科	眼科	泌尿器科	皮膚科
											管理部																

事務局		精神医療センター		小児医療センター									
			地域連携・相談支援センター			図書館	所	臨床腫瘍研究所	臨床腫瘍研究所	緩和ケアセンター	緩和ケアセンター	地域連携・相談支援センター	
副局長	局長	副病院長	地域連携・相談支援センター長	副病院長	図書館長								
局長を助け、職員を担当する事務を監督し、事務局の事務を整理する。		病院長を助け、事務局の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からその監督及び整理について指定された事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。		上司の命を受け、地域連携・相談支援センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。		病院長を助け、地域連携・相談支援センター及び事務局の事務を除く病院の事務のうち、あらかじめ病院長からの監督及び整理について指定された事務に係る職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。		上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。		上司の命を受け、臨床腫瘍研究所の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。		上司の命を受け、地域連携・相談支援センターの事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	

第九条第二項の表を次のように改める。

科	部
科長	部長
監督する。 その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

組織	職	職務
病院	医療安全管理室長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	医幹	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	精神保健指導幹	上司の命を受け、特に指定された困難な精神保健及び精神障害者の療養に関する援助の事務に従事するとともに、当該指定事務について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	副室長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	主幹	上司の命を受け、特に指定された高度の医療技術を必要とする診療等の事務に従事するとともに、診療等の事務の総括の事務に従事する。
	医長	上司の命を受け、特に指定された高度の医療技術を必要とする診療等の事務に従事するとともに、診療等の事務の総括の事務に従事する。
	主査	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督

附則

				がんセンター		科			
図書館		所		腫瘍研究所		臨床			
主査	主幹	専門研究員	主任研究員	主幹	主席主幹	副部長	部長	看護師長	副技師長
その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、高度の専門的技術の研究に従事する。	上司の命を受け、極めて高度の専門的技術の研究に従事する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、特に指定された病棟、外来診療棟等における看護事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。	上司の命を受け、相当高度の知識、経験等が必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第六イの病院の部がんセンターの項三級の欄中「地域連携・相談支援センター長」の次に「緩和ケアセンター長」を加え、同部小児医療センターの項四級の欄を次のように改める。

参
事

別表第七のがんセンターの部職員の欄中「及び地域連携・相談支援業務」を「地域連携・相談支援業務及び緩和ケアセンター業務」に改める。

別表第八イ中「14,400円」を「14,300円」に、「16,000円」を「15,900円」に改める。

別表第九の職の欄中「地域連携・相談支援センター長」の次に「緩和ケアセンター長」を加える。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第五号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表中「経営管理課長（以下「課長」という。）」を「経営管理課の財務を担当する副課長」に、「経営管理課の財務を担当する副課長」を「経営管理課の財務を担当する主幹」に改める。

第十一条第二項中「課長」を「経営管理課長（以下「課長」という。）」に改め、同条第四項中「課長」を「副課長」に改める。

第十八条、第十九条、第二十五条、第二十六条第二項、第三十三条第二項及び第三項、三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十二条第一項、第四十三条、第四十五条第一項、第四十七条の二第二項、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条、第五十五条、第五十八条第一項から第三項まで、第五十九条第二項及び第四項、第六十条、第六十二条、第六十五条、第六十七条第一項及び第六十八条第一項中「課長」を「副課長」に改める。

第二百二十八条第一項中「職員は、」の下に「管理者が別に定める場合を除き、」を加える。

第二百五十条の表を次のように改める。

行為の種別	行為を行う者	補助する者
支出負担行為	管理者 局長及び病院建設部長（以下「建設部長」という。） 課長及び建設課長 病院の長	局長及び建設部長 課長及び建設課長 所管の副課長、主幹及び主査 事務局長、所管の部長、主幹及び主査
支出命令	局長 課長 病院の長	課長 所管の副課長、主幹及び主査 事務局長、所管の部長、主幹及び主査
支出負担行為に関する確認	副課長である企業出納員 管理部長である企業出納員	財務を担当する主幹及び主査 会計を担当する主幹及び主査
支出	副課長である企業出納員 管理部長である企業出納員	財務を担当する主幹及び主査 会計を担当する主幹及び主査

別表第一中収益及び繰延収益の表の部分を次のように改める。

款	項	目	節	備考
病院事業 収益	医業収益	入院収益 外来収益 その他医 業収益		<p>医業活動に係る収益 入院医療に係る収益 外来医療に係る収益</p>
			室料差額 収益	上級室使用に係る室料差額の収 益
			公衆衛生 活動収益	各種の集団健康診断・予防接種等 の公衆衛生活動に係る収益
			医療相談 収益	人間ドック等個別的健康診断に 係る収益
			受託検査 施設利用 収益	受託検査料収入、医療設備又は器 械を他の医療機関に利用させた 場合等の収益
			その他医 業収益	消毒料、洗たく料、乗物使用料等 前記の科目に属さない収益

	<p>医業外収 益</p>	<p>受取利息 配当金</p> <p>他会計補 助金 補助金 負担金交 付金 消費税及 び地方消 費税還付 金 長期前受</p>	<p>預金利息</p> <p>基金利息 有価証券 利息 配当金</p>	<p>金融及び財務活動に伴う収益、そ の他の主たる医業活動以外の原 因から生ずる収益</p> <p>預貯金の利息、出資金に対する分 配金等</p> <p>地方公営企業法施行規則(昭和 27</p>
--	-------------------	--	---	--

金戻入

受贈財産
評価額長
期前受金
戻入
寄附金長
期前受金
戻入
補助金長
期前受金
戻入
国庫補助
金長期前
受金戻入
他会計補
助金長期
前受金戻
入
他会計負

年総理府令第 73 号。以下「則」という。)第 21 条第 2 項又は第 3 項の規定により償却した長期前受金の額のうち医業外収益として整理するもの

			担金長期 前受金戻 入 有価証券 売却収益 不用品売 却収益 その他医 業外収益	
	特別利益	その他医 業外収益 固定資産 売却益 過年度損 益修正益 その他特		当年度の経常的収益から除外す べき収益 固定資産の売却価額が当該固定 資産の売却時の帳簿価額を超え る金額 前年度以前の損益の修正で利益 の性質を有するもの

	別利益	
--	-----	--

款	項	目	節	備考
受贈財産				
評価額長				
期前受金				
受贈財産				
評価額長				
期前受金				
収益化累				
計額				
寄附金長				
期前受金				
寄附金長				
期前受金				
収益化累				
計額				
補助金長				
期前受金				
補助金長				
期前受金				

収益化累 計額				
国庫補助 金長期前 受金				
国庫補助 金長期前 受金収益 化累計額				
他会計補 助金長期 前受金				
他会計補 助金長期 前受金收 益化累計 額				
他会計負 担金長期				

前受金 他会計負 担金長期 前受金収 益化累計 額				
--	--	--	--	--

決裁及び合議 区分	決裁区分					合議区分
	管理 者	局長	建設 部長	課長 及び 建設 課長	病院 の長	課長
行為区分						
1 建設工事 の起工 (契約変 更を含む。)	5億 円以 上	3億 円以 上 5億 円未 満	1億 円以 上 3億 円未 満	1億 円未 満	5億 円未 満	1億円以上 (契約変更額 が当初契約 金額の5% 以上となる 場合又は契 約変更額の 累計額が当 初契約金額 の5%以上 となる場合 を含む。)
2 建設工事	1億	5,000	1,000	1,000	1億	1,000万円以

別表第四を次のように改める。

の設計、調査、測量又は監理の委託	円以上	万円以上 1億円未満	万円以上 5,000万円未満	万円未満	円未満	上
3 土地の買入れ	7,000万円以上	6,000万円以上 7,000万円未満	5,000万円以上 6,000万円未満	5,000万円未満	7,000万円未満	5,000万円以上
4 重要、異例その他特殊な執行に係る伺書（固定資産の買入れにあつては執行予定額が7,000万円以上の伺書）は、課長に合議の上、局長を経て管理者の決裁を受けなければならない。						
5 建設工事の起工の変更に係る決裁及び合議については、減額変更の場合は減額前の契約額によるものとし、増額変更の場合は増額後の契約額によるものとする。						

区分	決裁区分					様式の区分 支出負担行為 決議書 支出伝票又は 振替伝票	合議 区分 課長
	管理者	局長	建設部長	課長及び建設課長	病院の長		
科目等							
1 現金の支出を伴うもの (1) 給与費 給料、手当、報酬、賃金、退職給付費、							

別表第五を次のように改める。

法定福利費							
(2) 材料費 薬品費、 診療材料費、給 食材料費等							
医療消耗備品費						(100万円未満のもの)	
(3) 経費 厚生福利費、賃金、報償							

費、旅費 交通費、 交際費、 光熱水 費、保険 料、通信 運搬費、 諸会費、 公課費							
職員被 服費、消 耗品費、 消耗備 品費、燃 料費、食 糧費、印 刷製本 費、修繕 費、雑費						(100万 円未満 のもの)	

賃借料		100 万円 以上		100 万円 未満		(テレビ 受信料、 会場使 用(借 上)料、 寝具借 上料、自 動車使 用料、不 動産の 借入れ に係る 長期継 続契約 による もの及 び100万 円未満	1,00 0万 円以 上
-----	--	-----------------	--	-----------------	--	---	-----------------------

						のもの)	
委託料 (施設の 維持に係 るもの)		1,00 0万 円以 上		1,00 0万 円未 満			1,00 0万 円以 上
(その他)		200 万円 以上		200 万円 未満			1,00 0万 円以 上
負担金 補助及 び交付 金						(会議用 負担金、 研修参 加者負 担金及	

						び建物の共益費に係る負担金)	
(4) 研究研修費 研究材料費、図書費、研究雑費						(100万円未満のもの)	
謝金、旅費							
(5) 建設改良費 施設増改築工	5億円以上	3億円以上5億円未満	1億円以上3億円未満	1億円未満	5億円未満	(事務経費で100	1億円以上

事費 (解体等に係る工事を含む)						万円未満のもの)	
うち委託に係るもの	1億 円以上	5,00 0万 円以上1 億円未 満	1,00 0万 円以上 5,00 0万 円未 満	1,00 0万 円未 満	1億 円未 満		1,00 0万 円以上
(6) 固定資産 購入費	7,00 0万 円以上	6,00 0万 円以上 7,00 0万	5,00 0万 円以上 6,00 0万	5,00 0万 円未 満	7,00 0万 円未 満	(100万 円未 満 のもの)	7,00 0万 円以上

		円未 満	円未 満				
うちリー ス資産		100 万円 以上		100 万円 未満			1,00 0 万円 以上
(7) 企 業債償 還金、支 払利息 及び企 業債取 扱諸費							
(8) そ の他の もの							
2 現金の 支出を伴							

わ な い も の							
<p>備考 1 印は金額に制限なく当該欄の職にある者が決裁できることを示す。</p> <p>2 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約（単価契約に該当するものを除く。）によるものについては、支出負担行為決議書を使用するものとする。</p> <p>3 この表の定めにかかわらず、条例で定める長期継続契約及び不動産の借入れに係る長期継続契約によるものについては、決裁及び合議区分に掲げる額を、当該契約の契約年数を乗じて得た額に読み替えてこの表を適用するものとする。</p> <p>4 この表の定めにかかわらず、単価契約したものについては、支出伝票又は振替伝票を使用することができる。</p> <p>5 この表の定めにかかわらず、支出伝票又は振替伝票を使用する場合は、課長又は病院の長の決裁とする。</p> <p>6 支出負担行為の変更に係る決裁については、減額変更の場合は減額前の額により、増額変更の場合は増額後の額による。</p>							

附 則

(施 行 期 日)

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第五の改正規程は公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第六号

埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第五号」を「第二条第四号」に改める。

第五条第一項及び第七条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第十条第一号中「第七条」を「第七条第一項」に、「第六条第五号」を「第六条第六号」に改める。

第十三条第二項第七号中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年三月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たけのこ子どもセンターどろんこ保育園
- 三 代表者の氏名
松 永 孝 子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間市上藤沢五百四十七番地一
- 五 定款に記載された目的
（変更前）この法人は、入間市在住及び近隣市の子どもに対し、必要な保育及び教育の場を提供し、乳幼児の健全育成に寄与することを目的とする。
（変更後）この法人は、どろんこ保育園を設置・運営することにより、入間市在住及び近隣市の子どもに対し、必要な保育及び教育の場を提供し、乳幼児の健全育成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本搜索救助犬協会

三 代表者の氏名

江口 タミ子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市菖蒲町三箇七百五十九番地三

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、地震や土砂崩れの災害現場、山林等での行方不明者、要救助者に対し、搜索及び救助活動を行い、緊急人命救助に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、地震や土砂崩れの災害現場、山林等での行方不明者、要救助者に対し、搜索及び救助活動を行い、緊急人命救助に寄与することを目的とする。又、動物の保護を行い救助犬育成やライフパートナー募集活動を行う。

告 示

埼玉県告示第三百二十三号

平成十一年埼玉県告示第千五百八十八号(埼玉県環境影響評価技術指針について)の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十九日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表四鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の項根拠となる法律又は条例の欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百二十四号

平成十四年埼玉県告示第六百十二号（特定化学物質等取扱事業者が特定化学物質等を適正に管理するために取り組むべき措置に関する指針について）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

第十二回及び回中「化学物質等安全データシート（MSDS）」や「安全データシート（SDS）」における。

第五回の中「事故の防止対策」の次に「及び災害対策」を加え、第五回の一中「事故の防止対策」の次に「及び災害対策」を加え、「の防止を図る」や「を防止し、及び災害の発生に備える」となる。第六回の一五を証し、第六回の一中五を証し、七回の五及び八を証し、八回の一七中「の発生及び拡大の防止に配慮した」と「及び災害の発生並びにこれらによる被害の拡大の防止に備えた」となる。「防火性等」の次に「について」を加え、「するよう」と「すること等により、(1)で把握したリスクを計画的に低減しよう」となる。第九回の一七と第十回の一七を証し、その趣意のよび加える。

(1) 想定される災害の影響を公的資料等で確認し、取り扱う特定化学物質等に起因するリスクを事前に把握するよう努めること。

第十回の一七のよび加える。

(7) 事故及び災害の発生に備えて、毎年定期的に訓練を実施し、その結果を踏まえて事故の防止対策及び災害対策の継続的な改善を図ること。

第十一回「事故処理マニュアル」や「事故及び災害対応マニュアル」における「係る事故」の次に「又は災害」や、「場合に」の次に「特定化学物質等による」を加え、「事故の内容を想定したマニュアル」や「記載した事故及び災害対応マニュアル」における、第十一回「事故発生時の」を証し、第十一回と第十一回を証し、第十一回「事故発生時の」を証し、第十一回と第十一回を証し、第十一回「事故発生時の」を証し、第十一回と第十一回を証し、その趣意のよび加える。

(1) 要員の確保のための措置

第十二回「事故発生時の対応」や「事故及び災害発生時の措置」における、「の事故」の次に「並びに災害」を加え、第十三回「係る事故」の次に「若しくは災害」を加え、第十四回「当該事故」の次に「又は災害」を加える。

第十四回の中「化学物質等安全データシート（MSDS）制度」や「安全データ

シート（SDS）制度」を加える。

第七の区中「事故の防止対策」の次に「及び災害対策」を加え、第七の区ア及びイを次のように改める。

ア 取り扱う特定化学物質等に起因するリスクと低減計画の概要

イ 事故及び災害発生時を想定した訓練の概要

第七の区に次のように加える。

ウ 事故及び災害対応マニュアルの概要

告 示

埼玉県告示第三百二十五号

平成二十二年埼玉県告示第四百八十五号（埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく自動車排出温室効果ガスを排出せず、又はその排出量が相当程度少ない自動車について）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

第三号を次のように改める。

三 車両総重量が三・五トンを超える自動車のうち、次に掲げる自動車

イ 乗車定員十一人以上の乗用自動車及び貨物自動車で、平成二十七年燃費

基準達成車（自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下「燃費基準実施要領」という。）に基づく平成二十七年燃費基準を達成している自動車をいう。以下同じ。）

ロ 乗車定員十人以下の乗用自動車で、平成三十二年燃費基準達成車（燃費基準実施要領に基づく平成三十二年燃費基準を達成している自動車をいう。以下同じ。）又は平成二十七年燃費基準達成車

第四号イ及びロを次のように改める。

四 車両総重量が三・五トン以下の自動車のうち、次に掲げる自動車

イ ガソリン自動車のうち、次に掲げる自動車

(1) 乗用自動車で、平成三十二年燃費基準達成車、平成二十七年燃費基準達成車又は燃費基準実施要領に基づく平成二十二年燃費基準を二十五パーセント以上回る燃費性能を有する自動車

(2) 軽量貨物車及び中量貨物車で、平成二十七年燃費基準達成車又は燃費基準実施要領に基づく平成二十二年燃費基準を二十五パーセント以上回る燃費性能を有する自動車

ロ ディーゼル自動車のうち、次に掲げる自動車

(1) 乗用自動車で、平成三十二年燃費基準達成車、平成二十七年燃費基準達成車又は燃費基準実施要領に基づく平成十七年度燃費基準を二十五パーセント以上回る燃費性能を有する自動車

(2) 軽量貨物車及び中量貨物車で、平成二十七年燃費基準達成車又は燃費基準実施要領に基づく平成十七年度燃費基準を二十五パーセント以上回る燃費性能を有する自動車

第四号八中「乗用車で、」を「乗用自動車で、平成三十二年燃費基準達成車又は「に、「乗用車に」を「乗用自動車に」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百二十六号

平成二十二年埼玉県告示第四百八十六号（埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく低燃費車を導入すべき期限及び低燃費車の台数の割合について）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第二号中「五パーセント」を「二十パーセント」に改める。

告 示

埼玉県告示第百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術機関として、次の者を指定した。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
阿部診療所	阿部 有寛	吉川市きよみ野二二 五―一―三〇二	平成二十七年三月 一日
川口肛門胃腸クリ ニック	山本 哲久	川口市本町四―三― サンケイビル二階	平成二十七年二月 一日
きたもと脳神経外 科クリニック	金子 伸幸	北本市中丸八―二二 九	平成二十七年三月 一日
医療法人 和幸会 おおさきクリニッ ク	医療法人 和幸 会	鴻巣市吹上富士見一 五四二―二	平成二十七年一月 一日
渡邊クリニック 霞	朝渡邊 義信	朝霞市仲町二―二― 四 パールウイング 四二階	平成二十五年七月 二日
うめだDMクリ ニック	梅田 芳彦	川口市本町四―三― サンケイビル五階	平成二十七年二月 十日
医療法人社団 南 広会 南波歯科医 院	医療法人社団 南 広会	川口市戸塚東一―一 八	平成二十七年三月 一日
グレース歯科クリ ニック	日高 聖子	越谷市南越谷四―一 三 誠友第一ビル一 F 一―三	平成二十七年二月 一日

医療法人社団 医療法人社団 小田倉会 越谷田倉会 スマイル歯科	医療法人社団 医療法人社団 高歯会 東歯科歯会 医院	デンタルクリニ平尾 大介 ツク デュオ中 爪	歯科 小林医院 小林 雅人	飛鳥薬局 北本株式会社 飛鳥薬局	ウエルシア薬局 ウエルシア薬局 人間春日町店 株式会社	スギ薬局 新白株式会社 スギ薬局	よつば薬局 川株式会社 よつば 口峯店 調剤	あおぞら薬局 有限会社 ユニメ 長瀬店 デイカル	あい薬局 谷原株式会社 富士薬 店	アツミ薬局
小越谷市大道七一五 アシテイ 越谷大袋テ ナント棟	高川口市芝園町一一 平成十八年十一月	比企郡小川町中爪九五 一三一 平成二十七年三月	久喜市栗橋東一一七一 一三 平成二十七年一月	北本市中丸八一二一九 一 平成二十七年三月	人間市春日町二一一 七 平成二十七年一月	白岡市新白岡三一四〇 一 平成二十七年三月	川口市峯八一八一二 メゾネットノゲチ一 号二 室 平成二十七年三月	人間郡毛呂山町若山一 一八一七 平成二十七年三月	谷原市谷原一一一六 一八 平成二十七年二月	久喜市伊坂三二二一五 一 平成二十七年三月

ウエルシア薬局 所沢下安松店	ウエルシア薬局 株式会社	所沢市下安松九六三一 三	平成二十七年三月 一日
ひのき薬局 戸田店	戸株式会社 ズプランニング	戸田市新曾五二三 中央橋ビル一F	平成二十六年九月 一日
たけり・訪問看護 リハビリステート ション	有有限会社 サンラ	春日部市中央三一 一七二F	平成二十七年二月 一日
訪問看護ステ ション コスモ ス	医療法人 三和会	久喜市東大輪四一 七	平成二十六年七月 一日
よつば訪問看護 リハビリステ ション	医療法人社団 心 蓮田	蓮田市東五一八 一六一	平成二十六年十二 月一日
ハーネスト訪問 看護リハビリ テーション加須	株式会社 ハーネ 福田ビル一階B号室	加須市諏訪二一 三一一	平成二十七年二月 一日
あいだ薬局	曾田 恭子	越谷市東大沢二一 五一七	平成二十七年三月 二十五日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
佐藤 元彦		はびねす整骨院	児玉郡上里町大字 神保原町四九五	平成二十七年三月 二日
今井 真		今井接骨院	大里郡寄居町末野 九九二一	平成二十七年二月 十六日

川口 博之	渡邊 総利	富田 三千代	戸塚 智隆	海老沢 結花	朝倉 克己	曾津 哲	竹田 大河	兼子 明	佐々木 稔
川口治療院	渡邊鍼灸整骨院・ 渡邊治療院	治療院 リーフ	すつきり整骨院ラ ボ	リフレ整骨院	院 あさくら鍼灸接骨	会津接骨院	南大塚駅前接骨院	とだ明凜整骨院	骨院 北新宿べんてん整
比企郡川島町鳥羽 井三三九一三	さいたま市桜区大 久保領家七七一五	川口市辻五〇四一 二四	行田市門井町二一 三一	東京都江戸川区中 葛西三一八一二日 四	富士見市鶴瀬西二 一五一四 依田ビ ル一F	大里郡寄居町鉢形 一二四八	川越市南台三一 二一三	戸田市新曽五二三 MOTOHASHI 七日 I 二〇〇一 F	東京都新宿区北新 宿四一二〇一四一日 金原ビル一F
平成二十七年二月 十六日	平成二十七年三月 九日	平成二十七年三月 二日	平成二十七年二月 二日	平成二十七年三月 二日	平成二十七年三月 二日	平成二十七年三月 五日	平成二十七年二月 二日	平成二十七年三月 七日	平成二十七年二月 二日

齊藤 由花	下田 頼和	根津 伸彦	横山 貴
訪問マッサージ KEIROW 上尾ステーション	株式会社 有 訪問マッサージ あるえ	ハートフル 鍼灸マッサージ院	よこやま接骨院
上尾市原新町一九 三日	東京都足立区花畑 三	さいたま市中央区 本町東二一四 一日	所沢市緑町一 七一九 アメニテ イヴィレッジ 新 所沢一〇二
平成二十七年三月	平成二十七年三月	平成二十七年二月	平成二十七年三月

告 示

埼玉県告示第三百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人社団 愛友会 三郷中央総合病院	所在地	三郷市幸房七四五	三郷市中央四一五一
ふなくし皮膚科クリニック	所在地	三郷市谷中三八三番地 ザ・ライオンズ三郷中 中央C棟1F	三郷市中央一1二1一 ザ・ライオンズ三郷中 中央C棟1F
医療法人社団 千秋双葉会 みさと中央耳鼻咽喉科・アレルギー科	所在地	三郷市谷中三八三番地 ザ・ライオンズ三郷中 中央一〇二	三郷市中央一1二1一 ザ・ライオンズ三郷中 中央一〇二
医療法人社団 徳永会 セントラルクリニック三郷中央	所在地	三郷市谷中三八三番地 ザ・ライオンズ三郷中 中央C棟一〇三	三郷市中央一1二1一 ザ・ライオンズ三郷中 中央C棟一〇三
あいえむクリニック	所在地	三郷市谷中二六八 エムスタウン三郷中央二F	三郷市中央一1三1一 エムスタウン三郷中央二F

医療法人社団 紡 想舎 杉浦小児科	所在地	三郷市谷中二六八 エ F ムズタウン三郷中央二	三郷市中央一三一一 F エムズタウン三郷中央二
医療法人社団 潤 星会 コウ整形外 科クリニツク	所在地	三郷市谷中二六八 エ F ムズタウン三郷中央二	三郷市中央一三一一 F エムズタウン三郷中央二
みさと中央クリニ ツク	所在地	三郷市新和一三六	三郷市中央一四一三
医療法人 輝栄会 ひよこ歯科	所在地	三郷市谷中二六八 マ ルエツ三郷中央店二F	三郷市中央一三一一 マルエツ三郷中央店二F
たかはし眼科	所在地	八潮市大瀬八四三一	八潮市大瀬一七一一
医療法人 美登会 はるみクリニツク	所在地	八潮市大瀬八二二一 F フレスポ八潮二F	八潮市大瀬一一一三 F フレスポ八潮二F
八潮駅前内科こど もクリニツク	所在地	八潮市大瀬八二二一	八潮市大瀬一一一三
軽部クリニツク	所在地	八潮市大瀬八四三一	八潮市大瀬一一七一
八潮駅つばめクリ ニツク	所在地	八潮市大瀬八八八一	八潮市大瀬一一〇一一 二
にしかわ脳神経外 科クリニツク	所在地	八潮市大瀬六六八一	八潮市大瀬六一九一九

八潮駅前よつば耳鼻咽喉科	所在地	八潮市大瀬七八七ー一 SKビル3F	八潮市大瀬六一五ー一 SKビル3F
八潮駅前眼科	所在地	八潮市大瀬八二二ー二 フレスポ八潮二F	八潮市大瀬一ー一ー三 フレスポ八潮二F
医療法人社団大志会 今井歯科分院	所在地	八潮市大瀬七〇〇	八潮市大瀬一ー二一ー
まゆみ矯正こども 歯科	所在地	八潮市大瀬七三〇ー一 一ーF	八潮市茜町一ー八ー四一 一ーF
越谷市夜間急患診療所	名称	越谷市成人夜間急患診療所	越谷市夜間急患診療所
林歯科クリニック	所在地	八潮市古新田四八八ー一 一〇 パークコートケンエイ 一〇二	八潮市茜町一ー三ー二 パークコートケンエイ 一〇二
薬局くすりの福太郎 三郷中央店	所在地	三郷市谷中二六八 エ ムズタウン三郷中央一 階	三郷市中央一ー三一ー エムズタウン三郷中央一 階
しんわ薬局	所在地	三郷市新和一ー三六	三郷市中央一ー四一ー二
ひとみ薬局	所在地	三郷市新和一ー二二三 一ー二	三郷市中央二ー二一四
ローソクオール 薬局 三郷谷中店	所在地	三郷市谷中三七五	三郷市中央一ー一〇一ー

メデイスンショツ プはまなす薬局	所在地	三郷市新和一―二二五 一― アバンツアート コルソ三郷中央一F	三郷市中央二―三―一 アバンツアートコルソ三 郷中央一F
一般社団法人 三郷市薬剤師会会営 三郷調剤薬局	所在地	三郷市栄二―一八二	三郷市中央二―二〇一七
一般社団法人 三郷市医師会立 休 日診療所	所在地	三郷市栄二―一八一	三郷市中央二―二〇一七
南山堂薬局 八潮 駅前店	所在地	八潮市大瀬八四三―一	八潮市大瀬一―七―一
つばさ薬局 八潮 店	所在地	八潮市大瀬稗田八八八 一― 大山ビル一〇―	八潮市大瀬一―一〇―一 二 大山ビル一〇―
ローソンクォール 薬局 八潮新葛西 橋店	所在地	八潮市大字古新田四六 九―一	八潮市茜町一―二二―一 六
アイセイ薬局 三郷 中央店	所在地	三郷市谷中三八三―一 〇五	三郷市中央一―二―一 一〇五
パルト薬局	所在地	八潮市大瀬七八八―一 TXアベニュー八潮	八潮市大瀬六一五―一 TXアベニュー八潮
ファイン薬局	所在地	八潮市大瀬八二二―一 フレスポ八潮二F	八潮市大瀬一―一―三 フレスポ八潮二F
イオン薬局 レイ クタウン店	所在地	越谷市東町二―八	越谷市レイクタウン三― 一―一

野本歯科医院	名称
所在地	変更事項
Ⅰ 一 三郷市新和ⅠⅠ二二九	変更前
三郷市中央ⅡⅡ一Ⅰ九	変更後

二
指定施術機関

氏名	酒井 俊一	対馬 誉人
変更事項	施術所住所	施術所住所
変更前	草加市青柳町三七七	Ⅰ F 東松山市六反町七Ⅰ七
変更後	草加市八幡七七Ⅰ一	Ⅰ 五五 東松山市松本町ⅡⅠ一

告 示

埼玉県告示第三百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
越谷市小児夜間急患診療所	越谷市神明町二一六〇一	平成二十七年二月二十 八日
うめだDMクリニック	川口市幸町三一八一五MK ビル一階	平成二十七年二月九日
おおさきクリニック	鴻巣市吹上富士見一七七一 四	平成二十六年十二月三 十一日
大東医院	所沢市緑町二一六一一八	平成二十六年十一月三 十日
大橋医院	久喜市鷲宮三一六一五	平成二十七年二月二十 八日
石塚クリニック	所沢市上新井一四一四	平成二十七年一月二十 九日
聖母歯科医院	越谷市南荻島四三二二一一	平成二十六年十二月三 十一日

越谷スマイル歯科	越谷市大道七一五 ピアシ テイ越谷大袋 テナント棟	平成二十六年十二月三十一日
歯科小林医院	久喜市栗橋東一七七一三	平成二十六年十二月三十一日
園田歯科医院	八潮市大瀬根通四一〇一三	平成二十七年一月十九日
東歯科医院	川口市芝園町一〇一	平成十八年十月三十日
出羽歯科医院	川口市安行出羽一〇一 一四	平成二十七年二月二十日
あい薬局 谷原店	春日部市谷原一六〇一 六 JKヒルズ	平成二十七年一月三十一日
ひのき薬局 戸田店	戸田市新曽五二三 中央本 橋ビルF	平成二十六年八月三十一日
かえで薬局	本庄市児玉町八幡山二九九 一 二	平成二十七年二月二十日
ドラッグセイムス 原町薬局	川口市原町四一九	平成二十七年一月三十一日
ドラッグセイムス 柳崎一丁目薬局	川口市柳崎一三〇一三	平成二十六年十二月三十一日
ウエルシア薬局 秩父秩父郡小鹿野町大字小鹿野小鹿野店	一九七九	平成二十七年一月三十日
ドラッグセイムス 加須市東栄二丁目二八	加須市東栄二四一二八	平成二十六年十二月三十一日
ドラッグセイムス 大越谷市大字袋山一三三二六一	二	平成二十七年一月十日

ドラッグセイムス 春東口薬局	豊春日部市上蛭田四八一	平成二十七年一月十日
うしろや訪問看護ステーション	八潮市南後谷七五一	平成二十五年八月三十一日
志木市訪問看護ステーション	志木市上宗岡五一四一五	平成二十六年三月三十一日
○		
渡邊クリニック朝霞	朝霞市仲町二一四四	平成二十五年六月三十日
パールウインク四一B		

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	所在地	廃止年月日
上山 和俊		上山整骨院	上尾市緑丘三一三 I十一 PAPA三十一日 プリンセス棟二F	平成二十六年十二月

告示

埼玉県告示第三百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があつた。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	辞退年月日
石田歯科医院	幸手市手塚宇野中一七 六	平成二十七年三月三十 一日
ファミリー歯科医院	志木市本町五一二四一 一八	平成二十七年六月三十 日

告示

埼玉県告示第三百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	休止年月日
医療法人 山柳会 訪問看護ステーション モーニングパーク	朝霞市溝沼二丁目四十 五二〇一	平成二十七年一月一日
訪問看護ステーションくつるぎの家	戸田市美女木一丁目二九 一四五	平成二十六年七月一日
ましば訪問看護ステーション	飯能市緑町三丁目四	平成二十五年九月一日
波多野外科整形外科	上尾市藤波三丁目三〇三 二	平成二十五年四月二日

告 示

埼玉県告示第百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
利根いこいの加須市大越字社会福祉法人介護予防通所介 里デイサービス上寺前一九三潤青会 スセンター	三	三	介護	平成二十七年一月一日
ひろせの森	熊谷市広瀬四株株式会社ひろ 五四一二	せの森	居宅介護支援	平成二十六年十一月一日
みなみ草加ク草加市新里町医療法人社団 リニツク	一〇七一一	ゆうゆう会	介護予防居宅療 養管理指導	平成二十七年一月一日
茶話本舗ヘル鶴ヶ島市膝折株式会社日本 パーステシ町三一九一一介護福祉グル ヨン鶴ヶ島	三	一 プ	訪問介護 介護予防訪問介 護	平成二十七年三月一日
健康倶楽部所沢市三ヶ島社会福祉法人 むさし野の森	一七	五一一四四五苗場福祉会	小規模多機能型 居宅介護	平成二十七年一月一日
グループホーム むさし野の森所沢市三ヶ島社会福祉法人 空	一七	一四四五苗場福祉会	認知症対応型共 同生活介護 介護予防認知症 対応型共同生活 介護	平成二十七年一月一日
むさし野の森所沢市三ヶ島社会福祉法人 居宅介護支援五一一四四五苗場福祉会 事業所	一七	一四四五苗場福祉会	居宅介護支援	平成二十七年三月一日
居宅介護支援坂戸市薬師町有限会社かお 事業所かある	一一一五	る	居宅介護支援	平成二十六年七月一日

長瀬店	あおぞら薬局	わかば薬局 北本店	レモン薬局 せんげん台店	アイセイ薬局 北戸田店	金子ファーマ シー	クリニック クワイールド クワイールド クリニック	医療法人社団 碧空会 ユア戸駒形向七九碧空会 ズ歯科パー九	医療法人愛新 会 しんまち クリニック	医療法人愛新 鶴ヶ島市新町 会	TMG宗岡訪 問看護ステ ーション	志木市上宗岡 五―一四―五	医療法人社団 武蔵野会	訪問看護 介護予防訪問看護	平成二十六年七 月一日
町若山一八 一七	人間郡毛呂山 有有限会社ユニ メディカル	北本市本宿七 一七八―一〇 一マみらい	越谷市上間久 里一〇二八― シ―東日本株 ケアファーマ 式会社	戸田市新曽二 二二〇―一― 一〇二号 セイ薬局	川口市栄町三 一八―一― ファーマシー	株式会社金子 ファーマシー	三郷市下彦川 医療法人社団	二二二―二 三―二 会	医療法人愛新 鶴ヶ島市新町 会	医療法人社団	武蔵野会	訪問看護 介護予防訪問看護	平成二十六年七 月一日	
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	訪問看護 介護予防訪問看護	武蔵野会	訪問看護 介護予防訪問看護	平成二十六年七 月一日	
平成二十七年三 月一日	平成二十六年十 一月一日	平成二十七年三 月一日	平成二十七年二 月一日	平成二十七年二 月一日	平成二十七年二 月一日	平成二十六年十 二月一日	平成二十六年十 一月一日	平成二十六年十 一月一日	平成二十六年七 月一日	平成二十六年七 月一日	平成二十六年七 月一日	平成二十六年七 月一日	平成二十六年七 月一日	

ポプラ薬局 見沼店	蓮田市見沼町 九一	有限会社テイ ージェイケイ	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年三月 一日
薬局アポック 伊奈店	北足立郡伊奈 町学園二一 八七	株式会社日本 アポック	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年四月 一日
かもめ薬局 三郷店	三郷市谷口五 六七一	トライアドジ ヤパン株式会 社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年十月 一日

告 示

埼玉県告示第三百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後	機関種別名
医療法人社団愛 友会 三郷中央 総合病院	所在地	三郷市幸房七四 五	三郷市中央四一 五一	介護予防居宅療養 管理指導
サカモトケアサ ービス	所在地	川口市芝下一一 九一六	川口市芝下三一 一四四	介護予防訪問介護 訪問リハビリテ ーション 居宅療養管理指導
小鳩園	所在地	三郷市幸房六八 〇	三郷市中央四一 八四	介護老人福祉施設
短期入所生活介 護事業所 小鳩 園	所在地	三郷市幸房六八 〇	三郷市中央四一 八四	介護予防短期入所 生活介護
指定居宅介護支 援事業所三郷中 央総合病院	所在地	三郷市幸房七四 五	三郷市中央四一 五一	居宅介護支援
居宅介護支援事 業所 ケアセン ター八潮	名称	在宅介護支援セ ンター ケアセン ター八潮	居宅介護支援事 業所 ケアセン ター八潮	居宅介護支援
メデイスンシヨ ップはまなす薬 局	所在地	三郷市新和一 二一五 ソ三郷中央一F	三郷市中央二一 三郷市中央二一 三郷中央一F	介護予防居宅療養 居宅療養管理指導

あい薬局 谷原店	所在地	春日部市谷原一 一六一六 JK一六一一八 ヒルズ	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導
訪問看護ステーションコスモス	所在地	久喜市桜田三一九久喜市東大輪四 一三 一一七	介護予防訪問看護 訪問看護
リハビリデイサービス リライ ト	所在地	三郷市新和一三三郷市中央二 一〇 ベルメゾン二二〇 ベル 中央一〇二 メゾン中央一〇 二	通所介護 介護予防通所介護
ヘルパーステーション・アニマト東川口	所在地	川口市東川口三川口市戸塚六 一〇一 プロミハ一六エヴァー ネンス 二〇一 グリーンセゾン 二〇一	介護予防訪問介護 訪問介護
デイサービスコ コファン 三郷 中央	所在地	三郷市谷口四九〇 三郷市中央一 二七三	介護予防通所介護 通所介護
アイセイ薬局三郷中央店	所在地	三郷市谷中三八三三郷市中央一 一〇五 二一一一〇五	介護予防居宅療養 管理指導 居宅療養管理指導
ひとみ薬局	所在地	三郷市新和一三三郷市中央二 二二二二 二一四	介護予防居宅療養 管理指導 居宅療養管理指導
みさと中央クリ ニツク	所在地	三郷市新和一三三郷市中央一 六 四一一三	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導

ローソクオー ル薬局 八潮新 葛西橋店	所在地	八潮市大字古新田 四六九一ー	八潮市茜町一ー 二二一ー六	居宅療養管理指導
ローソクオー ル薬局 三郷谷 中店	所在地	三郷市谷中三七五	三郷市中央一ー 一〇一ー	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導

告 示

埼玉県告示第三百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	ウエルシア薬局秩父郡小鹿野町小父小鹿野店	所在地	鹿野一九七九	サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	廃止年月日	平成二十七年一月三十 一日
うしろや訪問看護 ステーション	八潮市南後谷七五	訪問看護	訪問看護	平成二十五年八月三十 一日			
スギ訪問看護ステ ーション所沢航空 公園	所沢市並木三〇一	訪問看護 居宅療養管理指導	訪問看護 居宅療養管理指導	平成二十七年二月二十 八日			
ケアーズはすだ訪 問看護リハビリス テーション	蓮田市東五〇八 一 まつしまや ビル三F	訪問看護 介護予防訪問看護 管理指導	訪問看護 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十六年十一月三十 十日			

告示

埼玉県告示第三百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレイクタウン

埼玉県越谷市レイクタウン三丁目一番一号（Mori街区）、四丁目二番二号（Kaze街区）

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内四百五十九街区外

（変更後）埼玉県越谷市レイクタウン三丁目一番一号（Mori街区）、四丁目二番二号（Kaze街区）

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄

イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本和典

（変更後）三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

ハ 変更年月日

平成二十七年二月一日 外

ニ 届出年月日

平成二十七年三月十六日

三 縦覧期間

平成二十七年三月三十一日から平成二十七年七月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月三十一日から平成二十七年七月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

レイクタウンアウトレット（一街区）

埼玉県越谷市レイクタウン四丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内三百

街区二画地の一部および三画地

（変更後）埼玉県越谷市レイクタウン四丁目一番一号

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

八 変更年月日

平成二十七年二月一日 外

二 届出年月日

平成二十七年三月十六日

二 縦覧期間

平成二十七年三月三十一日から平成二十七年七月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月三十一日から平成二十七年七月三十一日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

レイクタウンアウトレット（二街区）

埼玉県越谷市レイクタウン四丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内三百

街区二画地の一部および三画地

（変更後）埼玉県越谷市レイクタウン四丁目一番一号

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

ハ 変更年月日

平成二十七年二月一日 外

ニ 届出年月日

平成二十七年三月十六日

二 縦覧期間

平成二十七年三月三十一日から平成二十七年七月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月三十一日から平成二十七年七月三十一日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

レイクタウンアウトレット（三街区）

埼玉県越谷市レイクタウン四丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内三百

街区二画地の一部および三画地

（変更後）埼玉県越谷市レイクタウン四丁目一番一号

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

八 変更年月日

平成二十七年二月一日 外

二 届出年月日

平成二十七年三月十六日

二 縦覧期間

平成二十七年三月三十一日から平成二十七年七月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月三十一日から平成二十七年七月三十一日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アリオ鷺宮

埼玉県久喜市久本寺字新田二百十三番四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八 外 計五十八者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八 外 計六十八者

ハ 変更年月日

平成二十六年十二月十二日外

ニ 届出年月日

平成二十七年三月十九日

二 縦覧期間

平成二十七年三月三十一日から平成二十七年七月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月三十一日から平成二十七年七月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アリオ川口

埼玉県川口市並木元町一番十七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八 外 計五十者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八 外 計四十六者

ハ 変更年月日

平成二十七年一月三十一日外

ニ 届出年月日

平成二十七年三月十九日

二 縦覧期間

平成二十七年三月三十一日から平成二十七年七月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月三十一日から平成二十七年七月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライオンズスクエア川口

埼玉県川口市元郷二丁目十五番三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）川口大京ビル

（変更後）ライオンズスクエア川口

ハ 変更年月日

平成二十六年十二月十五日

ニ 届出年月日

平成二十七年三月十八日

二 縦覧期間

平成二十七年三月三十一日から平成二十七年七月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年三月三十一日から平成二十七年七月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、笠原土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	藤村 正彦	埼玉県鴻巣市笠原二千七百九十番地
同	梶山 守	同 郷地三十五番地
同	秋山 岩夫	同 笠原八百十番地一
同	鯨井 文雄	同 千百七十六番地一
同	中島 茂	同 七百八十五番地三
同	栗原 幸男	同 二千六百三十二番地
同	岩崎 好男	同 二千百九十四番地二
同	岩崎 新一	同 郷地二千六百八十六番地二
同	武村 慎一	同 四百九十七番地
同	飯野 康	同 四百九番地
同	梶山 肇	同 百五番地
同	黒沼 昭征	同 安養寺百七十三番地の一
同	原口 春雄	同 三百十九番地
監事	笹本 文雄	同 笠原二千九百七十二番地
同	小谷野 和也	同 千八百七十二番地
同	大野 勇	同 郷地八百三十八番地
同	常見 豊	同 安養寺三百五十二番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	宮澤 刃太郎	埼玉県鴻巣市郷地二千六百二十二番地
同	藤村 正彦	同 笠原二千七百九十番地
同	田沼 茂	同 七百二十二番地の三
同	鯨井 文雄	同 千百七十六番地一
同	酒卷 和生	同 千八百八十九番地
同	大塚 進	同 三千六十九番地の二

同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同
黒沼昭征同	中根正三同	中島武二同	荒井英昭同	田沼修一	原口敏忠	梶山守	中根林造	笹本始	松村榮司	栗原幸男
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
安養寺百七十三番地の一	同 二千二百二十四番地	笠原千五百八番地の一	郷地四百八十番地	同 四百三番地	安養寺二百八番地	同 三十五番地	同 三百一番地	同 四百七十一番地二	郷地九百十六番地	同 二千六百三十二番地

告示

埼玉県告示第三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、入西北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住	所
理事	森田精一	埼玉県坂戸市大字戸口四百四十八番地	
同	加藤正勝	同	同 四百十六番地の一
同	山崎好典	同	同 四百三十七番地
同	村松謙次	同	同 四百四十九番地一
同	福田静	同	同 新ヶ谷三十二番地
同	渡邊勝久	同	同 東和田八十番地の一
同	栗嶋常雄	同	同 百七十五番地の一
同	渡邊恵藏	同	同 沢木四百二十五番地
同	松本均	同	同 三百九十七番地
同	大山正廣	同	同 東坂戸一丁目三番二百六号
同	松本三平	同	同 今西百七十番地の一
同	石川昇	同	同 北浅羽百五十八番地
同	大山邦行	同	同 百九十九番地
同	森相優	同	同 二百三十八番地
同	比留間洋	同	同 長岡八十一番地
同	柳澤金次	同	同 比企郡鳩山町大字石坂八百九十三番地
同	神田總一	同	同 東松山市大字田木百二十番地一
監事	高橋秀雄	同	同 坂戸市大字北浅羽百五十二番地
同	神田長吉	同	同 沢木八番地
同	高田佐太郎	同	同 戸口四百二十五番地

二 退任

職名	氏名	住	所
理事	森田精一	埼玉県坂戸市大字戸口四百四十八番地	
同	新井良雄	同	同 北浅羽六百七十三番地

告示

埼玉県告示第三百四十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
秋山 元治	埼玉県羽生市大字 弥勒二千二百六十 二番地	埼玉県羽生市大字 弥勒字町田千八百 十番一ほか二筆	三、一七九
イオンアグリ創 造株式会社	千葉県千葉市美浜 区中瀬一丁目五番 一号	埼玉県羽生市大字 藤井上組字大房五 百七十一番ほか八 十五筆	七、九七五
石合 武彦	埼玉県羽生市大字 弥勒二千二百九十 六番地	埼玉県羽生市大字 弥勒字四郎平前千 八百四十六番一ほ か一筆	三、五一七
一ノ瀬 キヨ子	埼玉県羽生市大字 弥勒二千四十八番 地	埼玉県羽生市大字 弥勒字谷ヶ浦二千 八十六番ほか二筆	一、九二九
大越 君雄	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷六百六十 番地	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字宝蔵寺 六百九十六番ほか 三筆	四、六五二
奥澤 和明	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷十八番地	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字本村七 十一番ほか四筆	四、八一四
川島 栄一	埼玉県羽生市大字 発戸百十一番地一	埼玉県羽生市大字 発戸字漆畑千三百 一番一ほか十八筆	八、七三七
久保田 正義	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷四百四十 七番地	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字本村六 十八番一ほか六筆	三、四六六
栗原 光由	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷二百八十 番地	埼玉県羽生市大字 三田ヶ谷字下ヶ谷 戸三百二十九番一 ほか二筆	五、〇〇九

逸見 徳彦	飯野 泰司	山下 正夫	新島 武男	新島 勝利	長澤 和枝	関根 宏次	杉崎 行央	小池 貴史	平井 煌一	田埜入 茂	高田 保	関根 茂	小林 容彰
埼玉県児玉郡美里町大字沼上二百七十四番地一	埼玉県児玉郡美里町大字広木千七百十九番地	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見二千二百二十八番地	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千四百八十四番地	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千四百七十四番地	埼玉県比企郡吉見町大字久保田二百六十四番地	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見三百二十一番地	埼玉県比企郡吉見町大字北吉見五百二十七番地	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千五百二十八番地	埼玉県羽生市大字下村君二千二百七十二番地一	埼玉県羽生市大字常木二百十八番地一	埼玉県羽生市大字小須賀九百五十二番地	埼玉県羽生市大字上新郷百二十四番地一	埼玉県羽生市大字稲子千二百二十八番地一
埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字豆口七百八十七番ほか十六筆	埼玉県児玉郡美里町大字広木字御社七十二番一ほか百四筆	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見九番ほか五筆	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見八十八番ほか二十四筆	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見百九十五番ほか十一筆	埼玉県比企郡吉見町大字久米田字二ノ耕地三百二番	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見十二番ほか九筆	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見二十四番ほか六筆	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見百三十六番ほか三筆	埼玉県羽生市大字下村君字砂田千三百九十三番ほか二十二筆	埼玉県羽生市大字堤字鍋田千百六十六番ほか十筆	埼玉県羽生市大字上川俣字道畑二十五番ほか一筆	埼玉県羽生市大字上新郷字野分三百二十四番ほか三筆	埼玉県羽生市大字本川俣字下宿四百番ほか三筆
二三、〇八六	一〇七、四四五	二三、二四八	八七、二九〇	三三、〇六二	一、五〇四	三三、二四九	二一、八四六	九、九二九	一七、八三一	六、五一〇	五、三五三	七、四〇〇	九、七九三

笠原 嘉光	埼玉県児玉郡美里 町大字広木千三百 九十三番地	埼玉県児玉郡美里 町大字広木字下池 か十一筆	一九、三四四
金井 恒康	埼玉県児玉郡美里 町大字広木千三百 五十四番地	埼玉県児玉郡美里 町大字広木字下池 か五十四筆	九二、三八四
菅野 亜希	埼玉県児玉郡美里 町大字白石二千七 百四十六番地一	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字市場 二十八番一ほか七 筆	六、七五三
黒沢 利光	埼玉県児玉郡美里 町大字広木百二十 三番地	埼玉県児玉郡美里 町大字広木字下池 か十筆	二五、九三〇
清水 和彦	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣千七百 六十八番地	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字新堀 九百一筆ほか十筆	一三、五〇一
清水 啓司	埼玉県児玉郡美里 町大字木部八十七 番地四	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字池下 七百五十七番ほか 二筆	五、〇二六
田村 勝	埼玉県児玉郡美里 町大字広木百五十 七番地一	埼玉県児玉郡美里 町大字広木字中下 百七十七番一ほか 二十三筆	三一、六四九
中兼 俊徳	埼玉県児玉郡美里 町大字広木千四百 四十七番地	埼玉県児玉郡美里 町大字広木字雨坪 池三百六十五番三 ほか八十四筆	一一五、八八九
ひびきの農産株 式会社	埼玉県本庄市早稲 田の杜一丁目十四 番一号	埼玉県児玉郡美里 町大字広木字落ヶ 谷戸八十七番ほか 百三十六筆	一九七、五五四

二 認可年月日

平成二十七年三月二十五日

告 示

埼玉県告示第三百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業山田地区（経営体育成基盤整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十七年四月一日から

平成二十七年四月三十日まで

二 縦覧場所

滑川町役場

告示

埼玉県告示第三百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十二年埼玉県告示第四百九十四号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十二年三月三十一日から平成三十年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百十六号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十五年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十六年埼玉県告示第千八百九十六号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十六年十月一日から平成三十二年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十八年埼玉県告示第九十八号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十八年六月十三日から平成二十九年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十九年埼玉県告示第千十九号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十九年六月二十二日から平成三十二年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第三百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十年埼玉県告示第七百五十五号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二十年五月三十日から平成二十九年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第三百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十年埼玉県告示第千六百七十五号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二十年五月三十日から平成二十九年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十三年埼玉県告示第二百九十一号で告示した川口市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十三年三月六日から平成三十一年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成三年埼玉県告示第百五号で告示した川口市都市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成三年一月二十五日から平成二十九年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第三百七十八号で告示した春日部都市計画道路事業（春日部市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十五年二月七日から平成三十年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百五十六号

昭和五十年埼玉県告示第八百五十六号（埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号イ及び第三号中「川越市」の下に「、越谷市」を、「川口市」の下に「、春日部市」を加える。

告 示

埼玉県告示第三百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第三百八十七号で告示した上尾都市計画公園事業（伊奈町施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二年九月一日から平成三十二年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第三百五十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十七年三月二十四日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

佐怒賀 伸二

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第二一一五八号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による

告 示

埼玉県告示第三百五十九号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定代理金融機関の表埼玉縣信用金庫の項中「埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計」を「埼玉県中小企業高度化資金特別会計」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百六十号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任について）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第一第四項第一号中「及び農林総合研究センター」を削り、「総合教育センターの支所」を「総合教育センター江南支所」に改め、同表第六項第二号、第七項第二号及び第十三項第二号中「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める。

別表第二第一項第二号、第二項第二号及び第六項第二号中「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める。

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

<p>所沢青梅線</p>	<p>路線名</p>
<p>所沢市三ヶ島五丁目一二六四番七地先から同市三ヶ島五丁目一二六二番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年三月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一一・〇〇メートル</p>	<p>備考 交差点整備工事による。 平成二十二年十一月三十日川越県土整備事務所長告示第二十一号で告示した道路区域の一部供用開始である。</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

一 道路の種類 県道

二 路線名 狭山ヶ丘停車場線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	所沢市三ヶ島五丁目一三二 ○番一地先から同市三ヶ島	区 間
三〇・八〇	九・七〇 二三・二〇	敷地の幅員 (メートル)
	二一・〇〇	延長 (メートル)
	る。 交差点整備工事であ	備考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

<p>狭山ヶ丘停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>所沢市三ヶ島五丁目一三二〇番一地先から同市三ヶ島五丁目一二六三番一地先まで</p> <p>(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年三月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長二一・〇〇メートル</p>	<p>備考</p> <p>交差点整備工事による。 平成二十七年三月三十一日川越県土整備事務所長告示第五号で告示した道路区域の一部供用開始である。</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 並木川崎線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三 地 先 ま で	ふ じ み 野 市 大 字 川 崎 字 宅 地 添 二 一 八 番 一 地 先 か ら 同 市	区 間
一 六 ・	九 ・ 六	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
	八 八 ・ 七	延 長 (メ ー ト ル)
る	歩 道 整 備 事 業 に よ	備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

並木川崎線	路線名
ふじみ野市大字川崎字宅地添二一八番一地从り同市大字川崎字宅地添二二二番三地从りまで	供用開始の区間
平成二十七年三月三十一日	供用開始の期日
歩道整備事業による。 平成二十七年三月三十一日川越県土整備事務所長告示第七号で告示した道路区域の供用開始である。 延長八八・七メートル	備考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 並木川崎線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
番一 地先 まで	川 越 市 大 字 木 野 目 字 江 川 一 八 一 番 四 地 先 か ら ふ じ み	区 間
一 六 ・ 八 ） 三 一 ・ 七 四	一 六 ・ 八 ） 三 ・ 五	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
	二 二 二 ・ 九 一	延 長 (メ ー ト ル)
る	歩 道 整 備 事 業 に よ	備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

並木川崎線	路線名
川越市大字木野目字江川一八一番 四地先からふじみ野市大字川崎字坂 下五三三番一地先まで	供用開始の区間
平成二十七年三月三十一日	供用開始の期日
歩道整備事業による。 平成二十七年三月三十一日川越 県土整備事務所長告示第九号で 告示した道路区域の供用開始で ある。 延長二二・九メートル	備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東松山鴻巣線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
まで 町大字南吉見一六一 番二地先	東松山市大字下野本字久保原一 五八九番六地先から比企郡吉見 町大字南吉見一六一 番二地先	東松山市本町一丁目四五三九番 一地先から比企郡吉見町大字南 吉見一六 七番二地先まで	区 間
二三・五〇〇六〇・六三		五・九五〇二六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二七三四・二〇		三一七六・一〇	延長 (メートル)
		東松山市・吉見町 に引き継ぐ。	備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

<p>県道野田岩槻線</p>	<p>路線名</p>
<p>春日部市大枝字屋敷前七七六番一地先から 同市大枝字屋敷前六六七番五地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年三月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十二年七月六日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号における道路予定区域の一部供用開始である。延長六九・〇〇メートル。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 松戸草加線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>で 同市大瀬一丁目九番五地先ま</p>	<p>八潮市大字大瀬字根通四一七 番二地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>十六・〇〇 五四・〇九</p>	<p>九・六九 一〇・九八</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一一二八・三五</p>	<p>一一三九・六六</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

<p>県道松戸草加線</p>	<p>路線名</p>
<p>八潮市大字大瀬字根通四一七番二地先から 同市大瀬一丁目九番五地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年三月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年三月三十一日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号における道路区域の供用開始である。延長一・二八・三五メートル。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上笹塚谷口線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
九地先まで	三郷市岩野木字三尺内二一番 一地先から	区 間
十〇・三四 四四・七五	七・五七 一三・九四	敷地の幅員 (メートル)
七七四・四三	七七三・二九	延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

<p>県道上笹塚合口線</p>	<p>路線名</p>
<p>三郷市岩野木字三尺内二一番一地 先から 同市谷中字掛井堀向一四番一九地 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年三月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>七四・四三メートル。</p>	<p>備考 平成二十七年三月三十一日付 け埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第七号における道路区 域の供用開始である。延長七</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

一 道路の種類 県道

二 路線名 松原団地停車場線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>まで 同市栄町三丁目七六六番一地先</p>	<p>先から 草加市栄町三丁目七六一番一地</p>	<p>区 間</p>
<p>一六・〇〇 ） 二〇・二〇</p>	<p>一六・〇〇 ） 一八・四〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三・七〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

<p>県道松原団地停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>草加市栄町三丁目七六一番一地先から 同市栄町三丁目七六六番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年三月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年三月三十一日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号における道路区域の供用開始である。延長三・七〇メートル。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 惣新田幸手線

三 道路の区域

旧 新 B	旧 A	旧 新 別
幸手市大字平須賀字赤木前二一五六 番三地先から同市上高野字菩薩前一 二二四番一地先まで	幸手市大字平須賀字赤木前二一五二 番一地先から同市東二丁目八九五番 五地先まで	区 間
二五・三〇〃 八五・九一	九・六六〃 二一・六四	敷地の幅員 (メートル)
二三四八・七〇	一八三三・二〇	延 長 (メートル)
旧Aは、幸手市道として引き継ぐ。		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川村 一 峰

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 並塚幸手線
- 三 道路の区域

新 B	旧 A	旧 新 別
幸手市大字幸手字三ツ家五三六七番 四地先から同市南一丁目四七五番一 地先まで	幸手市緑台一丁目五二七六番一地先 から同市上高野一丁目四七〇番一地 先まで	区 間
一五・〇〇 六六・七六	九・九八 三三・六六	敷地の幅員 (メートル)
一五七五・四五	九一八・〇八	延長 (メートル)
旧Aは、幸手市道として引き継ぐ。		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 川 村 一 峰

<p>惣新田幸手線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>幸手市大字平須賀字赤木前二二一九番 一 地先から同市大字平須賀字赤木前二 一五六番三地先まで</p>	<p>供 用 開 始 の 区 間</p>
<p>平成二十七年三月三十一日</p>	<p>供 用 開 始 の 期 日</p>
<p>延長 一五四・六〇メートル</p>	<p>備 考</p> <p>平成二十五年十一月二十九日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第二十号で告 示した道路区域の変更の一部供用開始で ある。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年十二月二十五日

指令川建セ第二六〇〇八九〇号

二 検査済証番号

平成二十七年三月二十四日

川建セ第二六〇一六四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字上横田字境松四百三十三番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字上横田四百三十三番地

細井 光浩

告示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第二項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第四号	平成二十七年三月十二日	埼玉県入間市扇町屋二丁目七十 七の一部、七十 十六、九十三 一、九十四 一、九十五 一、四百二十四 一	埼玉県川越建築安全センター

告 示

埼玉県選管告示第十四号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十七年四月三日 午後七時

二 場所 庁議室

三 議題 埼玉県議会議員一般選挙について

告 示

埼玉県選管告示第十五号

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県選管告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県選管告示第十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	医療法人 福島病院	埼玉県加須市本町六番三三三号

告 示

埼玉県選管告示第十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	医療法人社団あずま会 介護老人保健施設葵の園・春日部	埼玉県春日部市金崎七十一番一 号
老人ホーム	社会福祉法人栄光会 特別養護老人ホームさかどロイヤルの園	埼玉県坂戸市大字森戸七百三十 九番地一
老人ホーム	社会福祉法人相愛福祉会 特別養護老人ホームはつかりの里	埼玉県川越市石原町二丁目六十 八番地五
老人ホーム	株式会社社会福祉総合研究所 介護付有料老人ホームロイヤルレ ジデンス上平公園	埼玉県上尾市大字上尾村千三百 九十九番一

告 示

埼玉県労働委員会告示第一号

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県労働委員会会長 石 田 眞

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県収用委員会告示第一号

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県収用委員会会長 白 鳥 敏 男

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「宅地建物取引主任者証明証」を「宅地建物取引士証」に改める

附 則

1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県内水面漁場管理委員会 会長 田 勝 美

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みをしてはならない。

二 指示期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第三号

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県内水面漁場管理委員会 会長 田 勝 美

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、さいたま市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

さいたま市市営住宅条例施行規則（平成十三年さいたま市規則第二百二十五号）別表第一及び別表第二に掲げる市営住宅等（氷川住宅を除く。）

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、熊谷市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

熊谷市営住宅条例施行規則（平成十七年熊谷市規則第九十二号）別表第一から第三に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、越谷市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十七年三月三十一日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

越谷市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年越谷市規則第三十九号）別表に掲げる市営住宅等（第二弥十郎中層住宅を除く。）

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで